

讚岐阿波沿岸
海岸保全基本計画

平成 27 年 12 月

香 川 県
徳 島 県

はじめに

海岸法は、昭和 31 年に制定され、津波・高潮・波浪等による被害から海岸を防護することを目的としてきた。一方、白砂青松に代表される優れた自然環境、動植物の生息空間、海洋レクリエーションの場など、海岸に対する国民ニーズの高まりや多様化が進んできている。このため、海岸の管理に環境及び利用の視点を明確に位置づけ、総合的かつ適正な海岸管理を積極的に推進するために、平成 11 年 5 月に「海岸法の一部を改正する法律」が公布された。（平成 12 年 4 月施行）

都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、関係市町村長及び関係海岸管理者の意見を聴くとともに地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を沿岸ごとに定めることとなっており、香川県及び徳島県は、平成 15 年 12 月に、広域的な視点で捉えた讃岐阿波沿岸における海岸保全基本計画を策定した。

しかし、香川県では、平成 16 年 8 月に来襲した台風 16 号によって、県下の多くの地域で既往最高潮位を更新し、広範囲に渡って高潮や波浪による甚大な高潮被害が発生した。その対策を行うため、香川県では平成 19 年 3 月に、讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画の一部を変更した。

その後、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓とする地震・津波対策や、海岸保全施設等の老朽化の進行等、海岸管理の様々な課題に対応するため、平成 26 年 6 月に「海岸法の一部を改正する法律」が公布された。（平成 26 年 8 月（一部 12 月）施行）

香川県では、「香川県地震・津波被害想定」を平成 26 年 6 月に公表、「香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画」、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を平成 27 年 3 月に策定した。

本計画では、上記の香川県の地震・津波対策の取り組みを受け、新たな施設整備計画等を反映させる必要が生じたこと、海岸法の改正に伴い維持管理等の対応が必要となったことから、第 1 編讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画（香川県域）の一部を変更するものである。なお、第 2 編讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画（徳島県域）については、南海トラフを震源とする地震・津波対策を盛り込むため平成 26 年 3 月に変更済みであるため、今回は割愛する。

目 次

| | |
|---------------------------------------|------------|
| 序論 海岸保全基本計画策定にあたって | 序-1 |
| 1. 讃岐阿波沿岸の概要 | 序-1 |
| 2. 讃岐阿波沿岸の区域 | 序-2 |
| 3. 讃岐阿波沿岸における海岸保全基本計画の策定手法 | 序-3 |
| 3-1 讃岐阿波沿岸における計画策定方針 | 序-3 |
| 3-2 讃岐阿波沿岸における計画策定フロー | 序-4 |
| 4. 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念 | 序-5 |
| | |
| 第1編 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画（香川県域） | 1-1 |
| 第1章 海岸の保全に関する基本的な事項 | |
| 1. 海岸の現況 | 1-2 |
| 1-1 海岸の概要 | 1-2 |
| 1-2 自然特性の現況 | 1-4 |
| 1-3 社会特性の現況 | 1-8 |
| 1-4 海岸保全の現況 | 1-10 |
| 1-5 利用特性の現況 | 1-12 |
| 1-6 市町アンケート | 1-14 |
| 2. 讃岐阿波沿岸の長期的な在り方 | 1-16 |
| 2-1 讃岐阿波沿岸の長期的な課題 | 1-16 |
| 2-2 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念 | 1-18 |
| 2-3 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本方針 | 1-18 |
| 3. 海岸の防護、環境、利用に関する事項 | 1-19 |
| 3-1 海岸の防護の目標 | 1-19 |
| 3-2 防護に関する施策 | 1-21 |
| 3-3 環境に関する施策 | 1-23 |
| 3-4 利用に関する施策 | 1-24 |
| 4. ゾーン区分及びゾーン毎の方向性 | 1-25 |
| 4-1 ゾーン区分の検討 | 1-25 |

| | | |
|-----|-----------------------|------|
| 4-2 | ゾーン毎の方向性 | 1-30 |
| 第2章 | 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 | |
| 1. | 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域 | 1-36 |
| 2. | 海岸保全施設の種類・規模・配置等 | 1-52 |
| 第3章 | 海岸の維持・管理に関する事項 | |
| 1. | 日常的な管理に関する事項 | 1-67 |
| 2. | 環境問題への対応 | 1-68 |
| 3. | 啓発活動 | 1-69 |
| 4. | 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 | 1-70 |
| 第4章 | 海岸保全基本計画の実施にあたって | |
| 1. | 計画実施時に配慮すべき事項 | 1-80 |
| 2. | 組織体制及び事務分掌 | 1-82 |

巻末参考資料編

| | | |
|------------|-----------------------------|------------|
| 第2編 | 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画（徳島県域） | 2-1 |
| | 省略 | |

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 讃岐阿波沿岸の概要

讃岐阿波沿岸は、香川県詫間町荘内半島の三崎から、鳴門海峡で知られる徳島県鳴門市の孫崎に連なる四国北東部の瀬戸内海に面した沿岸で、本州と四国地域を繋ぐ瀬戸大橋と大鳴門橋が架かる四国の玄関口に位置づけられる。

沿岸のほぼ全域が、瀬戸内海国立公園に指定され、穏やかな海と小豆島や塩飽諸島など多くの島による風光明媚な景観を形成するとともに、藻場や干潟、天然の砂浜が多く分布し、豊かな自然環境を有している。

沿岸東部では讃岐山脈が海岸線まで迫る中、鳴門市のウチノ海一帯では海峡特有の景観を形成している。また、中西部では讃岐平野が開け、屋島、五色台、飯野山といった溶岩台地や孤立丘が分布し、沿岸部でもなだらかな海岸線に岬や鼻といった小規模な突出部が点在する特徴的な海岸線を形成している。

良好な環境を有する海岸は、優れた観光資源として利用されるとともに、海岸の自然を活かした公園や遊歩道なども整備され、人々の憩いの場となっているが、こうした海岸は、「津田の松原」に代表される東讃地区と島しょ部にほぼ限られている状況であり、貴重な砂浜の保全を含め、新たなレクリエーション空間の創出や利便性の向上が求められている。

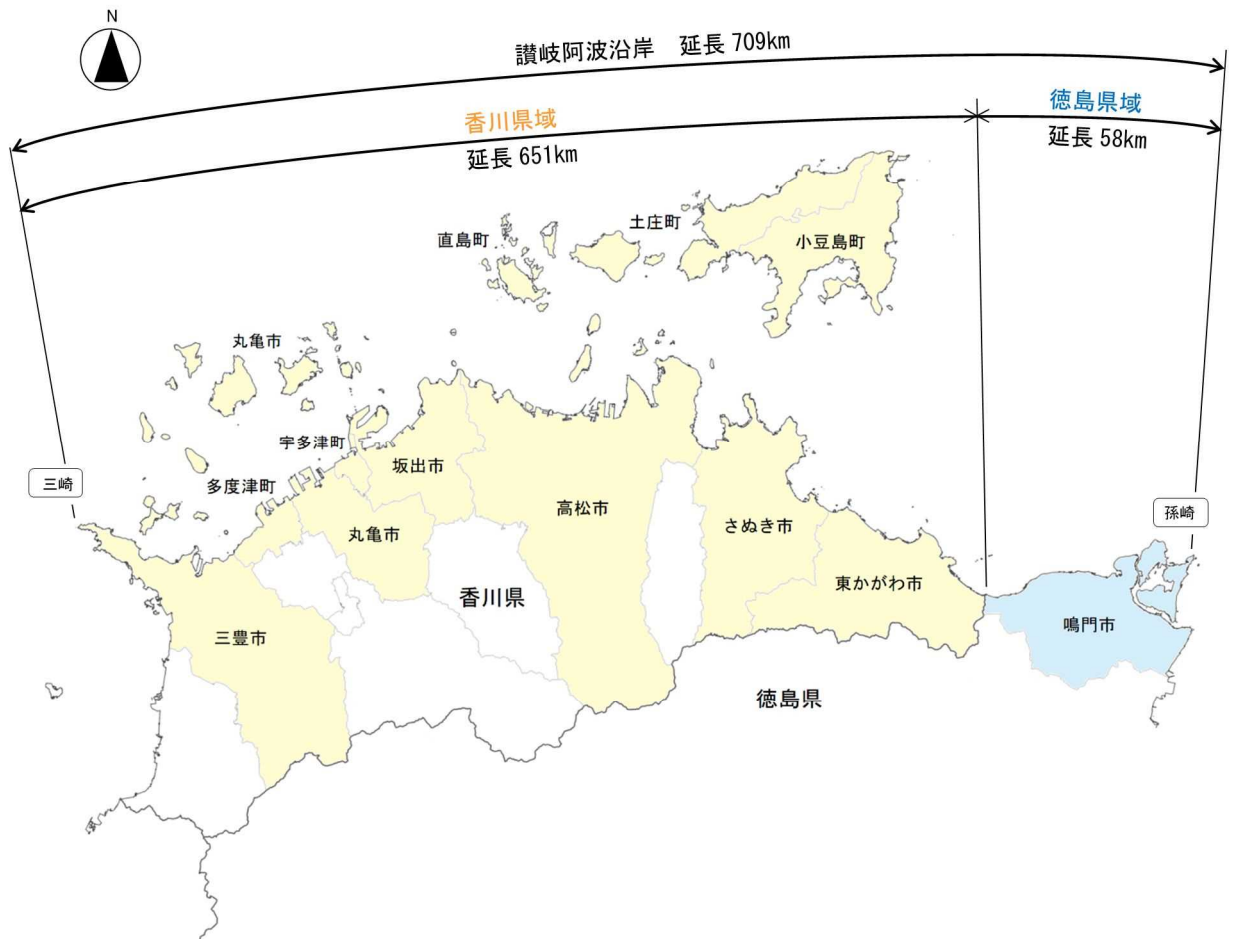
一方、当沿岸は瀬戸内海に位置するため、波浪などの外力は外海に比べ小さいが、低地が多く潮の干満も大きいことから、高潮被害の危険性が高い地域が見られ、第二室戸台風（昭和 36 年）では多くの地域で浸水被害が発生し、それ以降の台風、特に平成 16 年の台風 16 号によって、甚大な浸水被害が発生していることから、高潮に対する安全性の確保が重要である。

また、平成 26 年 1 月には、地震調査研究推進本部から当沿岸に最も影響を及ぼす南海トラフを震源とするマグニチュード 8～9 クラスの地震発生確率が「今後 30 年以内で 70%程度」と公表されるなど、地震・津波対策の強化が求められている。

このように、讃岐阿波沿岸は、風光明媚な海岸景観の保全と新たなレクリエーション空間の創出及び利便性の向上に配慮した防災対策が必要な地域である。

2. 讃岐阿波沿岸の区域

讃岐阿波沿岸の区域は下記のとおりで、香川県と徳島県にまたがる7市5町である。



※地理院地図を加工して作成

香川県 : 東かがわ市、さぬき市、高松市、坂出市、宇多津町、丸亀市
多度津町、三豊市、小豆島町、土庄町、直島町

徳島県 : 鳴門市

3. 讃岐阿波沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

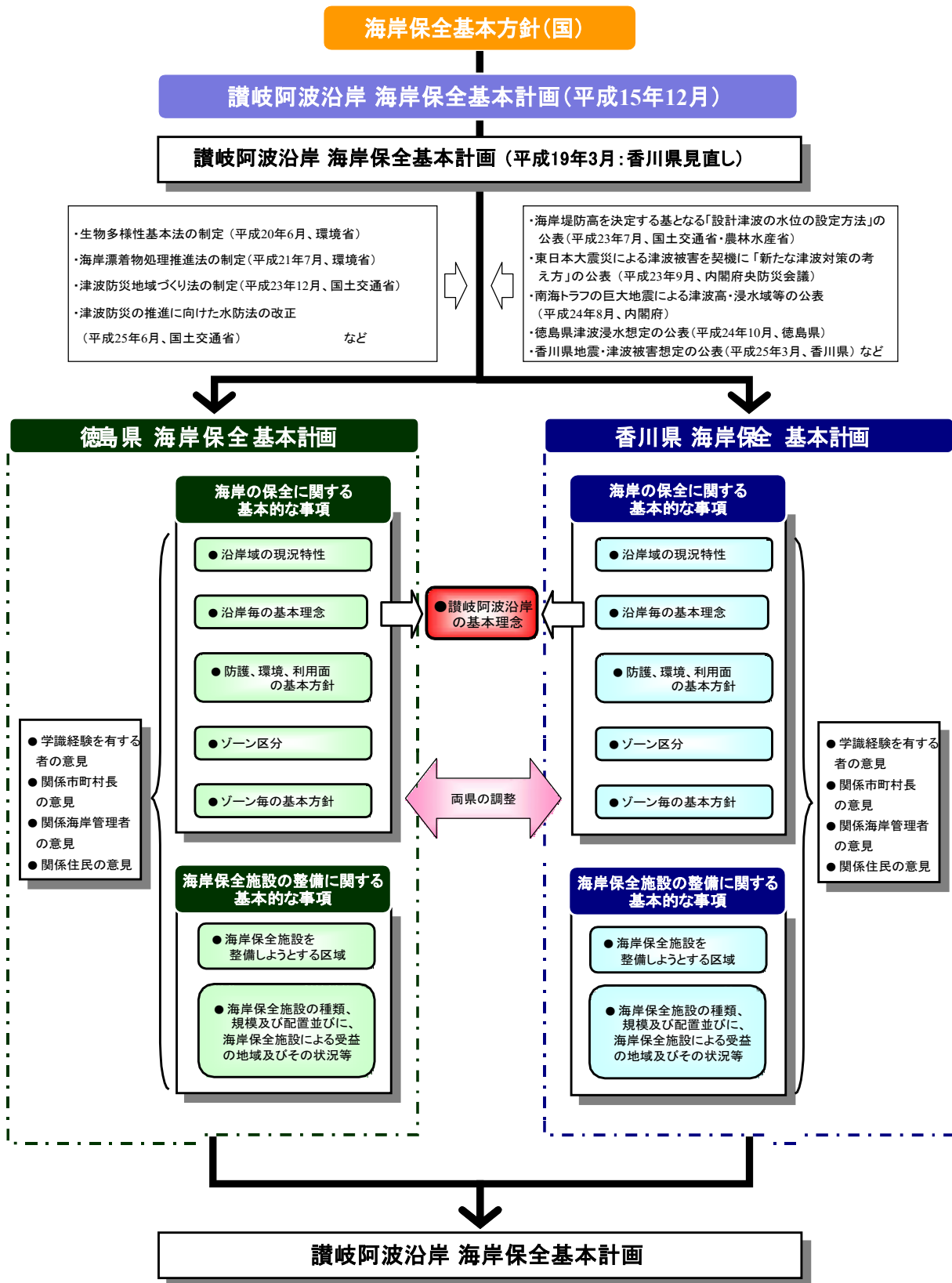
3-1 讃岐阿波沿岸における計画策定方針

- 「海岸保全基本計画」は、両県の考え方を尊重し策定する。
- 両県共通の「讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念」を掲げ、この基本理念の基に各県毎に基本計画を策定する。
- 「本基本計画」の内容としては、海岸法に定められている事項とするが、地域（ゾーン）毎の目指すべき方向性・海岸保全への取り組み方針についても定めるものとする。
- 「本基本計画」では、海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸についても対象範囲に含むこととする。
 - 海岸保全施設の整備に関する事項：「要保全海岸区域」
 - その他、海岸の管理に関する事項：「要保全海岸区域」及び「一般公共海岸区域」
- 「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸毎に地元住民・関係市町・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取り組みを推進していくものである。
- 海岸事業※を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。従って、防護上の機能を満足していたり、優れた自然環境を有し、かつ背後地の重要度が極めて低いことなどの理由により手を加えない海岸、維持補修や周辺に与える影響が少ない小規模な施設整備等で対応できる海岸については、「整備対象海岸」として位置づけない。

※海岸事業：高潮対策事業、侵食対策事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、海岸環境整備事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業等
- 抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、この計画は、今後の事業を実施していく上で行う詳細検討（調査・計画・設計）における整備の方向性を示すものとする。具体的な施設規模、構造及び工法等については、利用者ニーズや環境に関する考え方及び技術等の変化に柔軟に対応するため、詳細設計段階で検討し、地元説明会等を経て決定していくこととする。
- 「本基本計画」の対象期間は、今後 20 年から 30 年間とする。

なお、自然的・社会的状況の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとする。

3-2 讃岐阿波沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー

4. 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念

香川県と徳島県では、「讃岐から阿波の豊かな自然と共生し、にぎわいがあり、安全で親しみのある海岸の創出」を両県共有の「讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき各県域での海岸保全を実施する。

讃岐から阿波の豊かな自然と共生し、 にぎわいがあり 安全で親しみのある海岸の創出

【 安全で快適な海岸づくりと南海トラフ地震に備えた防災対策の推進 】

台風等の高潮や波浪、津波から海岸背後を守る越波対策や侵食をうけつつある砂浜の保全・回復など、必要な防護機能の確保を最優先に考え、安全な海岸づくりを目指す。

施設整備にあたっては、優れた消波機能をもつ砂浜や松林等の海浜植生の保全に努めるなど、景観や利便性にも配慮し、快適な海岸づくりに努める。

また、南海トラフ地震による津波に対しては、「事前防災・減災」の考え方に基づき防護施設の整備を行う。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

【 瀬戸内海の豊かな自然環境の保全と暮らしとの共生 】

穏やかな海と小豆島や塩飽諸島など多くの島による風光明媚な景観を形成するとともに、藻場、干潟及び天然の砂浜など、豊かな自然環境を有している讃岐阿波の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、適切な保全に努める。

また、施設の整備を行う場合においても、自然の生態系を守りつつ、海辺の生活環境、漁場環境の保全と改善を進め、自然と人々の暮らしが共生する海辺空間を創出する。

【 自然とのふれあいによる親しみのある海岸の創出 】

瀬戸内海の多島美や歴史的資源等を活用した地域振興や観光振興に配慮するとともに、地域と連携した取り組みにより、高齢者や障がい者を含めた誰もが日常生活の中で海辺に近づき、自然にふれあうことができるよう、親しみのある海岸づくりを目指す。

また、これらの取り組みが、次世代に向けた新たな交流と地域文化の継承・発展に寄与していくことを目指す。

第 1 編 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画（香川県域）

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況

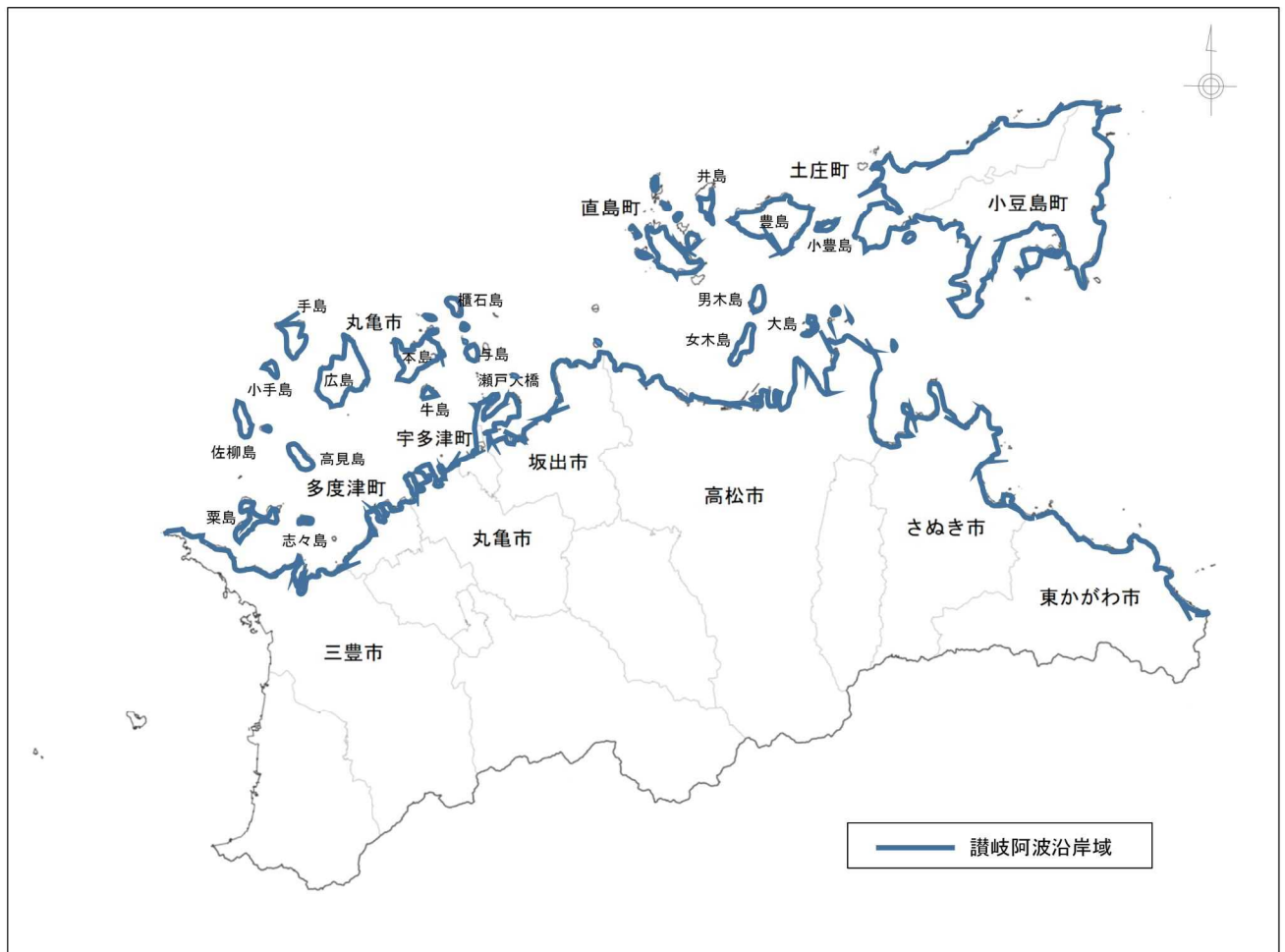
1-1 海岸の概要

讃岐阿波沿岸は、香川県の北部に位置し、東かがわ市、さぬき市、高松市、坂出市、宇多津町、丸亀市、多度津町、三豊市、土庄町、小豆島町、直島町の6市5町からなる。

海岸線は比較的屈曲が多く、瀬戸内海には大小の島々が点在し、海岸線延長は651,208m、海岸保全区域延長は259,356m（平成26年海岸統計）である。

塩飽諸島を含む中讃地域のうち、高松市～多度津町の沿岸域の海岸線は、昔から産業、流通の拠点であったこともあり、古くから整備が進められてきた。また、小豆島を含む高松市より東部の沿岸は、海岸線の出入りが多く、侵食の被害への対応が進められてきた。しかし、平成16年に来襲した台風16号によって、県内の多くの地域で既往最高潮位を更新し、高潮や越波による甚大な被害が発生した。

一方で、風光明媚な瀬戸内海国立公園の一角を形成するこれらの海岸は、天然の良港や砂浜海岸にも恵まれ、貴重な資源となっている。また、海生生物の生息場所、産卵場や保護の場所となる藻場や干潟なども多く分布しており、優れた自然環境を有する海岸線も残されている。



※地理院地図を加工して作成

讃岐阿波沿岸 (香川県域)

讃岐阿波沿岸市町別海岸線延長

| 市町名 | 海岸線延長 (m) | 市町名 | 海岸線延長 (m) |
|-------|-----------|------|-----------|
| 東かがわ市 | 27,786 | 多度津町 | 28,512 |
| さぬき市 | 39,235 | 三豊市 | 55,804 |
| 高松市 | 120,841 | 土庄町 | 88,273 |
| 坂出市 | 75,558 | 小豆島町 | 82,658 |
| 宇多津町 | 8,538 | 直島町 | 49,057 |
| 丸亀市 | 74,946 | | |

| | 海岸線延長 (m) | | 海岸線延長 (m) |
|-------|-----------|--------|-----------|
| 香川県合計 | 651,208 | 讃岐阿波合計 | 709,208 |
| 徳島県合計 | 58,000 | | |

※出典：平成26年海岸統計。ただし、徳島県は海岸保全基本計画（平成26年3月変更）による。

1-2 自然特性の現況

○ 気象・海象

- 讃岐阿波沿岸の気候は、年平均気温は 17℃前後、年間降水量は 1,100mm 前後、年間日射量時間は 2,000 時間前後（観測所：高松、統計期間：平成 17 年～平成 26 年）であり、四季を通じて温暖少雨で気候温和な瀬戸内式気候である。
- 島しょ部や海岸付近においては濃霧の発生が見られ、また、海陸風の交替時に生じる「なぎ」の現象が、特に夏の夜間において見られる。
- 讃岐阿波沿岸における主な港湾の既往最高潮位は約 T.P. +2.3m～T.P. +2.9m であり、概ね西へ行くほど高くなっている。干満の潮位差は約 1.7m～3.6m であり、既往最高潮位と同様に西へ行くほど大きくなっている。
- 播磨灘、備讃瀬戸における潮流は、ほぼ東西方向に流れ、概ね 6 時間ごとに転流しているが、島しょ部では島や浅瀬が散在しているため、流速及び流向は地形に従って変化し、島陰などで反流区域となる。大潮上げ潮最強時の表層の流向と流速は、概ね東から西へ向かって 0.5～2 ノット前後であるが、瀬戸大橋南西域では 3 ノットを越えている。

讃岐阿波沿岸の潮位

| 海岸 | 既往最高潮位 H. H. W. L | 朔望平均満潮位 H. W. L | 潮位差 |
|------|----------------------|--------------------|-------|
| 三本松港 | T. P. +2.30m* | T. P. +0.87m | 1.67m |
| 高松港 | T. P. +2.46m* | T. P. +1.09m | 2.30m |
| 坂出港 | T. P. +2.70m* | T. P. +1.51m | 2.98m |
| 丸亀港 | T. P. +2.75m** | T. P. +1.74m | 3.34m |
| 詫間港 | T. P. +2.91m** | T. P. +1.78m | 3.61m |
| 土庄東港 | T. P. +2.51m* | T. P. +1.05m | 1.95m |

*印は、平成 16 年の台風 16 号による既往最高潮位

**印は、昭和 36 年の第二室戸台風による既往最高潮位

○ 地形・地質

- 四国の北東部に位置する讃岐阿波沿岸域は、南に讃岐山脈が連なり、北に讃岐平野が展開しており、流入河川は概ね讃岐山脈に源を発し、瀬戸内海に注いでいる。瀬戸内海には小豆島や塩飽諸島など多数の島が点在し、風光明媚な景観を形成している。また、讃岐平野には数多くのため池をはじめとして、屋島、五色台、飯野山といったメサ（溶岩台地）やビュート（孤立丘）が分布しており、沿岸部でもなだらかな海岸線に岬や鼻といった小規模な突出部が点在するという特徴的な海岸線を示している。
- 地質は、沿岸域の島しょ部では、黒雲母花崗岩が大半を占めており、小豆島周辺に新生代第三紀の豊島累層や流紋岩・安山岩が見られる。沿岸から内陸部にかけては新生代第四紀の沖積層が大半を占めているが、坂出市の太平山や城山付近には讃岐岩類、讃岐層群、花崗閃緑岩が分布している。また、高松市庵治町から東かがわ市にかけては、花崗閃緑岩、黒雲母花崗岩がパッチ状に分布しており、最東部では海岸部まで和泉層群が分布している。

○ 植生分布

- 沿岸部の植生を概観すると、讃岐平野にはウリカワやコナギといった水田雑草群落が多く、島しょ部や丘陵部にはアカマツ、クロマツ、ウバメガシ等の森林が見られる。特にウバメガシは低木林の主要な構成要素となっており、各地で比較的多く見られる。
- 特定植物群落としては、香川県全体で 39 箇所が指定されている（第 5 回基礎調査特定植物群落調査）。当沿岸部では、「白鳥海岸のクロマツ林（東かがわ市）」、「津田海岸のクロマツ林（さぬき市）」、「当浜のヤブツバキ林（小豆島町）」、「荘内半島のウバメガシ林（三豊市）」、「大角鼻のカシワ群落（小豆島町）」などが指定されている。
- 藻場は 2,303ha で香川県の 96%程度である（平成 22 年度香川県海域藻場分布実態調査）。面積はやや減少傾向にある。当沿岸では、東讃海域ではガラモ場が、備讃瀬戸海域ではアマモ場が主要な藻場となっており、高松市では県内で最も多い 492ha の藻場が分布している。
- 干潟は渡り鳥の良好な渡来地で島しょ部と新川の高松市以西に広く分布しており、449ha と香川県の干潟全体の 64%を占めている（平成 18 年度瀬戸内海干潟実態調査）。なお、第 5 回自然環境保全基礎調査の比較（1997 年～2006 年）によると広島、手島（いずれも丸亀市）の各所で干潟増加が報告されている。

○ 生態分布

- 瀬戸内海、讃岐山脈、讃岐平野から構成される複雑な地形は、動植物に多様な生息環境を提供している。このため、香川県では、鳥類 299 種、は虫類 17 種、両生類 15 種、淡水魚類 73 種（出典：「かがわの自然」の物語。ただし、淡水魚については、回遊魚 16 種類も含む）。など数多くの野生動物の生息が確認されている。
- 海岸・干潟で見られる貴重な動物種としては、多くの河口部の干潟でハクセンシオマネキ、土器川河口等でワカウラツボの生息が確認されている。また、貴重な昆虫類として島しょ部の砂浜海岸でルイスハンミョウ、ヤマトマダラバッタの生息が確認されている。また鳥類では、シロチドリ、ハマシギ、クロサギなどが海岸・干潟で確認されている。

○ 海底地形・底質

- 讃岐阿波沿岸の海底地形は小豆島を挟んで東西に異なった傾向を示している。小豆島より東側は、播磨灘に面し沖合に向かってなだらかな地形変化を示し、小豆島より西側は、大小様々な島が点在しており水深変化は複雑である。沿岸近くは、水深 20m 以浅が多く、湾内や島の西側では水深 10m 以浅の浅場が広く分布している。特に小豆島から豊島にかけては、途中の葛島、小豊島等も含めて、10km 以上にわたる 10m 以浅の遠浅海岸となっている。また、男木島、女木島の西側にも約 10km にわたる 10m 以浅の浅瀬が発達している。
- 底質は、湾奥部を除き、ほとんど砂質・レキ質で、海峡部や屋島などの半島先端部及び島の東側に岩礁地帯が見られる。

○ 水質

- 環境基準の指定状況は、高松港と坂出港、番の州泊地の沿岸部の一部が海域B類型、それ以外の海域はすべて海域A類型となっている。
- 高松港、坂出港、丸亀港等の臨海部は工場・事業所が多く、背後地に人口集中地帯を抱えているため、流入河川からの汚濁負荷が大きい。特に詰田川尻（詰田川、新川及び春日川の河口部）は、流入河川の水質に大きな影響を受けている。このため、平成 25 年度は高松港と坂出港、番の州泊地の海域B類型の海域を除き、CODの環境基準を達成できていない（平成 26 年度環境白書）。
- 讃岐阿波沿岸における全リン、全窒素の環境基準達成状況をみると、平成 25 年度は 3 海域（東讃、備讃瀬戸（イ）、備讃瀬戸（ロ））全てで環境基準を達成している。（平成 26 年度環境白書）
- 海水浴場の水質状況は平成 27 年度調査において讃岐阿波沿岸 10 箇所すべてでB評価以上（C評価まで適）であり、すべての海水浴場で遊泳可能である。調査項目別では大腸菌、透明度、油膜についてすべての海水浴場でAA～A評価である（平成 27 年度香川県海水浴場の水質検査結果）。
- 播磨灘海域では、毎年赤潮の発生が確認されている。一方、備讃瀬戸海域は、比較的潮流が速く、赤潮の発生回数は比較的少ないが、近年増加傾向にある（赤潮関係データベース（平成 9 年～平成 26 年））。

○ 自然公園・保護区

- 讃岐阿波沿岸の海域は、自然公園法に基づく瀬戸内海国立公園に指定されている。陸域では、屋島、塩飽諸島、五色台、寒霞溪などが指定されている。
- 沿岸部では、護岸整備や産業立地に伴う埋立て等により人工海岸が増加しているが、自然海岸は、貴重な植生の分布地であり、景観上も重要であるほか、海水浴、潮干狩等のレクリエーションの場としても広く利用されている。この自然海岸を保全するため、香川県では瀬戸内海環境保全特別措置法を受け、香川県自然海浜保全条例を昭和 55 年に制定し、自然海浜保全地区の指定を行い、香川県で現在 23 ヶ所が指定されており、讃岐阿波沿岸では 19 ヶ所が指定されている。
- 鳥獣の保護繁殖を図るために設定する鳥獣保護区は、香川県で現在 26 ヶ所 9,327ha が設定されており、讃岐阿波沿岸域では「屋島鳥獣保護区（818ha）」と「五色台鳥獣保護区（2,990ha）」および「紫雲出山鳥獣保護区（646ha）」が鳥獣保護区に指定されている。

○ 海岸景観

- 讃岐阿波沿岸域は、「変化に富み平和的にして優美な風景」と評価される瀬戸内海国立公園を有し、優れた海岸景観が随所に見られる。内海多島景観であり、人間生活が入り込んだ自然風景は、人為的な影響の少ない他の国立公園とは異なり、この国立公園独特の景観となっている。また、海食崖、砂州、砂嘴等の豊かな自然景観が点在している。
- 田の松原（さぬき市）は、白砂青松の名勝として「日本の渚 100 選」「白砂青松 100 選」に選ばれている。また、「日本の夕陽百選」として小豆島の夕陽ヶ丘～屋形崎、三都半島、屋島、女木島が選定されている。

1-3 社会特性の現況

○ 歴史・文化

- 香川県は、温暖な気候や地形的・地理的条件によって古くから開け、古墳など数多くの遺跡が残されているほか、平野部では、条里制地割りの跡が見られる。また、讃岐国分寺や讃岐国分尼寺などの数多くの寺院が残されており、平安時代以降には、弘法大師をはじめとする多くの名僧を輩出するなどの歴史的背景から、数多くの史跡や名勝・天然記念物などが継承されている。平成 25 年度末現在における指定文化財の件数は、国指定 548 件、県指定 221 件、市町指定 775 件、合計 1,544 件となっている。讃岐阿波沿岸域では、高松城、丸亀城、屋島寺などが指定されている。
- 讃岐阿波沿岸域では、祭事や名所・旧跡として旧大川郡志度町の海女の玉取りや高松市屋島西町の源平の古戦場、坂出市の塩田などがあげられる。また、高松市女木町の桃太郎の鬼征伐や、三豊市詫間町の浦島太郎伝説などの言い伝えもある。
- 沿岸域には海上安全祈願の金比羅宮に関連した旧金比羅大芝居跡や弘法大師ゆかりの霊場四国八十八カ所めぐりなどに関係する寺社が点在している。

○ 土地利用及び人口分布

- 平成 25 年 1 月 1 日現在の沿岸市町における地目別民有地面積の構成比をみると、山林が 45.5%、田 21.5%、畑 12.1%となっており、宅地は 16.3%となっている。讃岐平野では田畑が広がっており、飯野山や屋島、五色台などの平野部の山々や讃岐山脈、小豆島などの島しょ部で森林が多くなっている。
- 沿岸市町の平成 26 年の人口は、約 80 万 7 千人で県の 80%以上（香川県：980.9 千人）を占めている。特に高松市 420,758 人、坂出市 53,484 人、丸亀市 110,416 人の 3 市の占める割合が高い。
- 香川県の人口は平成 11 年をピークに平成 12 年以来 15 年連続減少となっている。「かがわ人口ビジョン骨子案（平成 27 年 5 月、香川県）」によると、平成 72（2060）年までに約 60 万人に減少すると予測されている。

○ 交通

- 道路網：沿岸部には国道 11 号が整備されており、高松市を中心として愛媛県四国中央市方面と徳島県鳴門市方面を結んでいる。また、瀬戸中央自動車道と高松自動車道が中国地方と四国各県を結んでいる。
- 鉄道網：JR が高松駅を中心として愛媛方面へ予讃線が、徳島方面へ高德線が走り、土讃線が多度津駅より高知へ向かっている。また、岡山方面へは瀬戸大橋線が坂出駅を経由して延びている。私鉄には、高松琴平電鉄があり、高松市周辺部の交通を担っている。
- 船舶：瀬戸大橋が開通するまでは、本州への交通は高松を中心としたフェリーが担っていたが、橋の開通以降の交通手段は列車や自動車へと移っている。一方、フェリーは小豆島や塩飽諸島など近郊の島々への主要な交通手段として利用されている。
- 航空輸送：高松市香南町には高松空港がある。

○ 産業

- 農業：農業産出額（平成 18 年）では香川県シェア約 60%を占めており、小麦、飼料作物、みかん、花卉栽培が盛んである。東讃地域や中讃地域沿岸域の一部には農地利用があるものの、山が海まで迫っているところも多く、あまり大きな規模では行われていない。
- 商業：商店や販売額は、高松市に大きく集中しており、丸亀市、坂出市がそれに続いている。また、手袋、織物、石製品等の製品販売が盛んである。
- 工業：沿岸域では、高松市や中讃地域の臨海部に金属製品や化学工業などの基礎素材型の工場立地が見られるが、その他の地域では、大きな産業集積はあまり見られない。
- 坂出市、宇多津町といった瀬戸大橋周辺部とさぬき市では、新しい工業団地の分譲が行われている。

1-4 海岸保全の現況

○ 海岸災害

- 沿岸域の海岸では、昭和 36 年の第二室戸台風をはじめ、台風等の自然災害による浸水被害を受けている。第二室戸台風では、東讃地域、小豆島、三豊市詫間町で浸水被害を受けた海岸が多く見られる。近年では、平成 16 年に台風 16 号や台風 18 号等によって、甚大な浸水被害を受けている。特に、高松市では、台風 16 号来襲時に既往最高潮位を大きく上回り（再現確率約 160 年に相当）、被害も甚大なものになった。
- 地震・津波被害については、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最大クラスの地震が発生した場合が想定されている。これを受けて、香川県では「香川県地震・津波被害想定調査委員会」を設置し、市町単位での細やかな被害想定を行い、「香川県地震・津波被害想定調査報告書（公表：平成 26 年 6 月）」としてとりまとめ公表した。
- 「香川県地震・津波被害想定調査報告書（公表：平成 26 年 6 月）」によると、最大クラスの被害をもたらす南海トラフ巨大地震による被害は、地震・津波により堤防等が破壊される最悪の条件のもと推計した結果、県内全域で、浸水区域は約 6,983ha、人的被害は、最大で約 19,000 人に及ぶことが想定されている。
- 南海トラフ巨大地震で発生する津波は、紀伊水道、豊後水道を通じて瀬戸内海に侵入し、地震発生後約 1 時間で第 1 波が鳴門海峡を通過し、東かがわ市に到達する。最大津波水位（T.P.）は最も高い箇所ですぬき市志度港の 3.8m と想定されている。
- 南海トラフ巨大地震が発生した場合には、東かがわ市、三豊市の一部地域で震度 7 が想定される。高松市、坂出市、宇多津町、丸亀市、多度津町、さぬき市、東かがわ市の広範囲で液状化の危険度 A（液状化の恐れが極めて高い区域）となっている。特に、高松市臨海部と背後の市街地は埋立地や三角州となっているため、液状化の危険度が高いと想定される。

○ 海岸侵食

- 沿岸の砂浜海岸は、全体的に砂浜幅は狭く、平均砂浜幅 30m 未満の海岸が多くを占めている。侵食傾向にある海岸は、東かがわ市から高松市牟礼町に至る東讃地域や小豆島、豊島に比較的多く見られる。一方、瀬戸大橋から三豊市詫間町三崎に至る塩飽諸島を含む地域には、安定した砂浜海岸が多い。

○ 保全施設の現況

- 海岸保全施設は、昭和 35 年から昭和 55 年にかけて整備された施設が多い。昭和 30 年代は、直立護岸の整備がほとんどであったが、近年では面的防護方式を採用した保全計画が立てられている。

○ 対象外力

- 高潮：瀬戸内海（讃岐阿波）の風波が対象外力となる。設計波高は、東かがわ市からさぬき市に至る海岸で 1.3～3.5m、さぬき市から三豊市詫間町に至る海岸で 0.5～2.6m、島しょ部の海岸で 0.8～3.2mとなっている。
- 津波：比較的発生頻度の高い津波（L1）が対象外力となる。設計津波水位は、東かがわ市からさぬき市に至る海岸で T.P. +2.1～2.8m、さぬき市から三豊市詫間町に至る海岸で T.P. +2.2～2.6m、島しょ部の海岸で T.P. +2.3～2.6mとなっている。

1-5 利用特性の現況

○ 漁業利用の状況

- 讃岐阿波沿岸域には、瀬戸内海の好漁場と長い海岸線沿いにある良好な天然の地形を利用して、古くから多くの漁港が各地域に開けているが、小規模なものが多い。高松市、さぬき市、小豆島町、土庄町などには、特に数多くの漁港が見られる。
- 讃岐阿波沿岸の漁港は 82 港あり、うち二種漁港が 5 港、一種漁港が 77 港（うち離島 48 港）である。沿岸域内の二種漁港は、四海漁港（土庄町）、福田漁港（小豆島町）、引田漁港（東かがわ市）、高松漁港及び庵治漁港（高松市）である。
- 県内漁業では、イワシ漁の船びき網漁業やイカナゴ漁などの袋まち網漁業、エビ・カレイ・タコ漁などの小型底びき網漁業、ブリ類・ノリ等の海面養殖業、といった 2 種類の漁業に大別される。中でも、海面養殖業が盛んであり、漁獲量で漁船漁業を上回っている。
- 讃岐阿波沿岸における漁業経営体数は1,477 経営体で香川県の87%のシェアとなっている（2013 年漁業センサス）。また魚種別の漁獲量で見ると、平成 25 年で「いかなご」「たこ類」「しらす」を中心に 9 千 t と県の 49%のシェアとなっている。沿岸域の市町別の生産量では、高松市（26%）、東かがわ市（17%）、直島町（16%）などが高い生産量となっている（海面漁業生産統計調査（平成 19 年～平成 25 年））。
- 水産加工工場、冷凍冷蔵工場が高松市を中心に数多く立地している。

○ 観光レクリエーション

- 平成 25 年の県外観光客数は、年間約 918 万人で 2 年連続の増加であった。
- 讃岐阿波沿岸の海水浴場は、東讃地域、小豆島に多く分布している。津田の松原海水浴場（さぬき市）、沙弥島海水浴場（坂出市）、シルバービーチ海水浴場（土庄町）、宮の浜海水浴場（土庄町豊島）、オリーブビーチ海水浴場（小豆島町）、楠浜海水浴場（三豊市）等があり、毎年多くの人々が訪れている。
- 沿岸部における観光については、平成 25 年度に「瀬戸大橋記念公園（坂出市）」約 12 万人、「地中美術館」約 18 万人をはじめ多くの観光客を集客した。また、小豆島ふるさと村（小豆島町）、海釣り公園、潮干狩り場などのレジャー施設が見られる。
- 瀬戸内国際芸術祭が瀬戸内海の魅力を世界に発信するプロジェクトとして平成 22 年から始まり、3 年に一度開催されている。「瀬戸内国際芸術祭 2016」では、春、夏、秋の総計 108 日間催される予定となっており、直島、豊島、女木島、男木島、小豆島などでイベントが実施される。

瀬戸内国際芸術祭 2016 の開催地

| 開催地 | 開催時期 | 沿岸名 |
|-------|-------|------|
| 直島 | 春、夏、秋 | 讃岐阿波 |
| 豊島 | 春、夏、秋 | 讃岐阿波 |
| 女木島 | 春、夏、秋 | 讃岐阿波 |
| 男木島 | 春、夏、秋 | 讃岐阿波 |
| 小豆島 | 春、夏、秋 | 讃岐阿波 |
| 大島 | 春、夏、秋 | 讃岐阿波 |
| 犬島 | 春、夏、秋 | 岡山県 |
| 沙弥島 | 春のみ | 讃岐阿波 |
| 本島 | 秋のみ | 讃岐阿波 |
| 高見島 | 秋のみ | 讃岐阿波 |
| 栗島 | 秋のみ | 讃岐阿波 |
| 伊吹島 | 秋のみ | 燧灘 |
| 高松港周辺 | 春、夏、秋 | 讃岐阿波 |
| 宇野港周辺 | 春、夏、秋 | 岡山県 |

○ 港湾施設の利用

- 讃岐阿波沿岸の港湾は、重要港湾が 2 港（高松港：県管理、坂出港：坂出市管理）、地方港湾が 61 港（県管理 19 港、市町管理 42 港）の計 63 港を有している。
- 香川県の港湾機能は讃岐阿波沿岸に集中しており、海上出入貨物量について県シェアのほぼ 100%を占めている（平成 25 年港湾調査）。また、入港船舶数、船舶乗降人員数の県シェアはそれぞれ 99%、98%程度となっている。
- 讃岐阿波沿岸における主要な港湾は高松港と坂出港であり、香川県における海上出入貨物量の約 70%をこの 2 港が占めている。
- 讃岐阿波沿岸において臨港地区のある港湾は 25 港であり、面積は香川県が指定している臨港地区の総面積の約 98%（高松港、坂出港、丸亀港の 3 港で約 91%）を占めている。また、分区指定地域の約 94%が商港区及び工業港区となっている。

○ 主要計画等

- さぬき浜街道：高松市及び中・西讃地域の臨海部と瀬戸大橋の坂出北インターチェンジを直結する路線で、沿岸地域の地域開発促進のための役割を担う道路であり、全体延長は 62.3km、標準幅員は 12～50m（2～6 車線）である。
- 四国横断自動車道：阿南市から高松市、高知市、須崎市を経て、大洲市に至る四国を南北に横断する 441km の主要幹線であり、四国四県と京阪神を結ぶ広域高速交通ネットワークとして、経済・文化などあらゆる面での様々な効果が期待されている。また、高松東 I C から鳴門 I C の暫定 2 車線区間を四車線へ拡幅する四車線化事業が平成 30 年度完成を目標に実施されており、交通事故防止、渋滞対策、災害時の緊急輸送路としての機能確保など県民生活や社会経済活動に大きな意義のあるものと期待されている。

1-6【市町アンケート*】

○ 防護面

- 被災歴については、小規模であるが高潮による浸水被害が三豊市（詫間町、仁尾町）、観音寺市大野原町で報告されている。（近年では平成 2 年 9 月の三豊市仁尾町宿入、大北地区における床下浸水 80 戸）
- 台風時の高潮等による越波・浸水被害、施設被災等の被災歴が三豊市（旧詫間町、旧三野町）、宇多津町、さぬき市、東かがわ市、小豆島町（旧池田町）より報告されている。（最近では三本松港の一部損壊（平成 9 年）、蒲野漁港の防波堤、防砂堤被災（平成 10 年）など）
- 防災上の問題点としては、地震時の液状化、台風時の高潮等による越波、浸水被害への懸念、護岸管理道の吸い出しなどが挙げられている。（詫間地区の液状化、大見海岸（三豊市）や本村と宮浦（いずれも直島町）、小豆島町（旧池田町）沿岸各地の越波、浸水、宇多津港の護岸管理道の吸い出しなど）
- 防災対策としては、現在実施中の対策として防災無線の設置や排水ポンプ場の整備、避難訓練等、地域防災計画に基づく対応が挙げられている。
- 海岸侵食による砂浜の減少、消滅等が多度津町、丸亀市、小豆島町（旧池田町）、東かがわ市より報告されている。

○ 環境面

- 貴重な植物または親しまれている植物としては、詫間のアッケシソウ、小与島（坂出市）のササユリ、津田の松原（さぬき市）のクロマツ林、小松原地区（東かがわ市）のハマヒルガオ、湊下地区（東かがわ市）や小部地区（土庄町）のハマボウ群落、直島の島つつじ、皇子神社社叢（小豆島町）のウバメガシ群落、オリーブ公園（小豆島町）のオリーブなどが挙げられている。
- 貴重な動物としては、戸形崎（土庄町）の砂浜で産卵するアカウミガメが挙げられている。
- 重要な藻場、干潟としては、女木島と屋島、生島地区（いずれも高松市）や相生馬宿海岸（東かがわ市）の藻場、大見海岸（三豊市）の干潟などが挙げられている。
- 優れた海岸景観としては、三豊市の「津嶋神社」、多度津町の「桃陵公園から見た港」、宇多津町の「臨海公園」、坂出市の「沙弥島ナカンダ浜」、高松市の「竹居観音岬から見た海」、さぬき市の「青木海岸、津田の松原 S.A から見た海、大串自然公園」、東かがわ市の「ベッセルおおち」、「鹿浦越岬展望台から見た海」、「大坂峠」、直島町の「ふるさと海の家、ベネッセアートサイト直島」、土庄町の「余島、双子浦」、小豆島町の「地蔵崎灯台、花寿波島、三角海岸、汐江海岸」などが挙げられている。
- 環境保全活動は沿岸域の主要な海水浴場の清掃活動を中心に活発に行われており、市町での環境保全活動に年間約 3600 人、ボランティア（自治会、小中学校、PTA、漁協組合、民間ボランティア団体など）による環境保全活動に年間約 4300 人が参加している。
- 各市町で漂着ゴミやゴミの不法投棄などに悩まされている。また、東讃地域や小豆島の内湾などで水質汚染が問題となっている。

○ 利用面

- 観光レクリエーション資源としては、海水浴場が多く、津田の松原海水浴場の年間入込客数は 10 万人以上となっている。その他の主な観光レクリエーション資源としては、小豆島町の「小豆島ふるさと村」約 19 万人、三豊市の「津嶋神社」約 10 万人、さぬき市の「クアタラソさぬき津田・クアパーク津田」約 6 万 5 千人などがある。
- 海または海浜を利用したイベント等は、多くの市町で 7 月から 8 月にかけて花火大会などが開催され、多くの人々で賑わっている。中でも高松祭りの約 20 万人が最も多く、次いで丸亀娑婆羅まつりの約 10 万人、津嶋神社夏季大祭の約 8 万人が続いている。日
- 常的に行われている慣習としては、東かがわ市の「灯籠流し」、三豊市の子どもの守り神として親しまれている「津嶋神社」への参詣が挙げられている。
- 関連整備計画としては、港湾整備事業（詫間港、三本松港、池田港など）、漁港整備事業（引田漁港、四海漁港など）、宇多津新都市地域活性化計画、直島つり公園整備事業などが挙げられている。
- 利用上の問題点としては、プレジャーボート対策（不法係留、地元船とのトラブルなど）、小型船等の放置船対策、ジェットスキーの騒音問題などが挙げられている。

*：平成 15 年 12 月 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画策定時に実施

2. 讃岐阿波沿岸の長期的な在り方

2-1 讃岐阿波沿岸の長期的な課題

(1) 海岸の防護に関する課題

讃岐阿波沿岸は瀬戸内海に位置していることから波浪などの外力は外海に比べて小さいが、低地が多く、潮の干満も大きいことから、高潮被害の発生する危険性が高い地域も見られる。特に、昭和36年の第二室戸台風や平成16年の台風16号では多くの地域で浸水被害が発生していることから、高潮に対する安全性の確保が必要である。

また、砂浜海岸においては侵食が進み、浜幅が狭くなった海岸が見られることから、侵食への対策が必要である。

一方、地震時において地盤の液状化が発生する危険性のある海岸が人口や資産が集積している地域で多いことから、重要な海岸施設等では液状化対策などの配慮が必要である。

さらに、東北地方太平洋沖地震による甚大な津波被害の発生を契機に、浸水の危険性が指摘された地域では、南海トラフ地震の地震・津波に対する海岸保全のハード面の整備だけでなく、避難体制の整備などソフト面における対策が求められている。

また、海岸保全施設の中には建設年度が古く老朽化にともなう耐久性の低下や、機能低下が懸念される箇所がある。

(2) 海岸環境の整備及び保全に関する課題

海岸線は自然海岸を中心に生物の重要な生息・生育地である。臨海地域においては埋立により地形の改変が進み、自然性が極めて低い地域もある反面、藻場や干潟、天然の砂浜が多く分布し、良好な自然環境や貴重な動物の生息環境を形成している。また、島しょ部地域においては典型的な多島海景観を呈し、大部分が瀬戸内海国立公園に指定されており、クロマツ林やウバメガシ林を主とする森林が発達している地域もあり、魚介類や鳥類の良好な生息環境、植物の良好な生育環境が残されている。

このため、海岸の整備にあたっては、これら多様な動物や貴重な植物の生息・生育環境の保全に配慮する必要がある。また、優れた自然景観地も多く分布していることから、それらを適切かつ効果的に活用しながら、「生物多様性国家戦略 2012-2020」を踏まえた対応を図る必要がある。ま

た、近年活発化している住民団体による海岸環境の保全取り組みを充実・拡大させることが必要である。

(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する課題

讃岐阿波沿岸における海水浴場は、東讃地区、島しょ部に多く見られ、中讃地区では人工海岸や岩礁海岸が多く、その数は少ない。海辺では、海水浴利用のほかに潮干狩りや散策、釣り、マリンスポーツなど年間を通じて多くの人が多様な海岸利用をしている。

このため、海岸の整備にあたっては、これら多様な海岸利用に配慮しつつ、レクリエーション空間の創出や、陸からだけでなく海からの海岸へのアクセス手段の確保など親水性や利便性の向上等を図る必要がある。

また沿岸域は、海岸利用の多様化、大衆化が進む一方で、プレジャーボートの不法係留や放置船、ゴミの不法投棄、利用者間のトラブルなどの問題が発生している。

このため、適正な海岸利用については、関係機関と調整を図りつつ、階段やスロープの設置など利用者が適正に利用するための施設の確保、利用者のマナー向上の啓発や地域住民の参加、協力による取り組みなどソフト面の対応も必要である。

これまで海岸利用は、海岸域における漁業、潮干狩り、釣りや海水浴などの海洋性レクリエーション、海岸で行われる祭り等行事が想定されてきた。

近年は、歴史的な文化遺産（文化財（指定・登録）、史跡、土木遺産、農業土木遺産 等）が、観光・技術継承といった面から注目されつつある。また、瀬戸内国際芸術祭（平成 22 年～、3 年毎に開催）において各島の海岸にアート作品が展示され、小豆島沖田海岸では住民参加によるアート海岸づくりが行われるなど、海岸のアート化といった新しい方向性からの利用への配慮が求められている。

2-2 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念

国の海岸保全基本方針である『国民の共有財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していく』をふまえ、讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本理念を以下のように設定する。

**瀬戸内海の豊かな自然を保全し、
にぎわいのある安全で親しめる海岸の創出**

この基本理念をふまえ、讃岐阿波沿岸の特性を考慮し、長期的な海岸の在り方を「海岸保全の基本方針」として以下に提案する。さらに、この長期的な在り方として描かれる讃岐阿波沿岸の将来像を実現するために、当面実施していく「防護・環境・利用の施策」、及び海岸保全の基本方針の実現に向けて設定される「防護の目標」を示す。

2-3 讃岐阿波沿岸の海岸保全に関する基本方針

✚ 自然環境と景観の保全

美しい自然景観や多様な生物の生息環境である藻場や干潟についても、適切な保全に努めるとともに、自然性を損なわないように配慮しつつ効果的な活用を図る。

✚ 安全で快適な海岸づくり

侵食を受けつつある砂浜の保全・回復と台風等の高潮や津波から海岸背後の市街地を守る越波対策等、必要な防護機能を高め、安全で快適な海岸づくりを目指す。

✚ 人と自然のふれあい

高齢者や障害者を含めた誰もが日常生活の中で海辺に近づき自然にふれあうことができるよう、地域と連携した取り組みにより親しみのある海岸づくりを目指す。

✚ 人と自然の共生

自然の生態系を守りつつ、海辺の生活環境、漁場環境の保全と改善を進め、人と自然がともに暮らせる海辺空間を創出する。

✚ 新たな交流と地域文化への寄与

これらの取り組みが、次世代に向けた新たな交流と地域文化の継承・発展に寄与していくことを目指す。

3. 海岸の防護、環境、利用に関する事項

3-1 海岸の防護の目標

【防護すべき地域】

本計画の防護すべき地域は、次項に掲げる防護水準に対し、海岸保全施設を整備または改良しない場合に海岸背後の家屋、土地等に被害が発生すると想定された地域とする。

- 高潮（越波）、津波に対して、設定した潮位、波浪が発生した場合の浸水想定区域。
- 平成16年の台風16号来襲時に、越波や越流によって浸水被害が発生した地域。
- 侵食に対して、現在と同じ速度で侵食が進むと予想された地域、または現時点で海浜を復元する必要が認められた地域。
- 想定地震発生時に液状化の危険性が極めて高いと予想された地域

【防護水準】

①高潮（越波）

- 過去に発生した高潮の記録および平成16年台風16号で記録した最高潮位に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し防護することを目標とする。
- 海岸特性や地域特性を検証し、必要に応じて環境面、利用面等に配慮した面的防護方式を採用する。

②侵食

- 侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。
- 背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

<高潮（越波）、侵食に対する防護水準>

| 海岸No. | 市町名 | 高潮 | | 侵食 |
|-------------------------|---------------|-------------------|--------------------------------|------------------------|
| | | 設計高潮位 | 計画波浪 Ho' (換算沖波) To' (周期) | |
| No.010101 ～No.011701 | 東かがわ市 | T. P. +2.30m | Ho' =1.3～3.5m To' =3.3～7.0s | 現在の汀線維持もしくは必要に応じた汀線の回復 |
| No.020101 ～No.033401 | さぬき市、高松市 | T. P. +2.46m | Ho' =0.9～2.6m To' =3.0～5.8s | |
| No.040101 ～No.041306 | 坂出市 | T. P. +2.76m | Ho' =0.5～2.0m To' =3.2～5.4s | |
| No.050101 ～No.071201 | 宇多津町、丸亀市、多度津町 | T. P. +2.75～2.94m | Ho' =0.5～2.0m To' =3.2～5.4s | |
| No.080101 ～No.082801 | 三豊市 | T. P. +2.92m | Ho' =1.1～2.3m To' =3.4～6.1s | |
| No.090101 ～No.111401 | 小豆島町、土庄町、直島町 | T. P. +2.51m | Ho' =0.8～3.2m To' =2.4～6.5s | |

【防護水準】

③津波

○比較的発生頻度の高い津波（L 1 津波）に対して、海岸の背後地を守る防護機能を高めていく。最大クラスの津波（L 2 津波）に対しては、避難体制や情報伝達体制づくりなどソフト面からの対策もあわせて取り組んでいく。

④地震及び液状化

○想定される地震に対して海岸保全施設の耐震性を確保する。また、液状化危険度が極めて高いと想定される地域においては、防護施設の重要性に応じて液状化対策工の検討や、地域住民と一体となったソフト面での対策等、総合的な防護対策を図る。

3-2 防護に関する施策

(1) 施設の計画的な整備

防護に必要な海岸のうち、所要の機能を確保した海岸保全施設の整備は未だ十分ではないため、今後も施設の計画的な整備を一層進めることとする。

その際、堤防や消波工のみの線的防護方式から堤防や消波工等に沖合施設や砂浜等を組み合わせた面的防護方式への転換をより一層推進し、防護機能だけでなく環境や利用にも配慮した海岸保全施設の整備を進める。

また、津波・高潮対策市町連絡協議会で、平成 22 年 3 月に改定した「津波・高潮対策整備推進アクションプログラム (H21 年度見直し)」、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画 (平成 27 年 3 月)」に基づき、海岸保全施設の整備を進める。

(2) 自然の防災機能の活用

砂浜は、優れた消波機能を持つとともに、白砂青松という言葉に代表される美しい海岸景観の構成要素となる。このため、松林等の海浜植生を含めた自然海岸の保全・維持に取り組み、安全でより自然に近い海岸の整備を進めていく。

また、離岸堤や潜堤、人工リーフ等は、多様な生物の生息・生育の場となり得ることから自然環境に配慮した整備を進める。

(3) 侵食対策

海岸侵食を受けた砂浜海岸については、現状の汀線維持を目標とし、砂浜の保全対策及び養浜等による整備に努めるとともに、山から海へと土砂を供給する河川流域を通しての土砂管理や一連の海岸内での堆積箇所から侵食箇所への砂の補給など、総合的・広域的な土砂の適切な管理を推進する。

(4) 地震・津波対策の強化

地震による液状化の危険性が想定される地域や標高の低い地域における海岸保全施設については、必要に応じて液状化対策等の耐震性の強化を図る。

津波対策については、中央防災会議（内閣府）において提示された 2 つのレベルの津波の考え方を採り入れることとする。

- ・ 比較的発生頻度の高い津波（L1 津波）に対しては、ハード面からの対策である海岸保全施設の整備を実施する。
- ・ 最大クラスの津波（L2 津波）に対しては、安全な場所への避難を基本に、全壊に至る時間を延ばす粘り強い施設構造とする等、総合的対策を実施する。

（平成 23 年 9 月 28 日 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会）

(5) 既存施設の機能維持

現況の海岸保全施設の中には建設から 50 年以上が経過したものもあり、今後施設の老朽化や機能低下等への対応が必要となる。予防保全の考え方や長寿命化を採り入れた維持管理に努める

とともに、修繕・補強の際には、津波に対して粘り強い構造を検討する。

また、海岸の自然環境や適正な利用の確保、景観への配慮の観点から、必要に応じて既存の施設を環境や利用に配慮した施設に作り変えていくことや景観や利便性を著しく損なう施設の汚損への対処を進める。

(6) 防災・避難体制の整備

津波や高潮等に対しては、海岸保全施設の整備だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達等の対策、さらに地域と協力した防災体制の整備や避難経路・避難地の確保、土地利用の調整等のソフト面も合わせた総合的な対策の充実を図る。

防災情報の周知、若年層への防災教育の充実・地元の防災活動との連携、香川大学危機管理研究センター等と連携促進により、県民の防災意識の向上を図る。また、自主防災組織のリーダー研修や防災士養成講座等のさらなる充実により、防災を担うリーダーの育成・活用を図る。加えて、住民等の避難を中心にしたソフト対策（津波・高潮ハザードマップ等）、コミュニティや自主防災組織が中心になった避難計画の作成や訓練を実施し、総合的な地震・津波対策を実施する。地域防災力を強化し被害を軽減するためには、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、行政が支える「公助」の三つが連携・協働して行われることが必要である。県民の行動が主体となる「自助」や「共助」について、普及啓発に努める。

3-3 環境に関する施策

(1) 生物の生息・生育環境への配慮

讃岐阿波沿岸域には、高松市、丸亀市、坂出市等の港湾地域を除くほぼ全域にわたって、砂浜、藻場、干潟が分布し、海浜生物や魚介類、シギ・チドリ、オオヨシキリ等の鳥類にとって貴重な生息・生育環境を提供し、海水の浄化にも大きな役割を果たしている。このため、特に重要なこれらの自然環境に加え、水、緑の保護・保全及び回復によって、生態系に配慮した環境づくりを努める。

(2) 貴重な植生・景観への配慮

五色台、屋島、飯野山などのメサ（溶岩台地）・ビュート（孤立丘）地形、塩飽諸島などの多島海景観、柱状節理・ランプロファイアー岩脈、砂州・砂嘴などの優れた自然景観の名勝地が数多く存在し、また、これらの沿岸域の多くが瀬戸内海国立公園に指定されている。また、海岸線の断崖地のウバメガシ、詫間のアッケシソウ、クロマツ林などの沿岸域特有の貴重な植生が点在し、保安林も多数指定されている。これらの良好な自然環境及び自然景観の保護・保全に十分配慮する。

また、津波等により保全できない可能性がある貴重な自然環境や植物等については、復元に備えて記録を残す。

(3) 海岸保全施設等の整備

海岸保全施設の整備にあたっては、以上に述べたような生物との共生や自然環境・自然景観の保護・保全に十分配慮し、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を進める。施設整備及び施設の維持管理にあたって、ミティゲーション（回避・最小化・代償措置）を行うとともに、生物多様性の確保に向けた藻場・干潟の保全に努め、自然環境の復元に努める。

(4) 親水空間の整備

来訪者の安全性や利便性に配慮しつつ、必要に応じて親水護岸や遊歩道、海水浴場等の人と海のふれあいや環境教育の場を確保することにより、海岸環境と人間のよりよい関わり方の啓蒙に努める。さらに地域における海岸愛護活動が推進されるような人材育成に努める。

(5) 環境への人為的影響の緩和

海岸環境の適切な保全のため、必要に応じて、立ち入り規制等のルールづくりや地域住民や来訪者のマナー啓発等の活動を推進していく。

(6) 海岸環境に関する情報の共有

海岸環境に関する情報の収集・整理・分析、その結果の提供・公開を通じて、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するように努める。

3-4 利用に関する施策

(1) 海岸利用の増進に資する施設整備

快適な海岸利用に資するため、海岸保全施設や沿岸部の利便施設の整備にあたっては、海岸背後の土地利用、漁業活動、観光レクリエーション施設の利用状況、地域整備計画、まちづくり等海岸周辺の動向をふまえ、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した整備を行う。その際には、必要に応じ関係機関と連携し、海岸利用者や地域住民の意見に十分配慮する。

さらに、沿岸部の歴史的な文化遺産の観光・教育等への活用により海岸の利用増進を図るとともに、文化遺産の保全に配慮する。

(2) 海岸利用への配慮

海岸保全施設の整備にあたっては、海岸域における漁業活動や釣りや海水浴などの海洋性レクリエーション、海岸で行われる祭りなどの各種行事等の多様な利用に配慮する。

瀬戸内国際芸術祭における海岸へのアート作品の展示、住民参加によるアート海岸づくりといった、海岸への芸術作品展示・海岸の芸術作品化といった新しい方向性からの利用へも配慮する。

(3) アクセス路の確保

海辺に近づけない海岸等においては、自然環境の保全や安全性の確保を基本とし、わかりやすいアクセス道路やルート表示、案内標識の整備等により、公衆による海辺へのアクセスの確保に努める。今後、海上から船舶を使った海岸の利用についても配慮する。

また、防護施設の整備や沿岸域の防災拠点としての活用にあたっては、堤防等により海辺へのアクセスが分断されることがないように、必要に応じて、階段やスロープ等による海辺へのアクセス路の確保や階段護岸や緩傾斜堤防、遊歩道等の整備を推進する。また、高齢者や障がい者を含めた誰もが日常生活の中で海辺に近づき自然にふれあうことができるように、施設のユニバーサルデザインへの対応に努める。

(4) ルールづくりの支援とマナーの向上

海水浴やマリンスポーツ等の海洋性レクリエーション等による海岸利用やゴミの投棄、放置船等により、自然環境を始め海岸環境への悪影響を及ぼさないよう、必要に応じて、市町、地域住民、利用者による海岸利用のルールづくりの支援とマナー向上の啓発活動を推進する。

また、海岸におけるゴミ対策や清掃等の海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりや海岸愛護精神の向上に努める。

(5) 情報の発信

海岸利便施設の状況、海岸でのイベント等について、報道機関やインターネット、ポスター等様々なメディアによる、情報提供を積極的に推進し、利用者の増進を図る。

(6) 安全に利用できる海岸づくり

津波からの避難ルートの確保や避難情報等を表示する案内板の設置など、海岸利用者の安全性に配慮する。

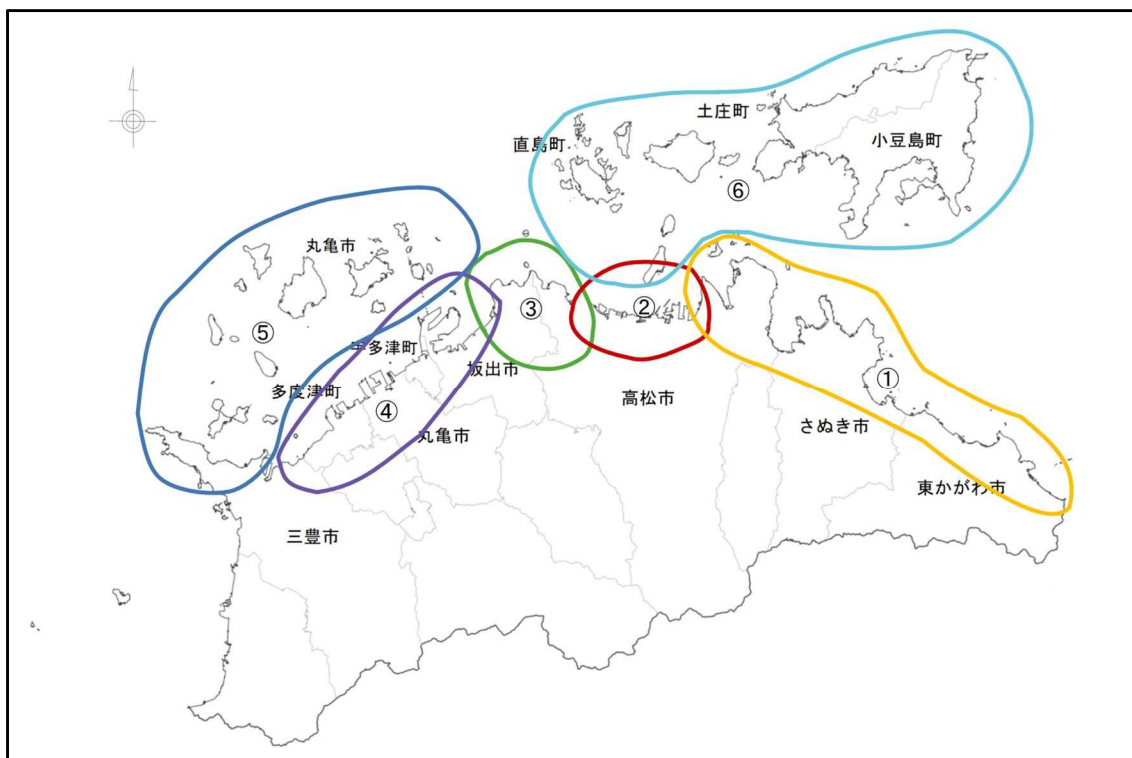
4. ゾーン区分及びゾーン毎の方向性

4-1 ゾーン区分の検討

【自然特性の現況からみたゾーン】

自然特性の現況からみて、讃岐阿波沿岸域（香川県）を次の6つにゾーン分けする。

- ①徳島県境から屋島に至る沿岸域であり、自然海浜、藻場、保安林といった自然要素が集中して見られる。藻場は沿岸域の大部分に分布しており、自然景観資源も数多く見られ、丘陵地は国立公園に指定されている。また、津田海岸、白鳥海岸のクロマツ林などの貴重な植物も見られる。
- ②高松港を中心とした港湾地域であり、河口部の干潟、屋島西や生島地区に分布する藻場を除いて自然要素はほとんど見られない。
- ③五色台を中心としたゾーンであり、藻場が全域に分布しており、干潟や保安林といった豊富な自然資源が分布している。また、背後地のほぼ全域が国立公園、鳥獣保護区に指定されている。
- ④坂出港、丸亀港を中心とするゾーンであり、藻場や干潟は点在するが自然資源に乏しい。
- ⑤詫間湾と塩飽諸島からなるゾーンであり、塩飽諸島の大部分が国立公園に指定されている。干潟や藻場が全域に分布しており、自然景観資源も数多く見られる。
- ⑥小豆島を中心とした島しょ部から構成されるゾーンであり、保安林、干潟、自然海浜も数多く見られる。ウバメガシ林などの貴重な植物もいくつか点在している。



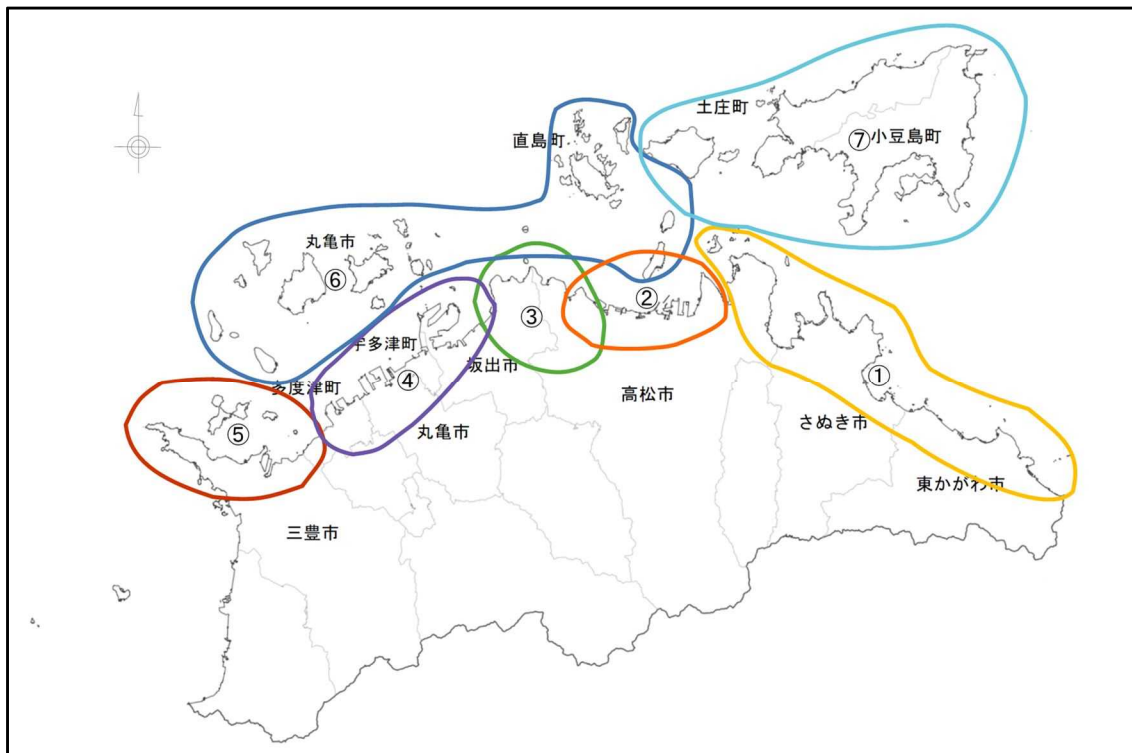
※地理院地図を加工して作成

自然特性の現況からみたゾーン区分図

【社会特性の現況からみたゾーン】

社会特性の現況からみて、讃岐阿波沿岸域（香川県）を次の 7 つにゾーン分けする。

- ①土地利用では農地利用と丘陵地の山林がほとんどであり、東かがわ市からさぬき市に至る海岸に沿って、国道 11 号と JR 高徳線が延びている。また、白鳥港、志度港付近には文化財、名所等の集積が見られる。
- ②沿岸域は宅地、工業用地として利用されており、農地はほとんど見られない。沿岸部に国道 11 号、高松琴平電鉄、JR 線などが集中しており、交流や観光、経済などの中心地域となっている。また、文化財、名所等も多く見られる。
- ③五色台の土地利用は山林と農地から構成されており、さぬき浜街道が沿岸に沿って走っている。
- ④瀬戸大橋を中心として坂出市から多度津町にかけて臨海工業地帯となっており、低地には住宅も密集している。また、瀬戸中央自動車道や JR 線が沿岸部に延びている。文化財、名所等は、瀬戸大橋周辺に多く見られる。
- ⑤農地利用が多く、三豊市までの沿岸部には JR 予讃線が走っている。文化財、名所等はほとんど見られない。
- ⑥港の背後地に漁村などの小規模な集落が見られる。特に目立った土地利用は見られないが、直島の北部には製錬所等の工業用地、また、高見島では花栽培のための農地利用が見られる。一方、塩飽諸島には数多くの文化財・名所等が見られる。
- ⑦内陸部には山林が多いが、沿岸部の狭い地域には農地利用が見られ、また、小豆島の東側から南側の沿岸部（半島部を除く）には国道が通っている。小豆島町の半島部には寺院を中心に文化財や名所が多く見られる。



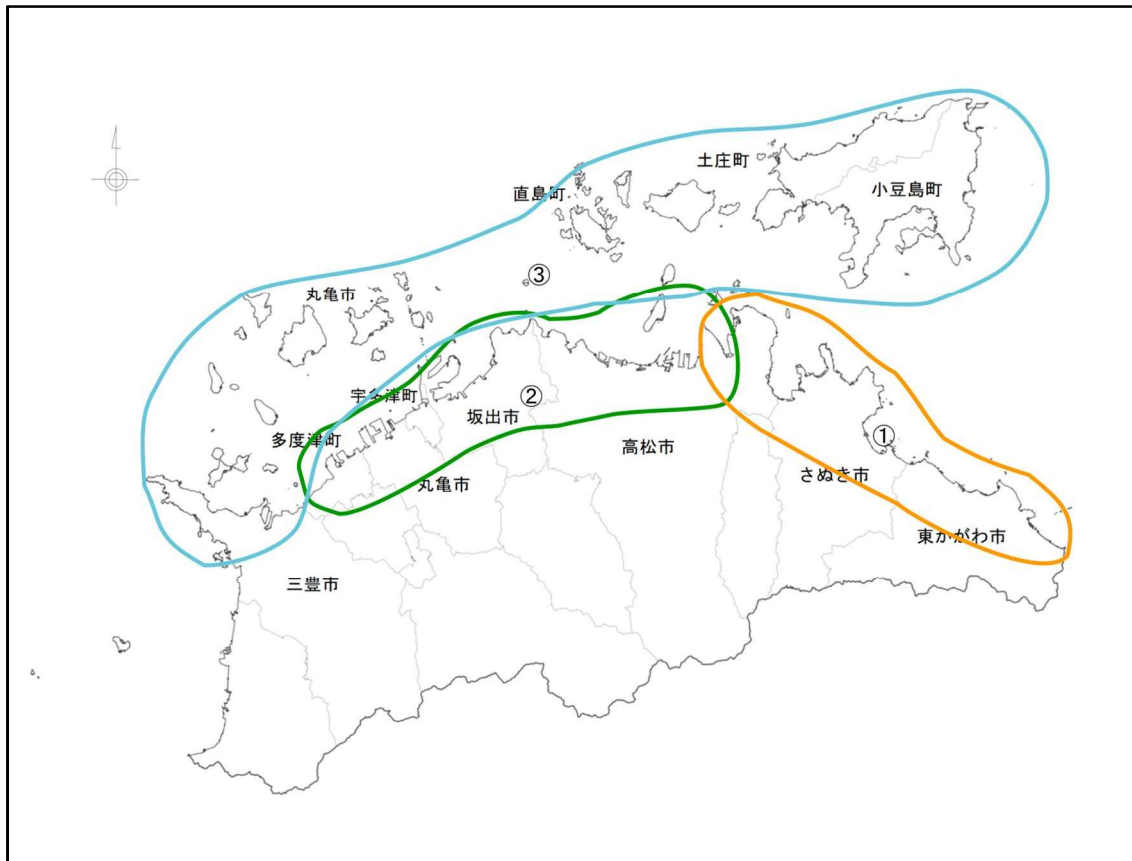
※地理院地図を加工して作成

社会特性の現況からみたゾーン区分図

【海岸保全の現況からみたゾーン】

海岸保全の現況からみて、讃岐阿波沿岸域（香川県）を次の3つにゾーン分けする。

- ① 標高 4m 以下の地域は東かがわ市、さぬき市などの市街地に分布している。これらの地域は、過去の台風による浸水被害地域であり、地震による津波被害や液状化の危険度が高いと予想されている。いずれも範囲は狭いものの一部の地域に集中しているのが特徴である。また、東かがわ市からさぬき市の旧津田町にかけて分布する多くの砂浜海岸は、侵食傾向にある。
- ② 過去の台風による被害は、高松港、坂出港、丸亀港、多度津港などの背後の市街地で見られる。これらの港湾の背後を中心に標高 4m 以下の低地が広がっている。また、地震による津波被害や液状化の危険度が高いと予想される地域は、沿岸部の低地のほぼ全域に広がっている。
- ③ 島しょ部には、山が海岸近くまで迫っているところが多く、標高の低い地域は狭く、点在している。過去の台風被害地域は狭いものの数多く、ゾーン全体に点在している。これらの地域は地震による津波被害や液状化の危険度が高いと予想されている。また、侵食傾向にある砂浜海岸は、小豆島や豊島に多く見られる。



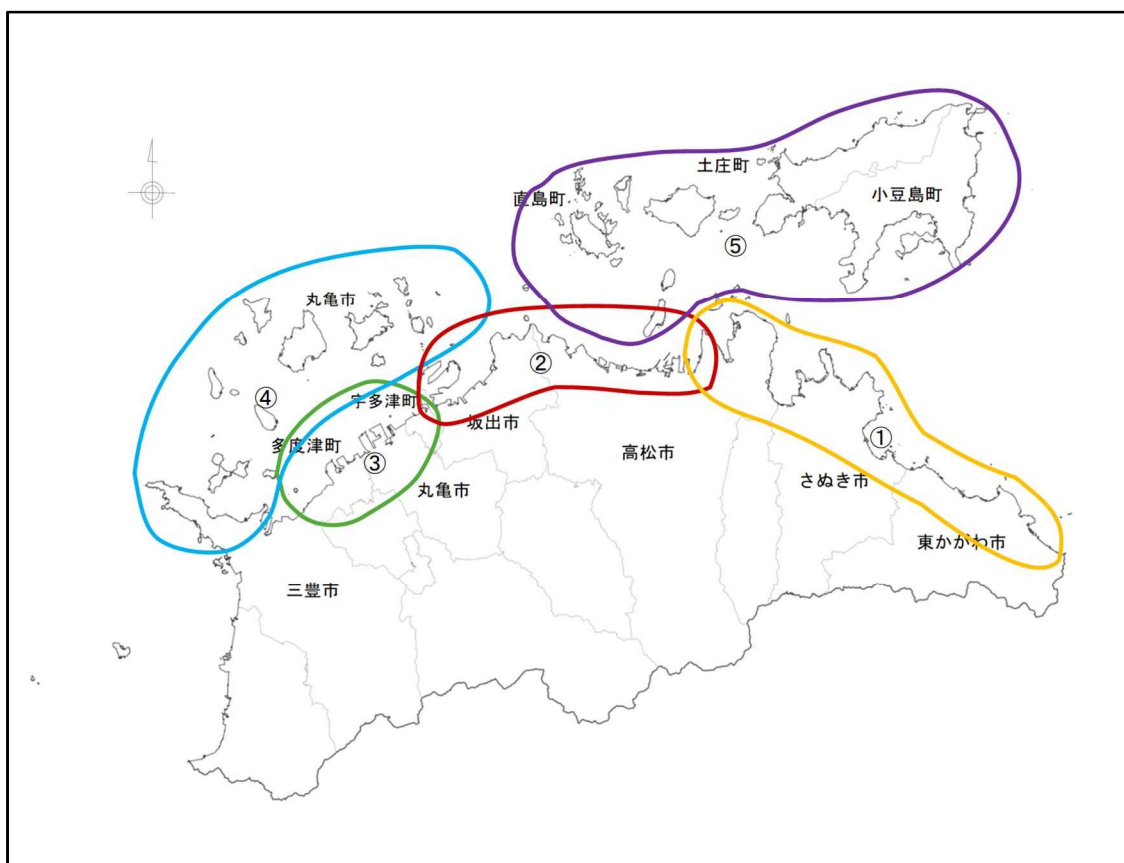
※地理院地図を加工して作成

海岸保全の現況からみたゾーン区分図

【利用特性の現況からみたゾーン】

利用特性の現況からみて、讃岐阿波沿岸域（香川県）を次の5つにゾーン分けする。

- ①東かがわ市、さぬき市、高松市（旧庵治町）などで観光資源、キャンプ場、海洋レクリエーション施設等の集積した地域が見られる。また、小規模な港湾・漁港が点在している。
- ②観光資源は屋島や玉藻公園、瀬戸大橋記念公園があり、多くの観光客が訪れる。高松港や坂出港といった大規模な港湾があり、漁港も多い。ゾーン内のほぼ全域が港湾・漁港区域となっている。
- ③宇多津港、丸亀港、多度津港があり、港湾利用が中心となっている。観光資源はゴールドタワー、中津万象園などがあり、多くの観光客が訪れる。
- ④小規模な港湾と漁港が多く見られる。また、観光資源、海水浴場などが点在しているが、その数は比較的少ない。
- ⑤小規模な港湾と漁港が数多く点在している。また、多くの海水浴場やキャンプ場が点在し、観光資源も数多くある。特に小豆島は観光地として有名であり、多くの観光客で賑わう。



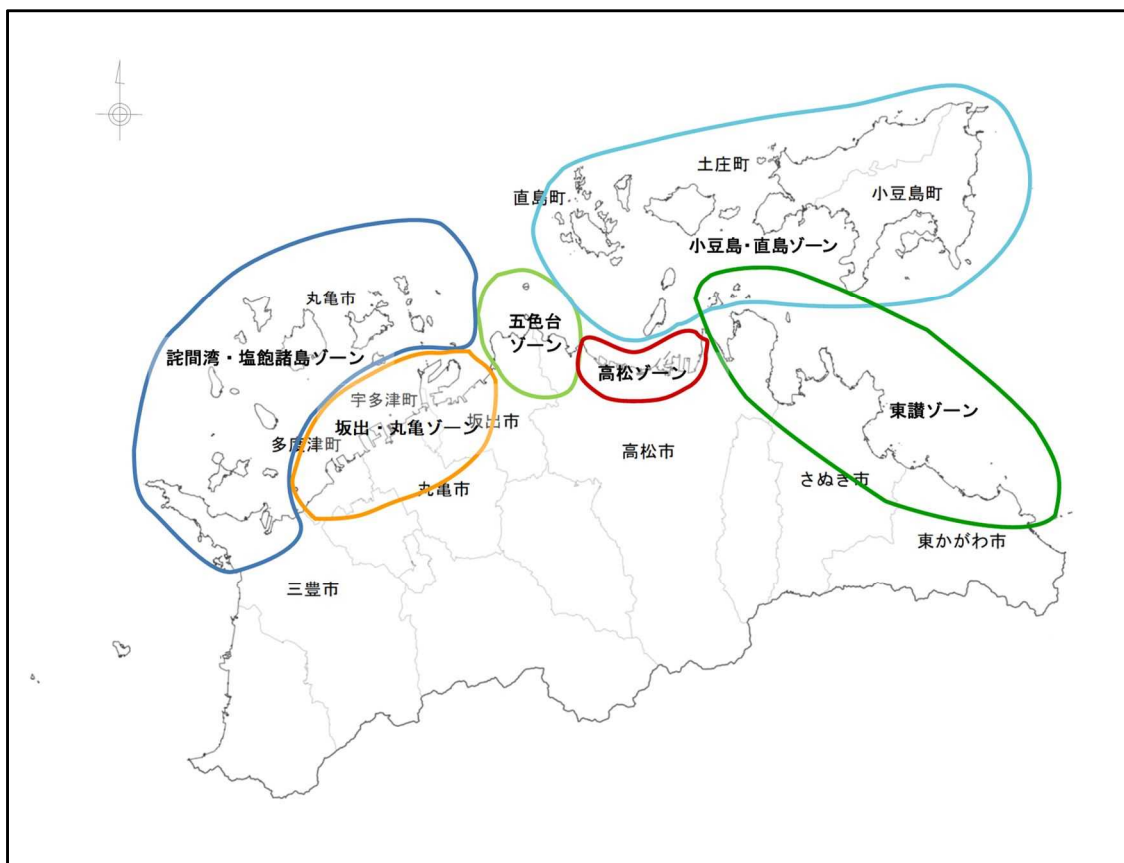
※地理院地図を加工して作成

利用特性の現況からみたゾーン区分図

【讃岐阿波沿岸域のゾーン区分】

自然特性の現況、社会特性の現況、海岸保全の現況、利用特性の現況の4つの特性を総合的な観点から整合を図り、香川県における讃岐阿波沿岸域を以下の6つにゾーン区分を行うものとする。

- 東讃ゾーン（東かがわ市～屋島に至る沿岸域）
- 高松ゾーン（高松港を中心とした沿岸域）
- 五色台ゾーン（五色台を中心とした沿岸域）
- 坂出・丸亀ゾーン（坂出港～多度津港に至る沿岸域）
- 詫間湾・塩飽諸島ゾーン（詫間湾と塩飽諸島を含む沿岸域）
- 小豆島・直島ゾーン（小豆島や直島をはじめとする島しょ部から構成される沿岸域）



※地理院地図を加工して作成

讃岐阿波沿岸域のゾーン区分図

4-2 ゾーン毎の方向性

【東讃ゾーン】

【防護】

- ・現状の海岸線を維持するとともに、侵食の著しい海岸では継続的な保全対策を行い、砂浜の保全・回復に努める。
- ・沿岸域に点在する低地集落や国道 11 号などを地震による津波や台風による高潮被害から守るために、浸水対策を行い、生活の安全性の向上に努める。

【環境面】

- ・津田海岸や白鳥海岸の白砂青松、女郎島や竹居観音岬などの優れた海岸景観に配慮する。
- ・白鳥海岸のハマヒルガオ、ハマボウ群生地、竹居漁港のウバメガシなどの貴重な植生や生態系に配慮する。
- ・沿岸域一帯に広く分布する藻場や点在する干潟の保全に努める。

【利用面】

- ・沿岸域に点在する海水浴場やマリンスポーツ、引田まつり、津田まつりなど多様な海岸利用に配慮する。
- ・砂浜や水際線へのアクセスの向上に努める。

【高松ゾーン】

【防護】

・高松港の背後地は、高松市の中心地であり、その大半は低地で住居地と工業用地として利用され、国道 11 号、JR 線など交通機関も集中しており、交流や観光、経済などの拠点としての機能を担っている。これらを地震による津波や台風による高潮被害から守るために、浸水対策を行い、生活の安全性の向上に努める。

【環境面】

- ・屋島などの優れた景観に配慮する。
- ・屋島や香西から生島地区の沿岸域に分布する藻場や干潟の保全に努める。

【利用面】

- ・高松まつり（花火大会）など多様な海岸利用に配慮する。
- ・整備が推進されている港湾緑地や玉藻公園、サンポート高松などの観光レクリエーション施設との連携を図り、地域住民の安らぎと憩いの場としての親水空間づくりに努める。

【五色台ゾーン】

【防護】

- ・ 低地集落や海岸沿いの県道などを地震による津波や台風による高潮被害から守るために、浸水対策を行い、生活の安全性の向上に努める。
- ・ 沿岸域に点在する低地集落や国道 11 号などを地震による津波や台風による高潮被害から守るために、浸水対策を行い、生活の安全性の向上に努める。

【環境面】

- ・ 背後地は瀬戸内海国立公園や鳥獣保護区に指定されており、海岸景観への配慮や貴重な植生や生態系に配慮する。
- ・ 沿岸域一帯に分布する藻場や干潟の保全に努める。

【利用面】

- ・ 瀬戸内海歴史民俗資料館や自然科学館など観光レクリエーション施設との連携を図る。

【坂出・丸亀ゾーン】

【防護】

・ 背後の埋立地の大半は臨海工業地帯となっており、その他沿岸域の低地には住宅地が密集しており、県道や JR 線が走っている。これらを地震による津波や台風による高潮被害から守るために、浸水対策を行い、生活の安全性の向上に努める。

【環境面】

- ・ 沙弥島ナカダ浜などの優れた海岸景観に配慮する。
- ・ 沿岸域に分布する藻場や干潟の保全に努める。

【利用面】

- ・ 海水浴場や多度津夏まつりなどの多様な海岸利用に配慮する。
- ・ 東山魁夷せとうち美術館、瀬戸大橋記念公園、中津万象園、桃陵公園などの観光レクリエーション施設との連携を図る。

【詫間湾・塩飽諸島ゾーン】

【防護】

- ・現状の海岸線を維持するとともに、侵食の著しい海岸では継続的な保全対策を行い、砂浜の保全・回復に努める。
- ・詫間港の背後地は埋立地の臨海工業地帯と住宅地が密集しており、地盤も低いいため、これらを地震による津波や台風による高潮被害から守るために、浸水対策を行い、生活の安全性の向上に努める。

【環境面】

- ・塩飽諸島の大半は瀬戸内海国立公園に指定されており、東風浜の陸けい砂州などの自然景観資源に配慮する。
- ・津嶋神社のウバメガシ、詫間のアッケシソウなどの貴重な植生や優れた海岸景観に配慮する。
- ・沿岸域一帯に広く分布する藻場や点在する干潟の保全に努める。

【利用面】

- ・海水浴場や詫間港の港まつりなど多様な海岸利用に配慮する。
- ・たくまポートメモリアルパーク、粟島海洋記念公園などの観光レクリエーション施設との連携を図る。

【小豆島・直島ゾーン】

【防護】

- ・現状の海岸線を維持するとともに、侵食の著しい海岸では継続的な保全対策を行い、砂浜の保全・回復に努める。
- ・港湾や漁港の背後の低地には住宅地が密集しており、地盤も低いため、これらを地震による津波や台風による高潮被害から守るために、浸水対策を行い、生活の安全性の向上に努める。

【環境面】

- ・沿岸域のおよそ半分程度は瀬戸内海国立公園に指定されており、燕崎の陸けい砂州、男木島の柱状節理などの自然景観資源に配慮する。
- ・当浜のヤブツバキ林、皇子神社叢のウバメガシなどの貴重な植生や優れた海岸景観に配慮する。
- ・沿岸域に広く分布する藻場や点在する干潟の保全に努める。

【利用面】

- ・点在する海水浴場やマリンスポーツなど多様な海岸利用に配慮する。
- ・小豆島ふるさと村、小豆島オリーブ公園、ベネッセアートサイト直島、二十四の瞳映画村などの観光レクリエーション施設との連携を図る。

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

<長期的な海岸整備の方向性>

香川県下約 720 km の海岸から、県の基本方針及びゾーン毎の基本方針を踏まえ、「施設整備の必要性を検討する区域」（要保全海岸区域）を選定するとともに、防護・環境・利用面の各視点から現況を評価し、海岸の長期的な整備の方向性を検討する。

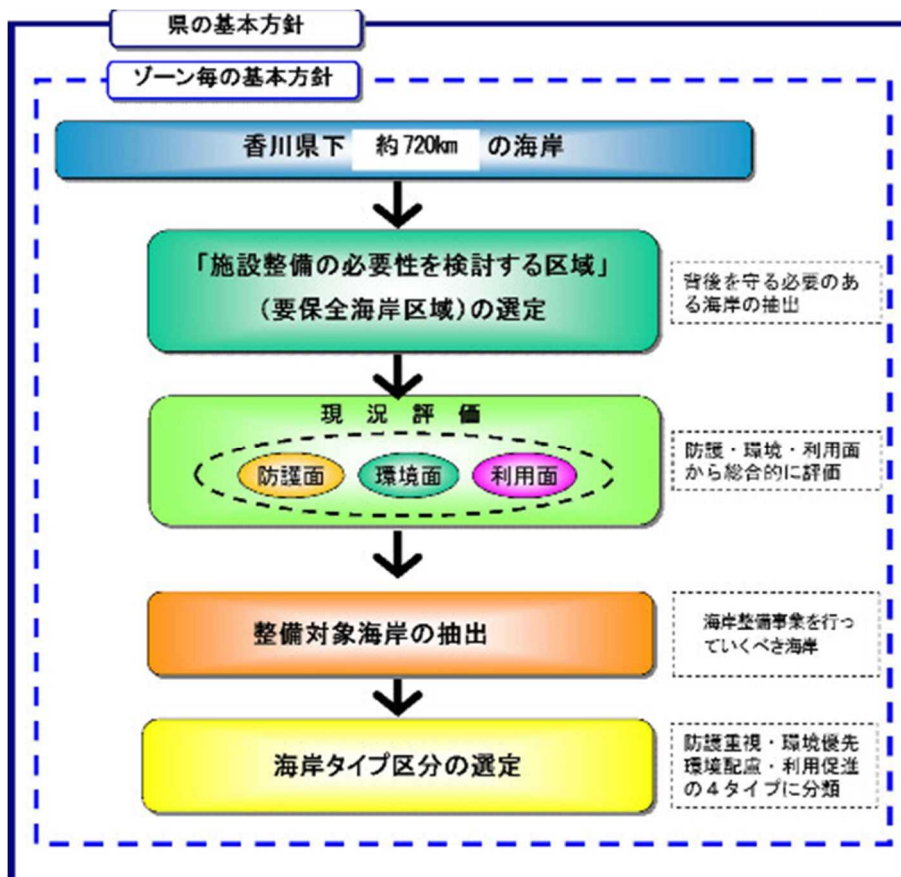
なお、海岸毎の「長期的な整備の方向性」は、整備の方向性を4つに区分した「海岸タイプ」として示す。

また、香川県では、平成 16 年台風 16 号による未曾有の高潮被害を受け、「津波・高潮対策整備推進アクションプログラム」を平成18年3月に策定し、平成26年度末に1期計画の整備が概ね完了した。

引き続き香川県では、近い将来発生が予測されている南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえた海岸堤防等の地震・津波対策について、整備優先順位の考え方や整備概要を取りまとめた「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を、平成27年3月に策定した。この整備計画に基づき、優先箇所から重点的・集中的に対策工事を実施することとしており、整備延長は約190km、整備期間は概ね30年間を予定している。

このことから、本基本計画における計画期間も概ね30年とする。

◆長期的な海岸整備計画検討フロー◆





※地理院地図を加工して作成

香川県における沿岸域のゾーニング

◆「施設整備の必要性を検討する区域」（要保全海岸区域）選定の考え方◆

～「施設整備の必要性を検討する区域」（要保全海岸区域）とは～

海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するための海岸保全施設の設置や、行為の制限等の管理を行う必要があるとして、海岸保全区域の指定を行っている海岸が対象区域となる（必要のないところは見直しにより廃止）。

また、同様の理由によりこれから指定を行うべき海岸も対象となる。

これから指定を行うべき海岸は、以下の選定項目に該当する海岸を現地調査、市町意向調査、アンケート調査結果等から判断する。

「施設整備の必要性を検討する区域」（要保全海岸区域）の選定要件

- ①高潮・波浪・津波等から、背後の住宅、工場、公共施設、農地、農業施設等を守る必要がある区域。
- ②侵食から、土地の消失、建物・公共施設等の倒壊を防ぐ必要がある区域。

なお、この選定要件が該当しない海岸については、施設整備は行わないものの、適切な海岸管理を行い残すべき自然を守っていく。また、港湾法や漁港漁場整備法など海岸法以外で管理されている海岸及び民有地の内、要保全海岸区域及び一般公共海岸区域以外の海岸は対象外とする。

◆現況評価の考え方◆

【防護面における現況評価の考え方】

防護面については、「①地震・津波対策の必要性」、「②高潮対策の必要性」、「③侵食対策の必要性」、「④施設改良の必要性」、「⑤背後地の重要度」の5つの視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価基準を示す。

①地震・津波対策の必要性

| 地震・津波 ランク | 評 価 基 準 |
|--------------|---|
| A | 「香川県地震・津波海岸堤防等整備計画」のⅠ期計画区間に位置付けられている。 |
| B | 「香川県地震・津波海岸堤防等整備計画」のⅡ・Ⅲ期計画区間に位置付けられている。 |
| C | 地震・津波への対策の必要性が低い。 |

②高潮対策の必要性

| 高潮ランク | 評 価 基 準 |
|-------|--|
| A | たびたび越波・浸水などの被害が報告されており、緊急に対策が必要である。 |
| B | 越波・浸水などの被害は報告されていないが、施設の防護機能に問題があると思われる対策が必要である。 |
| C | 越波・浸水などの可能性が極めて低いもの。 |

③侵食対策の必要性

| 侵食ランク | 評 価 基 準 |
|-------|-----------------------------|
| A | 侵食が著しく進行しており、緊急に対策の必要がある。 |
| B | 侵食が見られ被害の可能性があり対策の検討が必要である。 |
| C | 侵食の恐れのない海岸である。 |

④施設改良の必要性

| 施設ランク | 評 価 基 準 |
|-------|--|
| A | 劣化が著しく、補修・補強を行なう必要がある。劣化のため構造物の耐力や使用性が低下しているもの。 |
| B | 劣化が認められ、追跡調査を行なう必要がある。現時点では即座に構造物の使用性に影響を与えないが、将来的には劣化が進行することも予想されるもの。 |
| C | 劣化の兆候が認められず、健全な構造物。 |

⑤背後地の重要度

| 背後地 ランク | 評 価 基 準 | |
|------------|-------------------------|---|
| | 地震・津波浸水域 | 高潮浸水域 |
| A | 背後地の資産が多く、重要施設がある。 | 市街地や工業地帯が形成されており、人口集中地区である。 広域基幹交通網が存在している。 |
| B | 背後地の資産が比較的多く、重要施設がある。 | 集落が連担して形成されている。 地域生活を支える道路網が存在している。 地域生活を支える農地や農業施設が存在している。 |
| C | 背後地の施設、資産が比較的少ない。 | 集落が点在している。 公共の道路等が存在している。 農地が連担し、農業施設が存在している。 |
| D | 背後地の施設、資産が少なく、浸水危険度が低い。 | 谷間等に小規模の農地が点在する。 山付けで民家は殆ど存在していないが進入路、管理道が点在している。 |

※ランクの高い方を背後地の重要度評価とする。

◆整備対象海岸の抽出の方法◆

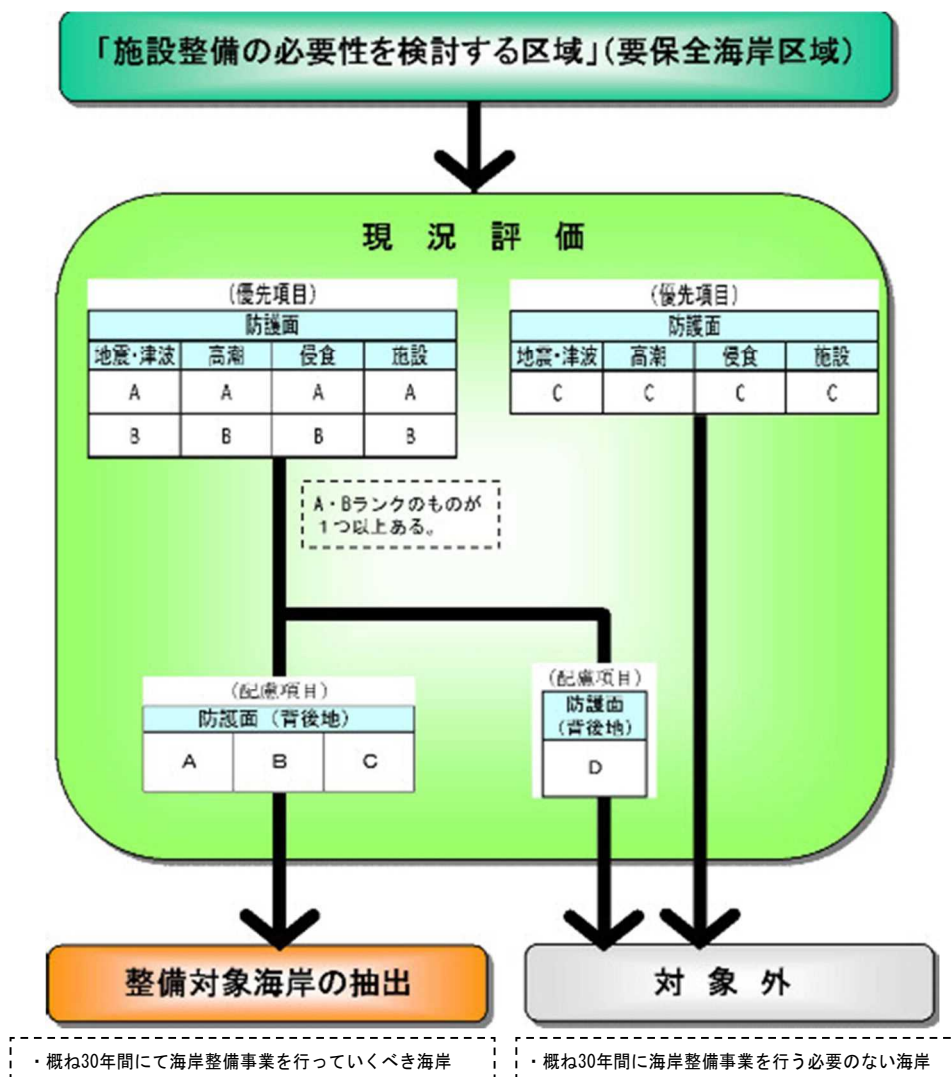
① 「整備対象海岸」は、「施設整備の必要性を検討する区域」（要保全海岸区域）の海岸から、防護面における対策の必要性を優先する項目とし、防護面における現況評価にて整理した「地震・津波」、「高潮」、「侵食」、「施設改良」の必要性の4項目により判断し、概ね30年間にて海岸整備事業を行っていくべき海岸として抽出する。

※ 防護面における「地震・津波」、「高潮」、「侵食」、「施設改良」の4項目にて、Aランク（緊急に対策が必要）及びBランク（対策の検討が必要）のものが1つ以上あるものを「整備対象海岸」の対象として抽出する。

② 抽出した「整備対象海岸」のうち「背後地の重要度が極めて低い海岸」については、整備の対象外とする。

※ 「背後地の重要度」において、Dランクのものを「背後地の重要度が極めて低い海岸」とする。

◆整備対象海岸の抽出フロー◆



<防護が必要な海岸における「海岸タイプ」の分類方法>

個々の海岸の長期的な整備の方向性を示す「海岸タイプ」は、防護面での整備を行う際の配慮事項を示すものである。

そのため、「海岸タイプ」の決定は、防護ランクの如何にかかわらず、環境ランクと利用ランクの関係から判断する。以下に「海岸タイプ」決定の考え方を整理する。

| | | 環境ランク | | |
|-----------|---|---------------|---------------|---------------|
| | | A | B | C |
| 利用 ランク | A | 防護に加え 環境優先 | 防護に加え 利用促進 | 防護に加え 利用促進 |
| | B | 防護に加え 環境優先 | 防護に加え 環境配慮 | 防護重視 |
| | C | 防護に加え 環境優先 | 防護に加え 環境配慮 | 防護重視 |

【環境面における現況評価の考え方】

自然環境要素として、「貴重な動植物」「自然環境保全上の指定地域」「生物の生息地等の特異な生態系」の3つの区分にて抽出し、「環境ランク」視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価項目及び評価基準を示す。

◆評価項目◆

| 環境 ランク | 環境要素 | 評 価 項 目 | 備 考 |
|-----------|----------------|--|--|
| A | 貴重な動植物 | <ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物 ・希少野生動植物種、特定植物群落 ・レッドリスト、レッドデータブック | 学術上あるいは自然保護上重要な動植物 |
| | 自然環境保全上の指定地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海国立公園：特別地域 ・文化財（史跡、名勝、天然記念物） ・鳥獣保護区特別保護地区 | 法令等により、自然環境の保全上の規制や指定を受け、特に開発行為等を制限すべき地域 |
| | 生物の生息地等の特異な生態系 | <ul style="list-style-type: none"> ・特に保全が必要な藻場、干潟 | 沿岸域の生態系を支える重要な基盤で特に保全が必要な地域 |
| B | 自然環境保全上の指定地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然海浜保全地区、保安林 ・「日本の渚 100 選」、「白砂青松 100 選」、「日本の夕陽百選」、「残したい香川の水環境 50 選」等に選ばれた海岸 ・鳥獣保護区、埋蔵文化財包蔵地 | 法令等により、景観保全及び海岸利用上の規制や指定を受け、自然環境への配慮が必要な地域 |
| | 生物の生息地等の特異な生態系 | <ul style="list-style-type: none"> ・藻場、干潟 | 沿岸域の生態系を支える重要な基盤で自然環境への配慮が必要な地域 |
| C | — | 上記以外の海岸 | |

◆評価基準◆

| 環境 ランク | 評 価 基 準 |
|-----------|--|
| A | 自然環境の保全を行うべき地域であり、原則として手を加えないことを基本とする。海岸整備が必要な場合は、環境要素への影響を最小限に抑えるとともに、復元対策を行うなど保全の措置を講じる。 |
| B | 自然環境への配慮を行うべき地域であり、海岸整備にあたっては、景観や生物環境などへの影響をできるだけ緩和し、自然環境との調和に努める。 |
| C | 環境面における自然環境要素がほとんど見られない地域であるが、海岸整備にあたっては、極力、自然環境の維持に努める。 |

【利用面における現況評価の考え方】

利用面については、各海岸における現状の海岸利用を、利用内容の公衆性、利用内容に対する利便施設の状況・必要性及び地域ニーズを総合した、「利用ランク」の視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価項目及び評価基準を示す。

なお、本計画における「海岸利用」とは、祭りや伝統行事、レジャースポーツ、体験活動・学習活動等のレクリエーション的な利用を対象とするものである。そのため、港湾関係者や漁業者の産業活動のための利用については対象外であるが、こうした産業活動への支障を及ぼさないなどの配慮は必要である。

◆評価項目◆

| 利用 ランク | 評 価 項 目 | 備 考 |
|-----------|--|---|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・特筆すべき観光資源、観光施設が立地しているもの ・海水浴場、海浜公園などが立地し、各種イベントなどが催されているもの ・マリンスポーツが盛んなところ ・利用計画が考えられているもの | 利便施設（駐車場、トイレ、休憩施設など）を特に必要とするレクリエーション利用がされている海岸 今後も利用促進をはかっていく必要がある海岸 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・釣り、散歩、ジョギングなどの海岸利用がされているもの ・港湾、漁港など | 利便施設はあまり必要としないレクリエーション利用がされている海岸 今後も利用面に対する配慮が必要となる海岸 |
| C | 上記以外の海岸。 | |

◆評価基準◆

| 利用 ランク | 評 価 基 準 |
|-----------|---|
| A | 利用促進すべきものが存在する海岸であり、整備にあたっては、現状利用の増進もしくは機能改良を行う。 |
| B | 利用促進すべきものは存在しないものの、利用配慮すべきものが存在する海岸であり、整備にあたっては、これらの利用機能へ支障を及ぼさないなどの配慮に努める。 |
| C | 現在、レクリエーションもしくは産業活動面での海岸利用がほとんどみられない海岸であり、利用に対し特別な配慮を必要としない。 |

◆総合的な視点からの海岸タイプ◆

防護を基本としつつ、総合的な視点から海岸を整備するにあたっての配慮事項、及び整備の方向性を示す指標として、次の4タイプに分割する。

防護重視タイプ

<評価の考え方>

海岸整備にあたっては、環境面・利用面についても留意するものの、自然環境の復元対策や海岸利用の促進などの特別な配慮を必要としないため、防護面を中心に考えた施設整備を図る。

防護に加え環境優先タイプ

<評価の考え方>

貴重な自然環境・景観資源等が豊富な地域であり、海岸整備（防護面の強化）にあたっては、特に自然環境への影響を最小限に抑えるとともに、復元対策を行うなどの措置を講じる。

防護に加え環境配慮タイプ

<評価の考え方>

自然環境と人々の生活やレクリエーション活動、漁業等の産業活動の場としての利用が共存している地域であり、海岸整備（防護面の強化）にあたっては、環境面と利用面の調和に配慮した施設整備を図る。

防護に加え利用促進タイプ

<評価の考え方>

特にレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域、海岸利用のニーズの高い地域であり、海岸整備（防護面の強化）にあたっては、海岸利用を促進するための施設整備を図る。

整備対象海岸の抽出及び海岸整備の方向性 (1/6)

| NO. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 要保全海岸 区域延長 (m) | 防護面の現況評価 ランク(優先項目) | | | | 配慮 項目 | 整備対 象 海岸 抽出 | 整備上の 配慮項目 | 海岸整備 の方向性 (海岸種別) | 地震・津波対策 海岸堤防整備計画 | | 備考 |
|---------|---------|--------|--------|-------|----------------------|-----------------------|----|----|----|----------|----------------------|--------------|------------------------|---------------------|-------------|--------|
| | | | | | | 地震・ 津波 | 高潮 | 侵食 | 施設 | | | | | 背後地 | 変更案 併設含む | |
| 讃岐阿波沿岸 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 01 0101 | 引田海岸 | 坂元海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 1,461 | C | C | C | C | B | | | | D | 対策不要 | |
| 01 0201 | 相生漁港海岸 | — | 農水(水産) | 東かがわ市 | 65 | B | A | B | B | B | ○ | C | B | 防護重視 | C | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 01 0301 | 引田海岸 | 相生馬宿海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 902 | C | C | C | C | B | | | | D | 対策不要 | |
| 01 0401 | 馬宿漁港海岸 | — | 農水(水産) | 東かがわ市 | 347 | B | A | C | C | A | ○ | C | C | 防護重視 | C | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 01 0501 | 引田漁港海岸 | — | 農水(水産) | 東かがわ市 | 1,064 | A | A | C | C | A | ○ | C | C | 防護重視 | B-4-S | I期(後期) |
| 01 0601 | 引田海岸 | 川向地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 770 | B | A | C | C | B | ○ | C | B | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 01 0701 | 引田海岸 | 山ノ浦海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 532 | B | C | C | C | C | ○ | A | A | 環境優先 | C | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 01 0801 | 安戸海岸 | 松原地区 | 国土(港湾) | 東かがわ市 | 943 | B | A | C | C | B | ○ | A | C | 環境優先 | B-4 | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 01 0802 | 安戸海岸 | 安戸地区 | 国土(港湾) | 東かがわ市 | 499 | B | C | C | C | B | ○ | A | B | 環境優先 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 01 0803 | 安戸海岸 | 梶地区 | 国土(港湾) | 東かがわ市 | 442 | B | A | A | B | C | ○ | A | B | 防護重視 | C | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 01 0901 | 引田海岸 | 安戸海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 488 | A | C | C | C | B | ○ | A | A | 環境優先 | B-1 | I期(後期) |
| 01 1001 | 経ヶ島海岸 | — | 農水(農材) | 香川県 | 198 | C | B | B | B | C | ○ | A | B | 環境優先 | D | 対策不要 |
| 01 1101 | 白鳥海岸 | 小松原地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,131 | B | B | B | B | A | ○ | A | A | 環境優先 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 01 1102 | 白鳥海岸 | 松西地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,600 | A | B | A | B | B | ○ | A | A | 環境優先 | A | I期(前期) |
| 01 1201 | 三本松海岸 | 須賀地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,252 | A | B | B | B | A | ○ | A | A | 環境優先 | A | I期(前期) |
| 01 1202 | 三本松海岸 | 三本松地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,319 | A | C | C | C | A | ○ | C | B | 防護重視 | A | I期(前期) |
| 01 1203 | 三本松海岸 | 浜町地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,613 | A | A | C | C | A | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | I期(後期) |
| 01 1301 | 大内海岸 | 番塚海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 930 | C | C | A | B | B | ○ | B | A | 利用促進 | D | 対策不要 |
| 01 1401 | 小磯漁港海岸 | — | 農水(水産) | 東かがわ市 | 660 | C | A | B | C | B | ○ | B | A | 利用促進 | D | 対策不要 |
| 01 1501 | 山田海岸 | — | 農水(農材) | 香川県 | 2,580 | C | C | B | C | C | ○ | B | A | 利用促進 | D | 対策不要 |
| 01 1601 | 馬籠漁港海岸 | — | 農水(水産) | 東かがわ市 | 440 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 01 1701 | 青木海岸 | — | 農水(農材) | 香川県 | 1,183 | C | C | B | C | C | ○ | B | A | 利用促進 | D | 対策不要 |
| 02 0101 | 津田海岸 | 中谷海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 598 | C | C | B | B | B | ○ | B | A | 利用促進 | D | 対策不要 |
| 02 0201 | 協元漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 640 | A | A | B | C | A | ○ | C | B | 防護重視 | A | I期(前期) |
| 02 0301 | さぬき海岸 | 鶴部海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 115 | C | C | C | C | B | | | | D | 対策不要 | |
| 02 0401 | 津田海岸 | 西代地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,841 | B | C | C | B | A | ○ | B | B | 環境配慮 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 02 0402 | 津田海岸 | 松原地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 680 | A | C | C | C | B | ○ | A | A | 環境優先 | A | I期(前期) |
| 02 0403 | 津田海岸 | 琴林地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,133 | C | C | C | C | B | | | | D | 対策不要 | |
| 02 0404 | 津田海岸 | 津田地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 390 | B | C | C | C | B | ○ | C | B | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 02 0405 | 津田海岸 | 汐田地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,543 | A | C | C | C | B | ○ | B | B | 環境配慮 | S-3 | I期(前期) |
| 02 0501 | さぬき海岸 | 羽立海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 235 | C | A | B | C | B | ○ | B | A | 利用促進 | — | — |
| 02 0601 | 吉見漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 360 | C | A | B | C | B | ○ | B | A | 利用促進 | D | 対策不要 |
| 02 0701 | 平畑海岸 | — | 農水(農材) | 香川県 | 495 | C | C | C | C | B | | | | D | 対策不要 | |
| 02 0801 | 前坂海岸 | — | 農水(農材) | さぬき市 | 130 | C | C | C | C | D | | | | D | 対策不要 | |
| 02 0901 | 江泊漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 278 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 02 1001 | さぬき海岸 | 曾根海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 320 | C | C | B | B | B | ○ | B | B | 環境配慮 | D | 対策不要 |
| 02 1101 | 猪塚海岸 | 猪塚地区 | 国土(港湾) | さぬき市 | 1,200 | C | A | B | C | B | ○ | B | B | 環境配慮 | D | 対策不要 |
| 02 1201 | 蛇谷海岸 | — | 農水(農材) | 香川県 | 65 | C | C | C | C | D | | | | D | 対策不要 | |
| 02 1301 | 釜原谷海岸 | — | 農水(農材) | 香川県 | 450 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | |
| 02 1401 | 坪ヶ浦海岸 | — | 農水(農材) | さぬき市 | 124 | C | C | C | C | D | | | | — | — | |
| 02 1501 | 大輪海岸 | — | 農水(農材) | 香川県 | 82 | C | C | C | C | D | | | | D | 対策不要 | |
| 02 1601 | 小輪海岸 | — | 農水(農材) | さぬき市 | 90 | C | C | C | C | D | | | | — | — | |
| 02 1701 | 小田漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 295 | C | A | C | A | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 |
| 02 1801 | さぬき海岸 | 本小田海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 165 | C | C | C | C | B | | | | D | 対策不要 | |
| 02 1901 | 小田浦漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 336 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 02 2001 | 志度海岸 | 浦小田海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 1,340 | C | C | C | C | B | | | | D | 対策不要 | |
| 02 2101 | 苦張漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 220 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 02 2201 | さぬき海岸 | 苦張海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 376 | C | C | C | B | B | ○ | C | B | 防護重視 | D | 対策不要 |
| 02 2301 | 松ヶ谷海岸 | — | 農水(農材) | 香川県 | 50 | C | C | C | C | D | | | | D | 対策不要 | |
| 02 2401 | 長者谷海岸 | — | 農水(農材) | さぬき市 | 60 | C | C | C | C | D | | | | D | 対策不要 | |
| 02 2601 | 長浜漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 229 | B | A | C | C | C | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 02 2701 | 志度海岸 | 長浜新開海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 1,152 | C | C | B | B | B | ○ | B | B | 環境配慮 | D | 対策不要 |
| 02 2801 | 新開漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 329 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 02 2901 | 志度海岸 | 三子浦海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 320 | B | C | C | C | B | ○ | B | C | 環境配慮 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 02 3001 | 志度海岸 | 白方海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 527 | B | C | C | C | C | ○ | B | B | 環境配慮 | C | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 02 3101 | 白方漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 638 | B | A | B | B | B | ○ | C | B | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 |
| 02 3201 | さぬき海岸 | 伯父浦海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 185 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | |
| 02 3301 | 経ヶ浦海岸 | — | 農水(農材) | 香川県 | 108 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | |
| 02 3401 | さぬき海岸 | 穴子海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 375 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | |
| 02 3501 | 室沖西海岸 | — | 農水(農材) | 香川県 | 321 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | |
| 02 3601 | 室沖漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 500 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 |

整備対象海岸の抽出及び海岸整備の方向性 (2/6)

| NO. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 要保率(海岸区域延長) | 防護面の現況評価 ランク(優先項目) | | | | 配慮項目 | 整備対象 海岸 | 整備上の 配慮項目 | 海岸整備 の方向性 (海岸タイプ) | 地震・津波対策 海岸堤防等整備計画 | | 備考 | |
|---------|---------|-----------|--------|------------|-------------|-----------------------|----|----|----|------|------------|--------------|-------------------------|----------------------|--------------|--------|-----|
| | | | | | | 地震・津波 | 高潮 | 侵食 | 施設 | | | | | 背後地 | 変更案※ 津波含む | | 環境面 |
| 02 3701 | 泊漁港海岸 | — | 農水(水産) | きぬき市 | 491 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 02 3901 | 志度港海岸 | 塩屋地区 | 国土(港湾) | 香川県 大高市 | 1,247 | A | C | C | C | A | ○ | C | C | 防護重視 | S-2 | Ⅰ期(前期) | |
| 02 3902 | 志度港海岸 | 寺町地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 729 | A | C | C | C | A | ○ | C | B | 防護重視 | S-2 | Ⅰ期(前期) | |
| 02 3903 | 志度港海岸 | 新町地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 959 | A | C | C | C | A | ○ | C | B | 防護重視 | S-2 | Ⅰ期(前期) | |
| 02 3904 | 志度港海岸 | 原浜地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 559 | A | C | C | C | A | ○ | C | C | 防護重視 | S-2 | Ⅰ期(前期) | |
| 03 0101 | 牟礼海岸 | 原浜海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 561 | A | B | C | B | A | ○ | C | B | 防護重視 | A | Ⅰ期(前期) | |
| 03 0201 | 房前漁港海岸 | — | 農水(水産) | 高松市 | 524 | A | A | C | C | A | ○ | C | C | 防護重視 | S-2 | Ⅰ期(前期) | |
| 03 0301 | 牟礼港海岸 | 塩屋地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 807 | B | C | B | C | B | ○ | B | A | 利用促進 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 03 0302 | 牟礼港海岸 | 川東地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 373 | A | C | B | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | Ⅰ期(後期) | |
| 03 0303 | 牟礼港海岸 | 御殿地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,349 | A | C | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | Ⅰ期(後期) | |
| 03 0304 | 牟礼港海岸 | 金山地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 327 | C | C | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 03 0401 | 金山海岸 | — | 農水(農村) | 高松市 | 457 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | | |
| 03 0501 | 葛原港海岸 | 葛原地区 | 国土(港湾) | 高松市 | 970 | C | C | C | C | B | | | | D | 対策不要 | | |
| 03 0601 | 高尻海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 275 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | | |
| 03 0701 | 庵治海岸 | 高尻海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 420 | C | C | B | B | B | ○ | B | A | 利用促進 | D | 対策不要 | |
| 03 0801 | 鞍谷海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 378 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | | |
| 03 0901 | 篠尾漁港海岸 | — | 農水(水産) | 高松市 | 323 | C | A | C | B | B | ○ | A | B | 環境優先 | D | 対策不要 | |
| 03 1001 | 鎌野漁港海岸 | — | 農水(水産) | 高松市 | 772 | B | A | B | B | B | ○ | A | A | 環境優先 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 03 1101 | 庵治海岸 | 鎌野笹尾海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 540 | C | C | B | C | B | ○ | B | A | 利用促進 | D | 対策不要 | |
| 03 1201 | 竹尾漁港海岸 | — | 農水(水産) | 高松市 | 945 | B | A | B | B | B | ○ | A | A | 環境優先 | C | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 03 1301 | 江の浜漁港海岸 | 江の浜地区 | 農水(水産) | 高松市 | 947 | B | A | B | B | B | ○ | A | A | 環境優先 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 03 1302 | 江の浜漁港海岸 | 御殿地区 | 農水(水産) | 高松市 | 275 | B | B | B | B | C | ○ | A | B | 環境優先 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 03 1401 | 庵治漁港海岸 | — | 農水(水産) | 高松市 | 2,771 | A | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-4-S | Ⅰ期(後期) | |
| 03 1501 | 庵治港海岸 | 船隠地区 | 国土(港湾) | 高松市 | 1,025 | A | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | A | Ⅰ期(前期) | |
| 03 1701 | 久通港海岸 | 久通地区 | 国土(港湾) | 高松市 | 1,420 | A | A | C | B | B | ○ | A | B | 環境優先 | B-4-S | Ⅰ期(後期) | |
| 03 1801 | 立石港海岸 | 立石地区 | 国土(港湾) | 高松市 | 511 | B | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 03 1901 | 石場港海岸 | 石場地区 | 国土(港湾) | 高松市 | 577 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 03 2001 | 石場海岸 | 石場海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 766 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | | |
| 03 2101 | 高松港海岸 | 浦生地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 438 | C | B | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 03 2201 | 浦生漁港海岸 | — | 農水(水産) | 高松市 | 1,047 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 03 2102 | 高松港海岸 | 俣島西地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,778 | A | A | B | B | A | ○ | B | B | 環境配慮 | A | Ⅰ期(前期) | |
| 03 2103 | 高松港海岸 | 俣島西地区の西地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 2,446 | C | A | B | B | A | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 03 2104 | 高松港海岸 | 朝日地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 10,019 | A | A | C | A | A | ○ | C | B | 防護重視 | S-2 | Ⅰ期(前期) | |
| 03 2105 | 高松港海岸 | 北浜・東浜地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,613 | A | A | C | C | A | ○ | C | C | 防護重視 | S-2 | Ⅰ期(前期) | |
| 03 2106 | 高松港海岸 | 玉藻地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 800 | A | A | C | C | A | ○ | C | C | 防護重視 | S-2 | Ⅰ期(前期) | |
| 03 2107 | 高松港海岸 | 西浜地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 2,076 | B | A | C | B | A | ○ | C | A | 利用促進 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 03 2301 | 高松漁港海岸 | — | 農水(水産) | 高松市 | 3,967 | A | A | C | B | A | ○ | C | B | 防護重視 | B-4-S | Ⅰ期(後期) | |
| 03 2108 | 高松港海岸 | 松打地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 4,227 | A | A | C | A | A | ○ | C | C | 防護重視 | A | Ⅰ期(前期) | |
| 03 2109 | 高松港海岸 | 香西地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 6,952 | A | A | C | B | A | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | Ⅰ期(後期) | |
| 03 2110 | 高松港海岸 | 神在地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,362 | B | C | B | B | B | ○ | B | B | 環境配慮 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 03 2111 | 高松港海岸 | 生島地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 3,733 | A | A | C | A | B | ○ | B | B | 環境配慮 | S-3 | Ⅰ期(前期) | |
| 03 2101 | 亀島漁港海岸 | — | 農水(水産) | 高松市 | 1,750 | B | A | C | C | B | ○ | B | B | 環境配慮 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 03 2501 | 庵治海岸 | 大島海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 651 | C | C | A | B | B | ○ | A | B | 環境優先 | D | 対策不要 | |
| 03 2601 | 大島港海岸 | 大島地区 | 国土(港湾) | 高松市 | 648 | C | B | C | B | B | ○ | A | B | 環境優先 | D | 対策不要 | |
| 03 2701 | 大川東海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 610 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | | |
| 03 2801 | 男木漁港海岸 | — | 農水(水産) | 高松市 | 220 | B | A | C | C | C | ○ | A | C | 環境優先 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 03 2901 | 男木港海岸 | 最畑地区 | 国土(港湾) | 高松市 | 672 | C | A | C | C | C | ○ | A | C | 環境優先 | — | — | |
| 03 3001 | 女木島海岸 | 女木東海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 1,080 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | | |
| 03 3101 | 女木港海岸 | 奥ノ口地区 | 国土(港湾) | 高松市 | 1,460 | C | A | C | C | C | ○ | A | C | 環境優先 | — | — | |
| 03 3201 | 女木海岸 | 女木南海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 570 | C | C | C | C | D | | | | — | — | | |
| 03 3301 | 西浦漁港海岸 | — | 農水(水産) | 高松市 | 411 | C | A | C | C | C | ○ | A | B | 環境優先 | D | 対策不要 | |
| 03 3401 | 女木浦海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 1,100 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | | |
| 04 0101 | 木沢港海岸 | — | 国土(港湾) | 坂出市 | 2,168 | B | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 04 0201 | 乃生漁港海岸 | — | 農水(水産) | 坂出市 | 3,993 | B | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 04 0301 | 松ヶ浦海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 350 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | | |
| 04 0401 | 坂出港海岸 | 地区18 | 国土(港湾) | 坂出市 | 3,120 | B | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 04 0402 | 坂出港海岸 | 地区17 | 国土(港湾) | 坂出市 | 1,984 | B | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 04 0403 | 坂出港海岸 | 地区16 | 国土(港湾) | 坂出市 | 2,192 | A | C | C | B | B | ○ | B | B | 環境配慮 | B-4-S | Ⅰ期(後期) | |
| 04 0404 | 坂出港海岸 | 地区15 | 国土(港湾) | 坂出市 | 4,187 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 04 0405 | 坂出港海岸 | 地区14 | 国土(港湾) | 坂出市 | 1,261 | B | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 04 0406 | 坂出港海岸 | 地区13 | 国土(港湾) | 坂出市 | 2,205 | A | A | C | B | A | ○ | C | C | 防護重視 | S-2 | Ⅰ期(前期) | |
| 04 0407 | 坂出港海岸 | 地区12 | 国土(港湾) | 坂出市 | 3,208 | A | A | C | A | A | ○ | C | C | 防護重視 | B-4-S | Ⅰ期(後期) | |

整備対象海岸の抽出及び海岸整備の方向性 (3/6)

| NO. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 要保全海岸 区域延長 (m) | 防護面の現況評価 ランク(優先項目) | | | | 配慮 項目 | 整備対象 海岸 種別 | 整備上の 配慮項目 | 海岸整備 の方向性 (海岸種別) | 地震・津波対策 海岸防衛等整備計画 | | 備考 | |
|---------|---------|--------|--------|-------------|----------------------|-----------------------|----|----|----|----------|------------------|--------------|------------------------|----------------------|--------------|---------|-----|
| | | | | | | 地震・ 津波 | 高潮 | 侵食 | 施設 | | | | | 背後地 | 変更案※ 津波含む | | 環境面 |
| 04 0408 | 坂出港海岸 | 地区11 | 国土(港湾) | 坂出市 | 1,512 | A | A | C | B | A | ○ | C | C | 防護重視 | B-4-S | I期(後期) | |
| 04 0409 | 坂出港海岸 | 地区10 | 国土(港湾) | 坂出市 | 1,108 | B | A | C | A | B | ○ | C | C | 防護重視 | D-4 | II・III期 | |
| 04 0410 | 坂出港海岸 | 地区9 | 国土(港湾) | 坂出市 | 1,034 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 04 0411 | 坂出港海岸 | 地区8 | 国土(港湾) | 坂出市 | 519 | C | C | C | C | A | | | | D | 対策不要 | | |
| 04 0412 | 坂出港海岸 | 地区2 | 国土(港湾) | 坂出市 | 1,373 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 04 0413 | 坂出港海岸 | 地区1 | 国土(港湾) | 坂出市 | 371 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 04 0501 | 御供所漁港海岸 | — | 農水(水産) | 坂出市 | 1,331 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 04 0601 | 東浦漁港海岸 | — | 農水(水産) | 坂出市 | 933 | B | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | II・III期 | |
| 04 0701 | 西浦漁港海岸 | — | 農水(水産) | 坂出市 | 1,124 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 04 0801 | 坂山海岸 | 沙弥海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 415 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | | |
| 04 0901 | 西浦海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 540 | C | C | C | C | D | | | | — | — | | |
| 04 1001 | 東浦海岸 | — | 農水(農村) | 坂出市 | 380 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | | |
| 04 1101 | 碧黒漁港海岸 | — | 農水(水産) | 坂出市 | 294 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 04 1201 | 榎石漁港海岸 | — | 農水(水産) | 坂出市 | 1,176 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 04 1301 | 与島海岸 | 地区9 | 国土(港湾) | 坂出市 | 521 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 04 1302 | 与島海岸 | 地区10 | 国土(港湾) | 坂出市 | 430 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 04 1303 | 与島海岸 | 地区11 | 国土(港湾) | 坂出市 | 248 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 04 1304 | 与島海岸 | 地区6 | 国土(港湾) | 坂出市 | 999 | C | A | C | B | C | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 04 1305 | 与島海岸 | 地区7 | 国土(港湾) | 坂出市 | 848 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 04 1306 | 与島海岸 | 地区17 | 国土(港湾) | 坂出市 | 766 | C | A | C | B | C | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 05 0101 | 宇多津海岸 | 吉田海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 781 | C | C | C | C | B | | | | D | 対策不要 | | |
| 05 0201 | 北浦漁港海岸 | — | 農水(水産) | 宇多津町 | 795 | B | A | C | B | A | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | II・III期 | |
| 06 0201 | 丸亀港海岸 | 富士見地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 5,129 | A | A | C | B | A | ○ | C | B | 防護重視 | S-2 | I期(前期) | |
| 06 0202 | 丸亀港海岸 | 蓬萊地区 | 国土(港湾) | 香川県 丸亀市 | 6,436 | A | A | C | C | A | ○ | B | B | 環境配慮 | B-4 | I期(後期) | |
| 06 0203 | 丸亀港海岸 | 昭和地区 | 国土(港湾) | 香川県 丸亀市 | 4,431 | A | A | C | C | A | ○ | B | B | 環境配慮 | B-4 | I期(後期) | |
| 06 0301 | 丸亀多度津海岸 | 中津豊原海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 1,572 | B | C | B | B | B | ○ | B | A | 利用促進 | B-3 | II・III期 | |
| 06 0401 | 向島海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 323 | C | C | C | C | D | | | | — | — | | |
| 06 0501 | 向島南海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 776 | C | C | C | C | D | | | | — | — | | |
| 06 0601 | 向島北海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 507 | C | C | C | C | D | | | | — | — | | |
| 06 0701 | 本島港海岸 | 港その1 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 774 | C | A | C | C | C | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 06 0702 | 本島港海岸 | 港その2 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 1,704 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 06 0703 | 本島港海岸 | 港その3 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 1,385 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 06 0901 | 牛ノ浜港海岸 | 浜辺地区 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 371 | C | C | C | C | B | | | | D | 対策不要 | | |
| 06 1201 | 本島丸亀海岸 | 福田海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 350 | C | C | C | C | B | | | | D | 対策不要 | | |
| 06 1301 | 福田漁港海岸 | — | 農水(水産) | 丸亀市 | 373 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 06 1401 | 大浦港海岸 | 浜辺地区 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 1,489 | C | A | C | C | C | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 06 1501 | 扇釜海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 620 | C | B | B | C | B | ○ | A | A | 環境優先 | D | 対策不要 | |
| 06 1601 | 笠島西の浦海岸 | — | 農水(農村) | 丸亀市 | 52 | C | C | C | C | D | | | | — | — | | |
| 06 1701 | 笠島海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 552 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | | |
| 06 1801 | 笠島漁港海岸 | — | 農水(水産) | 丸亀市 | 436 | C | A | C | B | B | ○ | A | B | 環境優先 | D | 対策不要 | |
| 06 1901 | 新在家港海岸 | 浜辺地区 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 162 | C | C | C | C | B | | | | D | 対策不要 | | |
| 06 2001 | 里浦港海岸 | — | 国土(港湾) | 丸亀市 | 600 | C | A | C | C | C | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 06 2101 | 牛島海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 513 | C | C | C | C | D | | | | D | 対策不要 | | |
| 06 2201 | 小浦港海岸 | 港地区 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 572 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 06 2301 | 里浦海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 210 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | | |
| 06 2401 | 広島東海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 1,675 | C | C | C | C | D | | | | D | 対策不要 | | |
| 06 2501 | 稲田海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 450 | C | C | C | C | C | | | | D | 対策不要 | | |
| 06 2601 | 江ノ浦港海岸 | 港その1 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 1,130 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 06 2602 | 江ノ浦港海岸 | 港その2 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 1,067 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 06 2801 | 甲路漁港海岸 | — | 農水(水産) | 丸亀市 | 459 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 06 2901 | 青木港海岸 | 市井地区 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 765 | C | A | C | C | C | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 06 2902 | 青木港海岸 | 青木地区 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 760 | C | A | C | C | C | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 06 3101 | 茂浦漁港海岸 | — | 農水(水産) | 丸亀市 | 578 | C | A | C | C | C | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 06 3201 | 茂浦海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 515 | C | C | C | C | D | | | | — | — | | |
| 06 3301 | ハジカミ海岸 | — | 農水(農村) | 丸亀市 | 167 | C | C | C | C | D | | | | — | — | | |
| 06 3401 | 手島港海岸 | 港地区 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 794 | C | A | C | C | C | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 06 3501 | 手島瀬手海岸 | — | 農水(農村) | 丸亀市 | 160 | C | C | C | C | D | | | | — | — | | |
| 06 3601 | 手島西浦海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 510 | C | C | C | C | D | | | | D | 対策不要 | | |
| 06 3701 | 小手島漁港海岸 | — | 農水(水産) | 丸亀市 | 743 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 06 3801 | 小手島海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 890 | C | C | C | C | D | | | | — | — | | |
| 07 0102 | 多度津港海岸 | 多度津内地区 | 国土(港湾) | 香川県 多度津町 | 5,408 | A | A | C | A | A | ○ | B | B | 環境配慮 | S-3 | I期(前期) | |
| 07 0201 | 多度津海岸 | 真白方海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 455 | C | B | B | C | B | ○ | B | B | 環境配慮 | D | 対策不要 | |

整備対象海岸の抽出及び海岸整備の方向性 (4/6)

| NO. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 要保率(海岸区域延長) | 防護面の現況評価 ランク(優先項目) | | | | | 配慮項目 | 整備対象 海岸 | 整備上の 配慮項目 | 海岸整備 の方向性 (海岸タイプ) | 地震・津波対策 海岸堤防等整備計画 | | 備考 |
|---------|----------|--------|--------|------------|-------------|-----------------------|----|----|----|-----|------|------------|--------------|-------------------------|----------------------|---------|----|
| | | | | | | 地震・津波 | 高潮 | 侵食 | 施設 | 背後地 | | | | | 環境面 | 利用面 | |
| 07 0501 | 百方漁港海岸 | — | 農水(水産) | 多度津町 | 508 | B | A | B | B | B | ○ | B | B | 環境配慮 | B-3 | II・III期 | |
| 07 0401 | 多度津海岸 | 西白方海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 588 | A | C | B | B | B | ○ | B | A | 利用促進 | B-4 | I期(後期) | |
| 07 0601 | 見立港海岸 | 浜地区 | 国土(港湾) | 多度津町 | 1,416 | B | A | B | B | B | ○ | B | A | 利用促進 | C | II・III期 | |
| 07 0701 | 高見板持海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 705 | C | B | B | A | C | ○ | A | B | 環境優先 | D | 対策不要 | |
| 07 0801 | 高見港海岸 | 浜ノ浦地区 | 国土(港湾) | 多度津町 | 3,262 | C | A | B | B | B | ○ | A | B | 環境優先 | D | 対策不要 | |
| 07 1001 | 佐柳島多度津海岸 | 長崎海岸 | 国土(港湾) | 多度津町 | 3,820 | B | A | B | B | B | ○ | A | B | 環境優先 | C | II・III期 | |
| 07 1101 | 長崎浦海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 1,474 | C | B | B | B | C | ○ | A | B | 環境優先 | D | 対策不要 | |
| 07 1201 | 佐柳島多度津海岸 | 長崎海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 280 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 08 0101 | 大見海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 780 | C | A | B | A | B | ○ | B | B | 環境配慮 | D | 対策不要 | |
| 08 0301 | 詫間港海岸 | 水山地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 3,637 | B | B | C | A | B | ○ | C | B | 防護重視 | B-3 | II・III期 | |
| 08 0302 | 詫間港海岸 | 藤田地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 5,768 | A | A | C | B | B | ○ | B | B | 環境配慮 | A | I期(前期) | |
| 08 0303 | 詫間港海岸 | 浜田地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 4,124 | C | A | C | B | B | ○ | B | B | 環境配慮 | D | 対策不要 | |
| 08 0304 | 詫間港海岸 | 高谷地区 | 国土(港湾) | 香川県 豊后市 | 1,851 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | II・III期 | |
| 08 0305 | 詫間港海岸 | 香田地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 3,146 | B | A | C | B | B | ○ | B | B | 環境配慮 | B-3 | II・III期 | |
| 08 0401 | 詫間海岸 | 積浜海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 775 | C | C | B | C | B | ○ | B | A | 利用促進 | D | 対策不要 | |
| 08 0501 | 船越海岸 | — | 国土(港湾) | 三豊市 | 1,213 | C | C | C | C | D | | | | | — | — | |
| 08 0601 | 詫間海岸 | 船越海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 1,213 | B | C | C | C | B | ○ | B | B | 環境配慮 | B-3 | II・III期 | |
| 08 0801 | 詫間海岸 | 積海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 487 | C | C | B | C | B | ○ | B | B | 環境配慮 | D | 対策不要 | |
| 08 0901 | 積港海岸 | — | 農水(水産) | 三豊市 | 448 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 08 1001 | 黒崎海岸 | — | 農水(農林) | 三豊市 | 125 | C | C | C | C | D | | | | | D | 対策不要 | |
| 08 1101 | 箱海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 466 | C | B | B | A | C | ○ | B | B | 環境配慮 | D | 対策不要 | |
| 08 1201 | 詫間海岸 | 箱海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 1,539 | C | C | B | B | B | ○ | B | B | 環境配慮 | D | 対策不要 | |
| 08 1301 | 箱浦海岸 | 本郷地区 | 国土(港湾) | 三豊市 | 1,074 | C | C | B | B | B | ○ | B | B | 環境配慮 | — | — | |
| 08 1302 | 箱浦海岸 | 箱浦地区 | 国土(港湾) | 三豊市 | 125 | B | A | B | B | C | ○ | A | B | 環境優先 | B-4 | II・III期 | |
| 08 1401 | 室浜漁港海岸 | — | 農水(水産) | 三豊市 | 319 | C | A | C | C | C | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 08 1501 | 荒浜海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 212 | C | C | C | C | D | | | | | — | — | |
| 08 1601 | 本村漁港海岸 | — | 農水(水産) | 三豊市 | 486 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 08 1701 | 志々島海岸 | 志々島地区 | 国土(港湾) | 三豊市 | 1,044 | C | A | B | B | C | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 08 1901 | 船越海岸 | 船越地区 | 国土(港湾) | 三豊市 | 639 | C | A | B | B | C | ○ | B | C | 環境配慮 | D | 対策不要 | |
| 08 2001 | 詫間海岸 | 永浜海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 1,529 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 08 2101 | 京の浜海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 428 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 08 2201 | 上野田漁港海岸 | — | 農水(水産) | 三豊市 | 633 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | II・III期 | |
| 08 2301 | 不天海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 1,008 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 08 2401 | 詫間海岸 | 栗島馬城海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 1,146 | C | C | C | C | B | | | | | — | — | |
| 08 2501 | 栗島海岸 | 海濱地区 | 国土(港湾) | 三豊市 | 536 | B | A | C | C | B | ○ | C | B | 防護重視 | B-3 | II・III期 | |
| 08 2601 | 詫間海岸 | 下新田海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 990 | C | C | C | C | B | | | | | D | 対策不要 | |
| 08 2701 | 姫路海岸 | — | 農水(農林) | 三豊市 | 142 | C | C | C | C | D | | | | | D | 対策不要 | |
| 08 2801 | 栗島西港海岸 | 東風浜地区 | 国土(港湾) | 三豊市 | 977 | C | A | B | B | C | ○ | B | B | 環境配慮 | D | 対策不要 | |
| 09 0101 | 吉田漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 1,348 | C | A | B | C | C | ○ | B | A | 利用促進 | D | 対策不要 | |
| 09 0201 | 福田漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 2,656 | B | A | B | C | B | ○ | B | A | 利用促進 | B-3 | II・III期 | |
| 09 0301 | 外明神海岸 | — | 農水(農林) | 小豆島町 | 150 | C | C | C | C | D | | | | | — | — | |
| 09 0401 | 当浜漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 230 | B | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | C | II・III期 | |
| 09 0501 | 亀崎海岸 | — | 農水(農林) | 小豆島町 | 850 | C | B | B | C | B | ○ | A | B | 環境優先 | D | 対策不要 | |
| 09 0601 | 岩谷漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 196 | C | A | C | B | C | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 09 0701 | 小豆島内海海岸 | 岩ヶ谷海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 369 | C | C | C | C | B | | | | | D | 対策不要 | |
| 09 0801 | 橘港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 852 | B | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | II・III期 | |
| 09 0901 | 白崎海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 520 | C | B | B | C | B | ○ | A | A | 環境優先 | D | 対策不要 | |
| 09 1001 | 小豆島内海海岸 | 徳本海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 140 | C | C | C | C | D | | | | | D | 対策不要 | |
| 09 1101 | 大泊海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 302 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 09 1201 | 多尾海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 180 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 09 1401 | 瀬戸海岸 | — | 農水(農林) | 小豆島町 | 240 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 09 1501 | 瀬の倉漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 187 | B | A | C | B | C | ○ | C | C | 防護重視 | C | II・III期 | |
| 09 1602 | 坂手港海岸 | 坂手西地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 933 | A | A | C | C | C | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | I期(後期) | |
| 09 1701 | 瀬越漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 482 | C | A | C | C | B | ○ | B | B | 環境配慮 | D | 対策不要 | |
| 09 1801 | 小豆島内海海岸 | 堀越中海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 87 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 09 1901 | 西崎海岸 | — | 農水(農林) | 小豆島町 | 50 | C | C | C | C | D | | | | | D | 対策不要 | |
| 09 2001 | 汐江海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 370 | C | B | B | C | C | ○ | B | A | 利用促進 | D | 対策不要 | |
| 09 2101 | 三角海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 1,450 | C | B | B | C | B | ○ | B | A | 利用促進 | D | 対策不要 | |
| 09 2201 | 田浦漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 353 | B | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | C | II・III期 | |
| 09 2301 | 内海海岸 | 切谷地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 302 | C | C | C | C | D | | | | | D | 対策不要 | |
| 09 2302 | 内海海岸 | 吉江地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,031 | B | A | B | C | C | ○ | B | B | 環境配慮 | B-3 | II・III期 | |
| 09 2304 | 内海海岸 | 苗羽地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 3,385 | A | A | C | B | A | ○ | B | B | 環境配慮 | B-3-S | I期(後期) | |

整備対象海岸の抽出及び海岸整備の方向性 (5/6)

| NO. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 要保全海岸 区域延長 (m) | 防護面の現況評価 ランク(優先項目) | | | | 配慮 項目 | 整備対象 海岸 | 整備上の 配慮項目 | 海岸整備 の方向性 (海岸タイプ) | 地震・津波対策 海岸防衛整備計画 | | 備考 | |
|---------|---------|---------|--------|------|----------------------|-----------------------|----|----|----|----------|------------|--------------|-------------------------|---------------------|-------|---------|-----|
| | | | | | | 地震・ 津波 | 高潮 | 侵食 | 施設 | | | | | 背後地 | 環境面 | | 利用面 |
| 09 2305 | 内海港海岸 | 馬木地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,840 | A | C | C | C | A | ○ | B | B | 環境配慮 | A | I期(前期) | |
| 09 2306 | 内海港海岸 | 安田地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 834 | A | A | C | C | A | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | I期(後期) | |
| 09 2307 | 内海港海岸 | 草壁地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 3,180 | A | A | C | C | A | ○ | C | C | 防護重視 | A | I期(前期) | |
| 09 2308 | 内海港海岸 | 目方地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,791 | A | C | C | C | B | ○ | B | C | 環境配慮 | A | I期(前期) | |
| 09 2409 | 内海港海岸 | 水木地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,402 | B | C | C | C | B | ○ | B | A | 利用促進 | B-4 | II・III期 | |
| 09 2501 | 小豆島内海海岸 | 水木海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 850 | C | C | C | C | B | | | | | D | 対策不要 | |
| 09 2601 | 竹生漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 331 | B | A | C | B | B | ○ | C | B | 防護重視 | B-1 | II・III期 | |
| 09 2701 | 石場海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 350 | C | B | B | B | C | ○ | B | B | 環境配慮 | D | 対策不要 | |
| 09 2801 | 小豆島池田海岸 | 百尋海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 112 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 09 2901 | 牛ヶ浦漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 77 | B | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | II・III期 | |
| 09 3001 | 牛ヶ浦海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 859 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 09 3101 | 長崎漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 196 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 09 3301 | 蒲野漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 127 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 09 3601 | 小豆島池田海岸 | 占ヶ浦海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 556 | C | B | B | B | B | ○ | B | B | 環境配慮 | D | 対策不要 | |
| 09 3701 | 吉ヶ浦漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 55 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 09 3801 | 小豆島池田海岸 | 市神子海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 320 | C | B | B | B | D | ○ | B | B | 環境配慮 | D | 対策不要 | |
| 09 3901 | 谷尻漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 83 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 09 4001 | 白浜海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 490 | C | B | B | B | C | ○ | A | A | 環境優先 | D | 対策不要 | |
| 09 4101 | 三都港海岸 | 外浜地区 | 国土(港湾) | 小豆島町 | 1,151 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 09 4102 | 三都港海岸 | 神浦地区 | 国土(港湾) | 小豆島町 | 1,101 | B | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | II・III期 | |
| 09 4201 | 富士漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 676 | B | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | C | II・III期 | |
| 09 4301 | 吉野崎海岸 | 吉野地区 | 国土(港湾) | 小豆島町 | 650 | B | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | C | II・III期 | |
| 09 4302 | 吉野崎海岸 | 二面地区 | 国土(港湾) | 小豆島町 | 483 | B | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | C | II・III期 | |
| 09 4401 | 二面漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 436 | B | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | C | II・III期 | |
| 09 4501 | 宍生漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 690 | B | A | C | B | A | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | II・III期 | |
| 09 4601 | 宍生北港海岸 | 浜畑・浜町地区 | 国土(港湾) | 小豆島町 | 690 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 09 4701 | 池田港海岸 | 浜条地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 766 | B | A | B | B | B | ○ | B | A | 利用促進 | B-3 | II・III期 | |
| 09 4702 | 池田港海岸 | 平木地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 2,234 | A | A | C | C | B | ○ | B | B | 環境配慮 | B-4 | I期(後期) | |
| 09 4801 | 蒲生漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 1,364 | A | A | C | B | A | ○ | C | C | 防護重視 | B-3-S | I期(後期) | |
| 09 4901 | 入船漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 422 | A | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-1-S | I期(後期) | |
| 10 0101 | 小豆島土庄海岸 | 破風崎海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 815 | B | C | C | C | B | ○ | A | B | 環境優先 | B-3 | II・III期 | |
| 10 0201 | 小豆島土庄海岸 | 大高下海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 290 | C | C | C | C | B | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 0301 | 千子前漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 1,845 | B | A | C | C | A | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | II・III期 | |
| 10 0401 | 小豆島土庄海岸 | 洲鼻海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 415 | C | C | C | C | B | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 0501 | 土庄東港海岸 | 余島地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,682 | B | A | C | B | B | ○ | B | B | 環境配慮 | B-3 | II・III期 | |
| 10 0502 | 土庄東港海岸 | 鹿島地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 531 | A | B | B | C | B | ○ | B | A | 利用促進 | B-4 | I期(後期) | |
| 10 0601 | 鹿島漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 478 | B | A | C | C | C | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | II・III期 | |
| 10 0701 | 番川原海岸 | — | 農水(農林) | 土庄町 | 150 | C | C | C | C | D | | | | | — | — | |
| 10 0801 | 水香海岸 | — | 農水(農林) | 土庄町 | 250 | C | C | C | C | C | | | | | — | — | |
| 10 0901 | 柳漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 595 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 10 1001 | 水ヶ浦海岸 | — | 農水(農林) | 土庄町 | 300 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 1101 | 小豆島土庄海岸 | 千軒海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 1,116 | C | C | C | C | B | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 1201 | 千軒漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 800 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 10 1301 | 小豆島土庄海岸 | 戸形海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 290 | C | C | C | C | B | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 1401 | 小瀬港海岸 | 小瀬地区 | 国土(港湾) | 土庄町 | 243 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 10 1501 | 小豆島土庄海岸 | 小瀬海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 920 | C | C | C | C | B | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 1601 | 抽海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 580 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 1801 | 土庄港海岸 | 畷木地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,280 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | II・III期 | |
| 10 1802 | 土庄港海岸 | 吉ヶ浦地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,518 | A | A | C | C | A | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | I期(後期) | |
| 10 1803 | 土庄港海岸 | 床鼻地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 741 | B | B | C | C | A | ○ | B | A | 利用促進 | C | II・III期 | |
| 10 1804 | 土庄港海岸 | 丙占浜地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 532 | A | B | C | C | A | ○ | B | A | 利用促進 | B-4 | I期(後期) | |
| 10 1805 | 土庄港海岸 | 妻鉄地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 234 | A | B | C | C | A | ○ | B | A | 利用促進 | S-3 | I期(前期) | |
| 10 1806 | 土庄港海岸 | 中屋敷地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 833 | A | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | I期(後期) | |
| 10 1807 | 土庄港海岸 | 西岡地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 687 | A | A | C | C | B | ○ | B | B | 環境配慮 | B-4 | I期(後期) | |
| 10 1809 | 土庄港海岸 | 越窓地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 112 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 1810 | 土庄港海岸 | 新開地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 958 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 1901 | 小豆島土庄海岸 | 馬場先海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 575 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 2001 | 虎浜海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 310 | C | B | B | B | C | ○ | C | B | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 10 2101 | 四海漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 2,567 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | II・III期 | |
| 10 2301 | 小豆島土庄海岸 | 内浜海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 465 | C | C | C | C | B | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 2401 | 長浜漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 445 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 10 2501 | 江島港海岸 | 満江地区 | 国土(港湾) | 土庄町 | 858 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-4 | II・III期 | |

整備対象海岸の抽出及び海岸整備の方向性 (6/6)

| No. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 要員令海岸 区域延長 (m) | 防護面の現況評価 ランク(優先項目) | | | | 配 慮 項 目 背 後 地 | 整 備 対 象 海 岸 表 裏 案 津 波 含 む | 整備上の 配慮項目 | | 海岸整備 の方向性 (海岸ゾナ) | 地帯・津波対策 海岸堤防等整備計画 | | 備考 |
|---------|---------|-------|--------|------------|----------------------|-----------------------|----|----|----|---------------------------------|---|--------------|-----|------------------------|----------------------|--------|----|
| | | | | | | 地震・ 津波 | 高潮 | 侵食 | 施設 | | | 農地面 | 利用面 | | 整備 優先度 | 整備時期 | |
| 10 2502 | 江島港海岸 | 日島地区 | 国土(港湾) | 土庄町 | 313 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 10 2601 | 日島海岸 | — | 農水(農村) | 土庄町 | 80 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 2701 | 元目漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 265 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 10 2801 | 元目海岸 | — | 農水(農村) | 土庄町 | 510 | C | C | C | C | B | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 2901 | 馬越港海岸 | 馬越地区 | 国土(港湾) | 土庄町 | 556 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 10 3001 | コジラク海岸 | — | 農水(農村) | 土庄町 | 200 | C | C | C | C | B | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 3101 | 成ヶ上海岸 | — | 農水(農村) | 土庄町 | 150 | C | C | C | C | B | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 3201 | 柿の谷海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 330 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 3301 | 北浦港海岸 | 尾形崎地区 | 国土(港湾) | 土庄町 | 267 | C | A | C | B | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 10 3302 | 北浦港海岸 | 宮ノ西地区 | 国土(港湾) | 土庄町 | 762 | C | A | C | C | A | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 10 3303 | 北浦港海岸 | 新石地区 | 国土(港湾) | 土庄町 | 731 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 10 3401 | 見日漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 400 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 10 3501 | 小豆島土庄海岸 | 女風呂海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 809 | C | C | C | C | B | | | | | — | — | |
| 10 3601 | 小海漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 246 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 10 3701 | 琴塚漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 553 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 10 3801 | 小豆島土庄海岸 | 妙見海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 335 | C | C | C | C | B | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 3901 | 田井漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 928 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 10 4001 | 入部港海岸 | 入部地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,612 | B | C | B | B | B | ○ | B | B | 環境配慮 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 10 4101 | 小浜海岸 | — | 農水(農村) | 土庄町 | 70 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 4201 | 小節漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 2,034 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 10 4301 | 千振海岸 | — | 農水(農村) | 土庄町 | 100 | C | C | C | C | D | | | | | — | — | |
| 10 4401 | 小豆島土庄海岸 | 沖の島海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 439 | B | C | C | C | C | ○ | B | C | 環境配慮 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 10 4501 | カズラ島海岸 | — | 農水(農村) | 土庄町 | 65 | C | C | C | C | D | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 4601 | 池の浦海岸 | — | 農水(農村) | 土庄町 | 550 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 4701 | 南海岸 | — | 農水(農村) | 土庄町 | 60 | C | C | C | C | C | | | | | — | — | |
| 10 4801 | 小豊島港海岸 | 小豊島地区 | 国土(港湾) | 土庄町 | 709 | B | A | C | C | C | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 10 4901 | 小豊島海岸 | — | 農水(農村) | 土庄町 | 160 | C | C | C | C | D | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 5001 | ツミ海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 400 | C | C | C | C | D | | | | | — | — | |
| 10 5101 | 栄山海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 150 | C | C | C | C | D | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 5201 | 編浜海岸 | — | 農水(農村) | 土庄町 | 375 | C | C | C | C | D | | | | | — | — | |
| 10 5201 | 稲塚海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 270 | C | C | B | — | C | ○ | C | B | 防護重視 | — | — | |
| 10 5401 | 甲生海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 700 | C | B | C | B | C | ○ | C | B | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 10 5501 | 豊島土庄海岸 | 甲生海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 88 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 5601 | 尾子海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 900 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 5701 | 甲生漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 422 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 10 5801 | 神子浜海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 750 | C | B | B | C | C | ○ | A | A | 環境優先 | D | 対策不要 | |
| 10 5901 | 土庄海岸 | 水ヶ浦海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 722 | C | C | C | C | D | | | | | — | — | |
| 10 6001 | 家浦港海岸 | 甲生地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 360 | C | B | C | C | D | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 6002 | 家浦港海岸 | 家浦地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,797 | B | A | C | C | C | ○ | C | C | 防護重視 | C | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 10 6003 | 家浦港海岸 | 磯地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 467 | C | C | C | C | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 10 6101 | 磯漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 270 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 10 6201 | 唐櫃漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 816 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 11 0101 | 牛ヶ首漁港海岸 | — | 農水(水産) | 直島町 | 267 | C | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 11 0201 | 屏風港海岸 | 屏風島地区 | 国土(港湾) | 直島町 | 248 | C | A | C | B | C | ○ | B | B | 環境配慮 | D | 対策不要 | |
| 11 0301 | 直島海岸 | 屏風海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 118 | C | C | C | C | D | | | | | D | 対策不要 | |
| 11 0401 | 直島海岸 | 家島北海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 408 | C | C | C | B | C | ○ | C | C | 防護重視 | D | 対策不要 | |
| 11 0501 | 直島港海岸 | 家島地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 545 | C | C | C | B | C | | | | | D | 対策不要 | |
| 11 0502 | 直島港海岸 | 尚島地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 921 | B | A | C | C | C | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 11 0503 | 直島港海岸 | 本村地区 | 国土(港湾) | 香川県 直島町 | 4,459 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 11 0601 | 積浦漁港海岸 | — | 農水(水産) | 直島町 | 785 | B | A | C | C | B | ○ | C | C | 防護重視 | B-3 | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 11 0701 | 林海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 225 | C | C | C | C | D | | | | | — | — | |
| 11 0801 | 小林海岸 | — | 農水(農村) | 直島町 | 150 | C | C | C | C | C | | | | | — | — | |
| 11 0901 | 琴反地海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 1,100 | C | B | B | C | B | ○ | A | A | 環境優先 | D | 対策不要 | |
| 11 1001 | 倉浦海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 363 | C | C | C | C | D | | | | | — | — | |
| 11 1101 | 横防海岸 | 横防地区 | 農水(農村) | 香川県 | 550 | B | A | C | C | A | ○ | C | C | 防護重視 | C | Ⅱ・Ⅲ期 | |
| 11 1201 | 宮浦港海岸 | 宮浦地区 | 国土(港湾) | 香川県 直島町 | 1,240 | A | A | B | C | B | ○ | B | A | 利用促進 | A | I期(前期) | |
| 11 1301 | 風戸港海岸 | 風戸地区 | 国土(港湾) | 直島町 | 1,560 | C | C | C | C | B | | | | | D | 対策不要 | |
| 11 1401 | 直島海岸 | 柏島海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 135 | C | C | C | C | D | | | | | — | — | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | 253 | | | | | | |

2. 海岸保全施設の種類・規模・配置等

整備を必要とする区域（海岸）における海岸保全施設の整備内容（施設の種類、規模、整備の方向性、受益地域、位置など）を以下に示す。

海岸保全施設の整備内容一覧 (54/13)

| No. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 要保全海岸 区域延長 (m) | 整備対象 施設延長 (m) | 整備計画施設の種類 | 海岸整備の方向性 | | 受益地域 |
|---------|--------|-------|--------|-------|----------------------|---------------------|--|--|---|---------|
| | | | | | | | | 防護面 | 環境面 | |
| 01 0201 | 相生漁港海岸 | — | 農水(水産) | 東かがわ市 | 655 | 655 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の高潮不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 背後の国道の歩道としての利用も可能とする。 | 住宅地、農地 |
| 01 0401 | 馬借漁港海岸 | — | 農水(水産) | 東かがわ市 | 347 | 347 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の高潮不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 01 0501 | 引田漁港海岸 | — | 農水(水産) | 東かがわ市 | 1,064 | 1,064 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の高潮不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 01 0601 | 引田港海岸 | 川向地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 770 | 589 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の高潮不足により、浸水被害を発生させていることから、海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 01 0701 | 引田海岸 | 田ノ浦海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 532 | 172 | 地盤・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 良好な海岸景観を維持する。 | その他 |
| 01 0801 | 安戸港海岸 | 松原地区 | 国土(港湾) | 東かがわ市 | 943 | 450 | 地盤・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の高潮不足により、浸水被害を発生させていることから、海岸の強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 01 0802 | 安戸港海岸 | 安戸地区 | 国土(港湾) | 東かがわ市 | 499 | 180 | 地盤・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 01 0803 | 安戸港海岸 | 橙地区 | 国土(港湾) | 東かがわ市 | 442 | 410 | 地盤・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の高潮不足により、海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 多様な海岸利用(海水浴、釣り)への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、その他 |
| 01 0901 | 引田海岸 | 安戸海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 488 | 488 | 地盤・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。越波被害を発生させていることから、護岸の整備を行う。 | 多様な海岸利用への配慮及び水辺へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地 |
| 01 1001 | 経ヶ島海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 198 | 198 | 優良対策を図るため、護岸改修を行う。 | 優良な自然景観に配慮した整備を行う。 | 良好な自然景観に配慮し、観光の促進と一体的な整備を行う。また、隣接している産出地である経ヶ島産の海苔や他の海岸利用の促進に努め、多様な海岸利用(海水浴、釣り)への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 農地 |
| 01 1101 | 白鳥港海岸 | 小松原地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,131 | 700 | 地盤・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。優良対策を図るため、護岸、飛沫防止、養魚防具、養魚の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の高潮不足により、越波・飛沫被害を発生させていることから、海岸の強化(クロマツ林)の保全に配慮する。 | 多様な海岸利用(海水浴等)への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、商業地 |
| 01 1102 | 白鳥港海岸 | 松西地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,660 | 1,600 | 地盤・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。優良対策を図るため、護岸、飛沫防止、養魚防具、養魚の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の高潮不足により、越波・飛沫被害を発生させていることから、海岸の強化(クロマツ林)や文化財(松原遺跡)の保全に配慮する。 | 多様な海岸利用(海水浴等)への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、商業地 |
| 01 1201 | 二本松港海岸 | 須賀地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,252 | 1,252 | 地盤・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 天然景観が存在するため、景観に配慮した海岸の整備を図る。また、貴重動植物(ハマボ、ハマササギ等)の保全に配慮する。 | 住宅地、商業地 |
| 01 1202 | 二本松港海岸 | 三本松地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,319 | 652 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 01 1203 | 二本松港海岸 | 浜町地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,613 | 570 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の高潮不足により、浸水被害を発生させていることから、浸水の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 01 1301 | 大内海岸 | 番屋海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 930 | 930 | 優良対策を含めて、遊歩道の保全・回復を目的とした保全施設の整備を行う。 | 優良対策の進行により、遊歩道の保全・回復のさらなる強化を図る。また、海岸の防食の防止と前浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 多様な海岸利用(海水浴、釣り、散歩)への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、農地 |
| 01 1401 | 小蔵漁港海岸 | — | 農水(水産) | 東かがわ市 | 660 | 266 | 優良対策を含めて、遊歩道の保全・回復を目的とした保全施設の整備を行う。 | 優良対策の進行により、遊歩道の保全・回復のさらなる強化を図る。また、海岸の防食の防止と前浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 多様な海岸利用(海水浴、釣り)への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 農地、その他 |
| 01 1501 | 山田海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 2,580 | 240 | 優良対策を含めて、護岸改修を行う。 | 優良対策の進行を防止し、併せて優良の維持・保全を図る。 | 良好な自然景観(鳥島、魚島、須賀等)に配慮し、観光の促進と一体的な整備を図る。また、水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 農地 |

海岸保全施設の整備内容一覧 (55/113)

| No. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 要保全海岸 区域延長 (m) | 整備対象 施設延長 (m) | 整備計画施設の種別 | 海岸整備の方向性 | | | 受益地域 |
|---------|---------|------|--------|-------|----------------------|---------------------|---|---|--|---|---------|
| | | | | | | | | 防護面 | 環境面 | 利用面 | |
| 01 1601 | 馬場漁港海岸 | — | 農水(水産) | 東かがわ市 | 440 | 440 | 地盤・津波および高潮による 施設の天端高不足により、越波被害を 発生させていることから、越波の防止を図る。 | 岸線に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 | |
| 01 1701 | 青六海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 1,163 | 200 | 優良対策を図るため、離岸 堤、突堤の整備を行う。 | 海岸保全の進捗を防止するため、面的防護方 式を推進し、砂浜の維持・保全を図る。 | 良好な自然景観に配慮しつつ、砂浜の維持に 努める。また、水際線に整備した海岸整備を行う。 | 多様な海岸利用(海水浴、クイナドサーフイ ン等)に配慮した海岸整備を行う。 | 農地 |
| 02 0101 | 津田海岸 | 中谷海岸 | 国土(水産) | 香川県 | 598 | 598 | 優良対策に合わせ、海岸利 用の促進に配慮した保全施 設の整備を行う。 | 海岸保全の進捗により、越波被害を発生させ ていることから、海岸天端高不足により、越波被害を発生 させていることから、海岸保全の防止と砂浜の維持・ 保全を図るため、面的防護方式による海岸 整備を行う。 | 水際線に整備が存在するため、灘場に配慮し た海岸整備を図る。 | 多様な海岸利用(海水浴等)への配慮及び水 際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地 |
| 02 0201 | 脇元漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 640 | 640 | 地盤・津波および高潮による 被害の軽減を目的とした保全施 設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。海岸天端高不足により、越波被害を発生 させていることから、海岸保全の防止と砂浜の維持・ 保全を図るため、面的防護方式による | 良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努 める。 | 水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、農地 |
| 02 0401 | 津田港海岸 | 西代地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,844 | 300 | 地盤・津波および高潮による 被害の軽減を目的とした保全施 設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。また、水際線には遊歩道が存在するため、灘場に 配慮した海岸整備を行う。 | 閑静な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努 める。また、水際線には遊歩道が存在するため、灘場に 配慮した海岸整備を行う。 | 水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、農地 |
| 02 0402 | 津田港海岸 | 松原地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 680 | 80 | 地盤・津波による被害の軽減 を目的とした保全施設の整備 を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。 | 閑静な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努 める。 | 水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、農地 |
| 02 0404 | 津田港海岸 | 津田地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 390 | 390 | 地盤・津波による被害の軽減 を目的とした保全施設の整備 を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。 | 閑静な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努 める。 | 水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、その他 |
| 02 0405 | 津田港海岸 | 汐田地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,543 | 1,543 | 地盤・津波による被害の軽減 を目的とした保全施設の整備 を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。 | 閑静な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努 める。 | 水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、農地 |
| 02 0501 | さぬき海岸 | 羽立海岸 | 国土(水産) | 香川県 | 235 | 235 | 高潮による施設の経年目標 に保全施設の整備を行う。 | 海岸保全の進捗により、越波・飛沫被害を 発生させていることから、海岸保全の防止と砂 浜の維持・保全を図る。 | 良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努 める。 | 多様な海岸利用(海水浴、釣り)への配慮及 び水際線や前浜へのアクセスの確保に努 める。 | 住宅地、農地 |
| 02 0601 | 吉川漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 390 | 166 | 高潮による施設の経年目標 に保全施設の整備を行う。 | 海岸保全の進捗により、越波・飛沫被害を 発生させていることから、海岸保全の防止と砂 浜の維持・保全を図る。 | 良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努 める。 | 多様な海岸利用(海水浴、釣り)への配慮及 び水際線や前浜へのアクセスの確保に努 める。 | 住宅地、その他 |
| 02 0901 | 江泊漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 278 | 278 | 地盤・津波および高潮による 被害の軽減を目的とした保全施 設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。 | 閑静な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努 める。 | 水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地 |
| 02 1001 | さぬき海岸 | 曾根海岸 | 国土(水産) | 香川県 | 320 | 320 | 優良対策を図るため、離岸 堤、突堤等の整備を行う。 | 海岸保全の進捗により、越波被害を発生し ていることから、海岸保全の防止と砂浜の維持・ 保全を図るため、面的防護方式による海岸整 備を行う。 | 水際線に整備・干渉を存在するため、灘場と 干渉に配慮した海岸整備を図る。 | 多様な海岸利用(海水浴、釣り)への配慮及 び水際線や前浜へのアクセスの確保に努 める。 | 住宅地 |
| 02 1101 | 猪狩海岸 | 猪狩地区 | 国土(港湾) | さぬき市 | 690 | 690 | 優良対策を図るため、離岸 堤の整備を行う。 | 海岸保全の進捗により、越波被害を発生し ていることから、海岸保全の防止と砂浜の維持・ 保全を図るため、面的防護方式による海岸整 備を行う。 | 閑静な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努 める。また、水際線には遊歩道が存在 するため、灘場に配慮した海岸整備を図る。 | 水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、農地 |
| 02 1701 | 小田漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 295 | 284 | 高潮による施設の経年目標 に保全施設の整備を行う。 | 海岸保全の進捗により、越波被害を発生し ていることから、海岸保全の防止と砂浜の維持・ 保全を図る。 | 閑静な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努 める。 | 水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地 |
| 02 1901 | 小田清漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 336 | 336 | 地盤・津波および高潮による 被害の軽減を目的とした保全施 設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。施設の天端高不足により、越波被害を 発生させていることから、越波の防止を図る。 | 閑静な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努 める。 | 多様な海岸利用(海水浴等)への配慮及び水 際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、農地 |
| 02 2101 | 吉張漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 220 | 220 | 地盤・津波および高潮による 被害の軽減を目的とした保全施 設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。施設の天端高不足により、越波被害を 発生させていることから、越波の防止を図る。 | 閑静な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努 める。 | 水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、農地 |
| 02 2201 | さぬき海岸 | 吉張海岸 | 国土(水産) | 香川県 | 376 | 376 | 高潮による施設の経年目標 に保全施設の整備を行う。 | 海岸保全の進捗により、越波被害を発生し ていることから、海岸保全の防止と砂浜の維持・ 保全を図るため、離岸整備を行う。 | 閑静な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努 める。また、水際線には遊歩道存在 するため、灘場に配慮した海岸整備を図る。 | 多様な海岸利用(海水浴等)への配慮及び水 際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地 |
| 02 2601 | 長浜漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 229 | 229 | 地盤・津波および高潮による 被害の軽減を目的とした保全施 設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。施設の天端高不足により、越波被害を 発生させていることから、越波の防止を図る。 | 閑静な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努 める。 | 水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | その他 |

海岸保全施設の整備内容一覧 (56/13)

| No. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 要保全海岸 区域延長 (m) | 整備対象 施設延長 (m) | 整備計画施設の種類の 説明 | 海岸整備の方向性 | | | 受益地域 |
|---------|--------|--------|--------|---------|----------------------|---------------------|-------------------------------------|---|---|------------|------|
| | | | | | | | | 防護面 | 環境面 | 利用面 | |
| 02 2701 | 志度海岸 | 長浜新聞海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 1,152 | 1,152 | 崩落及び復元対策を図るため、崩落防止、浸食、養浜等の整備を行う。 | 海岸保全の維持・増進を図るため、崩落防止、浸食、養浜等の整備を行う。 | 多様な海岸利用(海水浴等)への配慮及び水際線や防波堤へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地 | |
| 02 2801 | 新聞漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 329 | 329 | 地震・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設を整備を行う。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 | |
| 02 2901 | 志度海岸 | 二子浦海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 320 | 320 | 地震・津波による被害の軽減を目的とした保全施設を整備を行う。 | 水際線に藻場、干潟が存在するため、藻場と干潟の保全に配慮した海岸整備を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 | |
| 02 3001 | 志度海岸 | 白方海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 527 | 527 | 地震・津波による被害の軽減を目的とした保全施設を整備を行う。 | 地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 水際線に藻場、干潟が存在するため、藻場と干潟の保全に配慮した海岸整備を図る。 | 住宅地、農地 | |
| 02 3101 | 白方漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 638 | 577 | 地震・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設を整備を行う。 | 地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の機能不足のため、越波・越浪被害への不安があることから、高潮による浸水防止を図る。 | 多様な海岸利用(潮干狩り等)への配慮及び水際線や防波堤へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地 | |
| 02 3601 | 壺沖漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 500 | 500 | 地震・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設を整備を行う。 | 地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の高潮不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 | |
| 02 3701 | 泊漁港海岸 | — | 農水(水産) | さぬき市 | 491 | 491 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設を整備を行う。 | 施設の高潮不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 | |
| 02 3901 | 志度港海岸 | 壺屋地区 | 国土(港湾) | 香川県さぬき市 | 1,247 | 487 | 地震・津波による被害の軽減を目的とした保全施設を整備を行う。 | 地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 港湾利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 | |
| 02 3902 | 志度港海岸 | 寺町地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 729 | 377 | 地震・津波による被害の軽減を目的とした保全施設を整備を行う。 | 地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 港湾利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 | |
| 02 3903 | 志度港海岸 | 新町地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 959 | 196 | 地震・津波による被害の軽減を目的とした保全施設を整備を行う。 | 地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 | |
| 02 3904 | 志度港海岸 | 原浜地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 559 | 82 | 地震・津波による被害の軽減を目的とした保全施設を整備を行う。 | 地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地、その他 | |
| 03 0101 | 牟礼海岸 | 原浜海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 561 | 561 | 地震・津波および高潮対策を図るため、護岸改良の整備を行う。 | 崩落点検により、二次災害の危険性が指摘されていることから、崩壊性の確保に努め、浸食防止を図る。また、護岸改良により海防の保全を図る。 | 多様な海岸利用(散策等)に配慮する。 | 住宅地 | |
| 03 0201 | 房前漁港海岸 | — | 農水(水産) | 高松市 | 524 | 370 | 地震・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設を整備を行う。 | 地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の高潮不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地、その他 | |
| 03 0301 | 牟礼港海岸 | 壺屋地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 807 | 600 | 地震・津波による被害の軽減を目的とした保全施設を整備を行う。 | 良好な景観・遊憩環境の保全を図るとともに、崩壊性の確保に努め、浸食防止を図る。また、護岸改良により海防の保全を図る。 | 多様な海岸利用(海水浴等)への配慮及び水際線や防波堤へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、工業地 | |
| 03 0302 | 牟礼港海岸 | 川東地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 373 | 157 | 地震・津波による被害の軽減を目的とした保全施設を整備を行う。 | 地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、工業地 | |
| 03 0303 | 牟礼港海岸 | 御殿地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,349 | 518 | 地震・津波による被害の軽減を目的とした保全施設を整備を行う。 | 地震及び津波に対して施設の更なる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、工業地 | |
| 03 0304 | 牟礼港海岸 | 金山地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 327 | 327 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設を整備を行う。 | 施設の高潮不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、工業地 | |

海岸保全施設の整備内容一覧 (57/13)

| No. | 海岸名 | 地区名 | 管理者 | 要保全海岸 区域延長 (m) | 整備対象 施設延長 (m) | 整備計画施設の種別 | 海岸整備の方向性 | | 受益地域 |
|---------|---------|-----|-----|----------------------|---------------------|---------------------------------------|---|--|--------------|
| | | | | | | | 防護面 | 環境面 | |
| 市町海岸地区 | | | | | | | | | |
| 03 0701 | 庵台海岸 | 高松市 | 香川県 | 420 | 420 | 高潮及び波浪対策を図るため、消波堤、突堤、養浜等の整備を行う。 | 海苔採集の進行により、越波の恐れがあることから、海岸防食の防止と砂浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、農地 |
| 03 0901 | 篠尾漁港海岸 | 高松市 | 高松市 | 323 | 190 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 既存施設が機能不足のため、越波・越浪被害への不安があることから、高潮による浸水防止を図る。 | 多様な海岸利用（釣り釣り等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、農地、その他の地 |
| 03 1001 | 鎌野漁港海岸 | 高松市 | 高松市 | 772 | 647 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の老朽化のため、越波・越浪被害への不安があることから、高潮による浸水防止及び砂浜の維持・回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、農地、その他の地 |
| 03 1101 | 鎌野笠尾海岸 | 香川県 | 香川県 | 540 | 520 | 高潮による被害の軽減及び砂浜の維持・回復を目的とした保全施設の整備を行う。 | 海苔採集の進行により、越波被害を発生させる恐れがあることから、海岸防食の防止と砂浜の維持回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地 |
| 03 1201 | 竹居漁港海岸 | 高松市 | 高松市 | 945 | 704 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の老朽化のため、越波・越浪被害への不安があることから、高潮による浸水防止及び砂浜の維持・回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、農地、その他の地 |
| 03 1301 | 江の浜漁港海岸 | 高松市 | 高松市 | 947 | 582 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の老朽化のため、越波・越浪被害への不安があることから、高潮による浸水防止及び砂浜の維持・回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、農地、その他の地 |
| 03 1302 | 江の浜漁港海岸 | 高松市 | 高松市 | 275 | 240 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の老朽化のため、越波・越浪被害への不安があることから、高潮による浸水防止及び砂浜の維持・回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、農地、その他の地 |
| 03 1401 | 庵台漁港海岸 | 高松市 | 高松市 | 2,771 | 2,771 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の老朽化のため、越波・越浪被害への不安があることから、高潮による浸水防止及び砂浜の維持・回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 03 1501 | 庵台漁港海岸 | 高松市 | 高松市 | 1,025 | 400 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の老朽化のため、越波・越浪被害への不安があることから、高潮による浸水防止及び砂浜の維持・回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 03 1701 | 久通漁港海岸 | 高松市 | 高松市 | 1,420 | 1,030 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の老朽化のため、越波・越浪被害への不安があることから、高潮による浸水防止及び砂浜の維持・回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、工業地、その他 |
| 03 1801 | 立石漁港海岸 | 高松市 | 高松市 | 511 | 511 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の老朽化のため、越波・越浪被害への不安があることから、高潮による浸水防止及び砂浜の維持・回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 03 1901 | 石場漁港海岸 | 高松市 | 高松市 | 577 | 577 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の老朽化のため、越波・越浪被害への不安があることから、高潮による浸水防止及び砂浜の維持・回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 03 2101 | 浦生漁港海岸 | 高松市 | 高松市 | 438 | 75 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の老朽化のため、越波・越浪被害への不安があることから、高潮による浸水防止及び砂浜の維持・回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 03 2201 | 浦生漁港海岸 | 高松市 | 高松市 | 1,047 | 1,047 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の老朽化のため、越波・越浪被害への不安があることから、高潮による浸水防止及び砂浜の維持・回復を図るため、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 03 2102 | 高松漁港海岸 | 高松市 | 高松市 | 1,778 | 540 | 高潮及び波浪対策を図るため、消波堤、突堤、養浜等の整備を行う。 | 高潮及び波浪対策を図るため、消波堤、突堤、養浜等の整備を行う。また、地盤改良及び津波に対する施設の更なる強化を図る。 | 多様な海岸利用（海水浴等）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地 |
| 03 2103 | 高松漁港海岸 | 高松市 | 高松市 | 2,446 | 1,580 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |

海岸保全施設の整備内容一覧 (58/13)

| No. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 要保安海岸 区域延長 (m) | 整備対象 施設延長 (m) | 整備計画施設の種別 | 海岸整備の方向性 | | 受益地域 |
|---------|--------|---------|--------|-----|----------------------|---------------------|------------------------------------|---|--|-------------|
| | | | | | | | | 防護面 | 環境面 | |
| | 相町海岸地区 | | | | | | | | | |
| 03 2104 | 高松港海岸 | 朝日地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 10,019 | 5,301 | 高潮及び地盤・津波による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 地盤の老朽化及び施設の天端高不足により、老朽化後への浸水の恐れがあることから、老朽化及び高潮対策を図る。また地盤及び津波に対して施設の更なる強化を図る。 | 景観に配慮した施設整備を行う。 | 工業地、住宅地 |
| 03 2105 | 高松港海岸 | 北浜・東浜地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,613 | 1,613 | 高潮及び地盤・津波による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 施設の天端高不足している箇所を浸水被害の軽減を図る。また地盤及び津波に対して施設の更なる強化を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、商業地 |
| 03 2106 | 高松港海岸 | 玉藻地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 800 | 488 | 高潮及び地盤・津波による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 施設の天端高不足している箇所を浸水被害の軽減を図る。また地盤及び津波に対して施設の更なる強化を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、商業地 |
| 03 2107 | 高松港海岸 | 西浜地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 2,076 | 2,076 | 地盤・津波による高潮による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の老朽化及び施設の天端高不足している箇所から背後地への浸水・浸水があるため、利用面に配慮しつつ、老朽化及び高潮対策を図る。 | 海岸利用を促進するため、観光資源や他のレクリエーション施設(ワンポイント高松等)との連携を図りつつ、人々が思い安らげる空間の形成を目指す整備を行う。 | 住宅地、工業地、商業地 |
| 03 2301 | 高松港海岸 | — | 農水(水産) | 高松市 | 3,967 | 3,133 | 地盤・津波による高潮による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の機能不足のため、越波・越浪被害への不安があることから、高潮による浸水防止を図る。 | 本路線へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地 |
| 03 2108 | 高松港海岸 | 弦打地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 4,227 | 255 | 地盤・津波による高潮による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足している箇所を浸水被害の軽減を図る。また、施設の老朽化により背地の土砂崩壊等による浸水防止を図る。 | 景観に配慮した施設整備を行う。 | 住宅地、工業地 |
| 03 2109 | 高松港海岸 | 香西地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 6,952 | 1,974 | 地盤・津波による高潮による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足している箇所を浸水被害の軽減を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、工業地、その他 |
| 03 2110 | 高松港海岸 | 神在地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,362 | 1,362 | 地盤・津波による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。前浜の浸食や海岸線の老朽化により背地への被害が懸念される箇所については、前浜への回廊を図る。 | 多様な海岸利用(海水浴等)への配慮及び本路線や前浜へのアクセス確保に努める。 | 住宅地 |
| 03 2111 | 高松港海岸 | 生島地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 3,733 | 1,006 | 高潮及び地盤・津波による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 高潮及び地盤・津波による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 多様な海岸利用(遊歩等)への配慮及び本路線や前浜へのアクセス確保に努める。 | 住宅地、その他 |
| 03 2401 | 亀水漁港海岸 | — | 農水(水産) | 高松市 | 1,760 | 838 | 地盤・津波による高潮による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。既存施設の機能不足のため、越波・越浪被害への不安があることから、高潮による浸水防止を図る。 | 本路線へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地 |
| 03 2501 | 龜治海岸 | 大島海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 651 | 651 | 浸食対策を図るため、護岸改良、築浜等の整備を行う。 | 浸食対策により、越波被害が発生していることから、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 本路線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、その他 |
| 03 2601 | 大島港海岸 | 大島地区 | 国土(港湾) | 高松市 | 648 | 340 | 高潮対策を図るため、護岸改良、築浜等の整備を行う。 | 高潮対策により、越波被害が発生していることから、面的防護方式による海岸整備を行う。 | 本路線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、その他 |
| 03 2801 | 男木漁港海岸 | — | 農水(水産) | 高松市 | 220 | 220 | 地盤・津波による高潮による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 多様な海岸利用(散策等)への配慮及び本路線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地、農地、その他 |
| 03 2901 | 男木漁港海岸 | 段畑地区 | 国土(港湾) | 高松市 | 672 | 397 | 高潮による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 高潮による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 03 3101 | 女木港海岸 | 東ノ口地区 | 国土(港湾) | 高松市 | 1,460 | 467 | 高潮による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 高潮による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 03 3301 | 西瀬漁港海岸 | — | 農水(水産) | 高松市 | 411 | 218 | 高潮による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 既存施設の機能不足のため、越波・越浪被害への不安があることから、高潮による浸水防止を図る。 | 本路線へのアクセスの確保に努める。 | 住宅地 |
| 04 0101 | 木沢港海岸 | — | 国土(港湾) | 坂出市 | 2,168 | 1,987 | 地盤・津波による高潮による浸水の軽減を目的とした保全部の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用を促進した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |

海岸保全施設の整備内容一覧 (59/13)

| No. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 要保全海岸 区域延長 (m) | 整備対象 施設延長 (m) | 整備計画施設の種別 | 海岸整備の方向性 | | | 受益地域 |
|---------|---------|------|--------|-----|----------------------|---------------------|--|---|-------------------|---------|------|
| | | | | | | | | 防護面 | 景観面 | 利用面 | |
| 04 0201 | 乃生漁港海岸 | — | 農水(水産) | 坂出市 | 3,993 | 3,459 | 地盤・津波および高潮による 被害の軽減を旨とした保全施 設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。施設の高潮不足により、越波被害を発生 させていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 | |
| 04 0401 | 坂出港海岸 | 地区18 | 国土(港湾) | 坂出市 | 3,120 | 2,009 | 地盤・津波および高潮による 被害の軽減を旨とした保全施 設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。施設の高潮不足により、越波被害を発生 させていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 | |
| 04 0402 | 坂出港海岸 | 地区17 | 国土(港湾) | 坂出市 | 1,984 | 389 | 地盤・津波および高潮による 被害の軽減を旨とした保全施 設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。施設の高潮不足により、越波被害を発生 させていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 工業地、その他 | |
| 04 0403 | 坂出港海岸 | 地区16 | 国土(港湾) | 坂出市 | 2,192 | 1,757 | 地盤・津波による被害の軽減 を旨とした保全施設の整備を 行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。施設の高潮不足により、越波被害を発生 させていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 工業地、その他 | |
| 04 0404 | 坂出港海岸 | 地区15 | 国土(港湾) | 坂出市 | 4,187 | 1,257 | 高潮による被害の軽減を旨 とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮不足により、越波被害を発生さ せていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 工業地、その他 | |
| 04 0405 | 坂出港海岸 | 地区14 | 国土(港湾) | 坂出市 | 1,261 | 661 | 地盤・津波および高潮による 被害の軽減を旨とした保全施 設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。施設の高潮不足により、越波被害を発生 させていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 工業地、その他 | |
| 04 0406 | 坂出港海岸 | 地区13 | 国土(港湾) | 坂出市 | 2,205 | 2,138 | 地盤・津波および高潮による 被害の軽減を旨とした保全施 設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。施設の高潮不足により、越波被害を発生 させていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 | |
| 04 0407 | 坂出港海岸 | 地区12 | 国土(港湾) | 坂出市 | 3,268 | 3,268 | 地盤・津波および高潮による 被害の軽減を旨とした保全施 設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。施設の高潮不足により、越波被害を発生 させていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 工業地、住宅地 | |
| 04 0408 | 坂出港海岸 | 地区11 | 国土(港湾) | 坂出市 | 1,512 | 762 | 地盤・津波および高潮による 被害の軽減を旨とした保全施 設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。施設の高潮不足により、越波被害を発生 させていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 | |
| 04 0409 | 坂出港海岸 | 地区10 | 国土(港湾) | 坂出市 | 1,168 | 473 | 地盤・津波および高潮による 被害の軽減を旨とした保全施 設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。施設の高潮不足により、越波被害を発生 させていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 工業地 | |
| 04 0410 | 坂出港海岸 | 地区9 | 国土(港湾) | 坂出市 | 1,034 | 868 | 地盤・津波による被害の 軽減を旨とした保全施設の 整備を行う。 | 施設の高潮不足により、越波被害を発生さ せていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 工業地、住宅地 | |
| 04 0412 | 坂出港海岸 | 地区2 | 国土(港湾) | 坂出市 | 1,373 | 111 | 高潮による被害の軽減を旨 とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮不足により、越波被害を発生さ せていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 | |
| 04 0413 | 坂出港海岸 | 地区1 | 国土(港湾) | 坂出市 | 371 | 371 | 高潮による被害の軽減を旨 とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮不足により、越波被害を発生さ せていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 工業地 | |
| 04 0501 | 御供所漁港海岸 | — | 農水(水産) | 坂出市 | 1,331 | — | 高潮による被害の軽減を旨 とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮不足により、越波被害を発生さ せていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 工業地 | |
| 04 0601 | 東浦漁港海岸 | — | 農水(水産) | 坂出市 | 933 | 651 | 地盤・津波および高潮による 被害の軽減を旨とした保全施 設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図 る。施設の高潮不足により、越波被害を発生 させていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 | |
| 04 0701 | 西浦漁港海岸 | — | 農水(水産) | 坂出市 | 1,124 | 763 | 高潮による被害の軽減を旨 とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮不足により、越波被害を発生さ せていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 | |
| 04 1101 | 岩鼻港海岸 | — | 農水(水産) | 坂出市 | 294 | 152 | 高潮による被害の軽減を旨 とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮不足により、越波被害を発生さ せていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 | |
| 04 1201 | 糠石漁港海岸 | — | 農水(水産) | 坂出市 | 1,176 | 565 | 高潮による被害の軽減を旨 とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮不足により、越波被害を発生さ せていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 | |
| 04 1301 | 与島港海岸 | 地区9 | 国土(港湾) | 坂出市 | 521 | — | 高潮による被害の軽減を旨 とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮不足により、越波被害を発生さ せていることから、越波の防止を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 | |

海岸保全施設の整備内容一覧 (60/13)

| No. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 要保全海岸 区域延長 (m) | 整備対象 施設延長 (m) | 整備計画施設の 種類 | 海岸整備の方向性 | | 受益地域 | |
|---------|---------|--------|------------------|------------|----------------------|---------------------|-------------------------------------|---|--------------------------|---|-------------|
| | | | | | | | | 防護面 | 環境面 | | |
| 04 1302 | 与島港海岸 | 地区10 | 国土(港湾) | 坂出市 | 430 | 270 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 04 1303 | 与島港海岸 | 地区11 | 国土(港湾) | 坂出市 | 248 | 248 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 04 1304 | 与島港海岸 | 地区6 | 国土(港湾) | 坂出市 | 999 | 593 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 04 1305 | 与島港海岸 | 地区7 | 国土(港湾) | 坂出市 | 848 | 387 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 商業地 |
| 04 1306 | 与島港海岸 | 地区17 | 国土(港湾) | 坂出市 | 766 | 766 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 05 0201 | 北浦沖海岸 | — | 農水(水産) | 宇多津町 | 795 | 744 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の高潮高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 06 0201 | 丸亀港海岸 | 富士見地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 5,129 | 3,244 | 地盤・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 一部防波堤岸において老朽化に伴い、前後に越波による被害を及ぼしているため、改良し被害を低減させる。また地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 港湾利用に配慮した施設整備を図る。 | 住宅地、商業地、工業地 |
| 06 0202 | 丸亀港海岸 | 蓬莱地区 | 国土(港湾) | 香川県 丸亀市 | 6,436 | 5,061 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 冬期風浪、台風及び高潮時には、背後地に越波・浸水による被害を及ぼしているため、防波堤により背後地の防護を図る。また、一部防波堤岸においては老朽化に伴い背後地に被害を及ぼしているため、改良し被害を低減させる。また地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 本防波堤に隣接した海岸に配慮した海岸整備を行う。 | 観光資源や地のレクリエーション施設(漁港公園等)との連携を図る。 | 住宅地、商業地、工業地 |
| 06 0203 | 丸亀港海岸 | 昭和地区 | 国土(港湾) 国土(水国) | 香川県 丸亀市 | 4,431 | 3,371 | 地盤・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。本防波堤には高潮・干潮が存在するため、嵩上げの確保に配慮した海岸整備を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 港湾利用に配慮した施設整備を図る。 | 工業地 |
| 06 0301 | 丸亀多度津海岸 | 中津豊原海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 1,572 | 680 | 地盤・津波および高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。本防波堤には高潮・干潮が存在するため、嵩上げの確保に配慮した海岸整備を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 多様な海岸利用(海水浴等)への配慮に努める。また、中津万象園、丸亀美術館などの連携を図る。 | 住宅地、農地、その他 |
| 06 0701 | 本島港海岸 | 港その1 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 774 | 195 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | その他 |
| 06 0702 | 本島港海岸 | 港その2 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 1,704 | 1,038 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 06 0703 | 本島港海岸 | 港その3 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 1,385 | 1,200 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 06 1301 | 福田港海岸 | — | 農水(水産) | 丸亀市 | 373 | 373 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | その他 |
| 06 1401 | 大浦港海岸 | 浜辺地区 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 1,489 | 1,370 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 06 1501 | 屋舎海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 620 | 422 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 多様な海岸利用(海水浴等)への配慮に努める。また、高潮高不足による被害の防止と前浜の堆積、自然景観に配慮した海岸の整備を図る。 | 住宅地、農地 |
| 06 1801 | 笠島沖海岸 | — | 農水(水産) | 丸亀市 | 436 | 436 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 既存施設の高潮不足(干潮高不足)のため、高潮による浸水防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 良好な自然景観への配慮に努める。 | 住宅地 |
| 06 2001 | 里浦港海岸 | — | 国土(港湾) | 丸亀市 | 600 | 480 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | その他、住宅地 |

海岸保全施設の整備内容一覧

| No. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 要保全海岸 区域延長 (m) | 整備対象 施設延長 (m) | 整備計画施設の種類の | 防護面 | 海岸整備の方向性 | | 受益地域 |
|---------|---------|---------|--------|-------------|----------------------|---------------------|--|--|--|--|-------------|
| | | | | | | | | | 環境面 | 利用面 | |
| 06 2201 | 小瀬海岸 | 港区 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 572 | 255 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | その他、住宅地 |
| 06 2601 | 江ノ浦海岸 | 港その1 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 1,130 | 1,045 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地、その他 |
| 06 2602 | 江ノ浦海岸 | 港その2 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 1,067 | 340 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地、その他 |
| 06 2801 | 甲路漁港海岸 | — | 農水(水産) | 丸亀市 | 459 | 459 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 06 2901 | 青木海岸 | 市井地区 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 765 | 765 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 06 2902 | 青木海岸 | 青木地区 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 760 | 760 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 06 3101 | 茂瀬海岸 | — | 農水(水産) | 丸亀市 | 578 | 578 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 06 3401 | 手島海岸 | 港地区 | 国土(港湾) | 丸亀市 | 794 | 500 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 農地 |
| 06 3701 | 小手島漁港海岸 | — | 農水(水産) | 丸亀市 | 743 | 743 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 07 0102 | 多度津海岸 | 多度津西地区 | 国土(港湾) | 香川県 多度津町 | 5,408 | 1,793 | 高潮・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設の更なる強化を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 港湾利用に配慮した施設整備を図る。 | 住宅地、商業地、工業地 |
| 07 0201 | 多度津海岸 | 東白方海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 455 | 455 | 高潮・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波による被害の軽減を図る。また、地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 良好な海岸景観に配慮した海岸整備を行う。また、水際線に整備が存在するため、景観に配慮した海岸整備を行う。 | 多様な海岸利用(海水浴等)への配慮及び水際線や前浜へのアクセシビリティの確保を図る。 | 住宅地 |
| 07 0301 | 白方漁港海岸 | — | 農水(水産) | 多度津町 | 508 | 508 | 高潮・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮・津波による被害の軽減を図る。また、地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努める。また、水際線へのアクセシビリティの確保を図る。 | 多様な海岸利用(海水浴、釣り)への配慮及び水際線や前浜へのアクセシビリティの確保を図る。 | 住宅地、農地 |
| 07 0401 | 多度津海岸 | 西白方海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 588 | 588 | 高潮・津波及び高潮による被害の軽減及び砂浜の保全、回遊を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮・津波による被害の軽減を図る。また、地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努める。また、水際線へのアクセシビリティの確保を図る。 | 多様な海岸利用(マリンスポーツ等)への配慮及び水際線や前浜へのアクセシビリティの確保を図る。 | 住宅地 |
| 07 0601 | 見立海岸 | 浜地区 | 国土(港湾) | 多度津町 | 1,416 | 665 | 高潮・津波及び高潮対策を図るため、護岸改良、消波工、護岸の整備を行う。 | 高潮・津波による被害の軽減を図る。また、地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 良好な自然景観に配慮する。また、水際線に整備が存在するため、景観に配慮した海岸の整備を行う。 | 多様な海岸利用(海水浴等)への配慮及び水際線や前浜へのアクセシビリティの確保を図る。 | 住宅地、農地 |
| 07 0701 | 高見板持海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 705 | 45 | 高潮・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮・津波による被害の軽減を図る。また、地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努める。また、水際線へのアクセシビリティの確保を図る。 | 多様な海岸利用(海水浴等)への配慮及び水際線や前浜へのアクセシビリティの確保を図る。 | 農地、その他 |
| 07 0801 | 高見海岸 | 浜ノ浦地区 | 国土(港湾) | 多度津町 | 3,262 | 1,898 | 高潮・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮・津波による被害の軽減を図る。また、地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努める。また、水際線へのアクセシビリティの確保を図る。 | 多様な海岸利用(マリンスポーツ等)への配慮及び水際線や前浜へのアクセシビリティの確保を図る。 | 住宅地、農地 |
| 07 1001 | 佐柳海岸 | 本浦・長崎地区 | 国土(港湾) | 多度津町 | 3,820 | 2,423 | 高潮・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮・津波による被害の軽減を図る。また、地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努める。また、水際線へのアクセシビリティの確保を図る。 | 多様な海岸利用(マリンスポーツ等)への配慮及び水際線や前浜へのアクセシビリティの確保を図る。 | 住宅地、その他 |
| 07 1101 | 長崎海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 1,474 | 1,421 | 高潮・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮・津波による被害の軽減を図る。また、地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努める。また、水際線へのアクセシビリティの確保を図る。 | 多様な海岸利用(マリンスポーツ等)への配慮及び水際線や前浜へのアクセシビリティの確保を図る。 | 住宅地、その他 |
| 08 0101 | 大見海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 780 | 780 | 高潮・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮・津波による被害の軽減を図る。また、地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努める。また、水際線へのアクセシビリティの確保を図る。 | 多様な海岸利用(マリンスポーツ等)への配慮及び水際線や前浜へのアクセシビリティの確保を図る。 | 農地、その他 |
| 08 0301 | 肥前海岸 | 水出地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 3,637 | 1,600 | 高潮・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮・津波による被害の軽減を図る。また、地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 良好な自然景観に配慮し、砂浜の維持に努める。また、水際線へのアクセシビリティの確保を図る。 | 多様な海岸利用(マリンスポーツ等)への配慮及び水際線や前浜へのアクセシビリティの確保を図る。 | 住宅地、工業地 |

海岸保全施設の整備内容一覧 (63/13)

| No. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 取保安海岸 区域延長 (m) | 整備対象 施設延長 (m) | 整備計画施設の種別 | 海岸整備の方向性 | | 受益地域 |
|---------|---------|-------|--------|------|----------------------|---------------------|--|---|---|--------|
| | | | | | | | | 防護面 | 環境面 | |
| 09 0501 | 龜崎海岸 | — | 農水(農林) | 小豆島町 | 850 | 350 | 海岸食の進行により、越波被害を発生させ、砂浜の天端高不足により、海岸食の進行を促していることから、越波の防止を図るため、海岸食の進行を抑制し、越波被害を発生させないよう、越波の防止を図る。 | 水防線の整備や背後の文化財(大坂飯石組石切丁場跡・岩倉磯ノ土)の保全に配慮した海岸の整備を行う。 | 多様な海岸利用(海水浴等)への配慮及び水防線や前浜へのアクセスの確保に努める。 | 農地、住宅地 |
| 09 0601 | 岩倉漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 166 | 166 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 | |
| 09 0801 | 楠瀬漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 852 | 852 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 農地 | |
| 09 0901 | 白崎海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 520 | 100 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 | |
| 09 1501 | 瀬の倉漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 187 | 187 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 | |
| 09 1602 | 坂手港海岸 | 坂手西地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 933 | 523 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 | |
| 09 1701 | 堀越港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 482 | 404 | 既存施設の機能不足のため、越波・越波被害への対応を図るため、高潮による浸水防止を図る。 | 沿岸域に存在する漁場の保全に配慮する。 | 住宅地 | |
| 09 2001 | 汐江海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 370 | 370 | 海岸食の進行により、越波被害を発生させ、砂浜の天端高不足により、海岸食の進行を促していることから、越波の防止を図るため、海岸食の進行を抑制し、越波被害を発生させないよう、越波の防止を図る。 | 水防線には漁場が存在するため、漁場の保全に配慮した海岸の整備を図る。 | 農地、住宅地、その他 | |
| 09 2101 | 三角海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 1,450 | 520 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 水防線には漁場が存在するため、漁場の保全に配慮した海岸の整備を図る。 | 農地、住宅地、その他 | |
| 09 2201 | 田清港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 353 | 353 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 | |
| 09 2303 | 内海港海岸 | 古江地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,031 | 897 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 水防線には漁場が存在するため、漁場の保全に配慮した海岸の整備を図る。 | 住宅地 | |
| 09 2304 | 内海港海岸 | 羽田地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 3,385 | 752 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 水防線には漁場が存在するため、漁場の保全に配慮した海岸の整備を図る。 | 商業地 | |
| 09 2305 | 内海港海岸 | 馬木地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,840 | 117 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 水防線には漁場が存在するため、漁場の保全に配慮した海岸の整備を図る。 | 商業地 | |
| 09 2306 | 内海港海岸 | 安田地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 834 | 400 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 | |
| 09 2307 | 内海港海岸 | 草壁地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 3,180 | 170 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 | |
| 09 2308 | 内海港海岸 | 日方地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,794 | 521 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 水防線には漁場が存在するため、漁場の保全に配慮した海岸の整備を図る。 | 住宅地 | |
| 09 2409 | 内海港海岸 | 水木地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,402 | 226 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 水防線には漁場が存在するため、漁場の保全に配慮した海岸の整備を図る。 | 住宅地、農地 | |
| 09 2501 | 竹生港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 331 | 331 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 | |
| 09 2701 | 石場海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 350 | 200 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 水防線には漁場が存在するため、漁場の保全に配慮した海岸の整備を図る。 | 住宅地、農地 | |
| 09 2901 | 牛ヶ浦漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 77 | 77 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 | |
| 09 3101 | 長崎港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 196 | 162 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 | |
| 09 3501 | 瀬野港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 127 | 127 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図るため、越波の防止を図る。 | 景観に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 | |
| 09 3601 | 小豆島池田海岸 | 吉ヶ浦海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 566 | 566 | 既設防波線の機能不足により、越波被害を発生していることから、海岸食の防止を図るため、施設改良を行う。 | 水防線には漁場が存在するため、漁場の保全に配慮した海岸の整備を図る。また、良好な自然景観の維持を図るため、景観に配慮した海岸の整備を行う。 | 住宅地、農地 | |

海岸保全施設の整備内容一覧 (64/13)

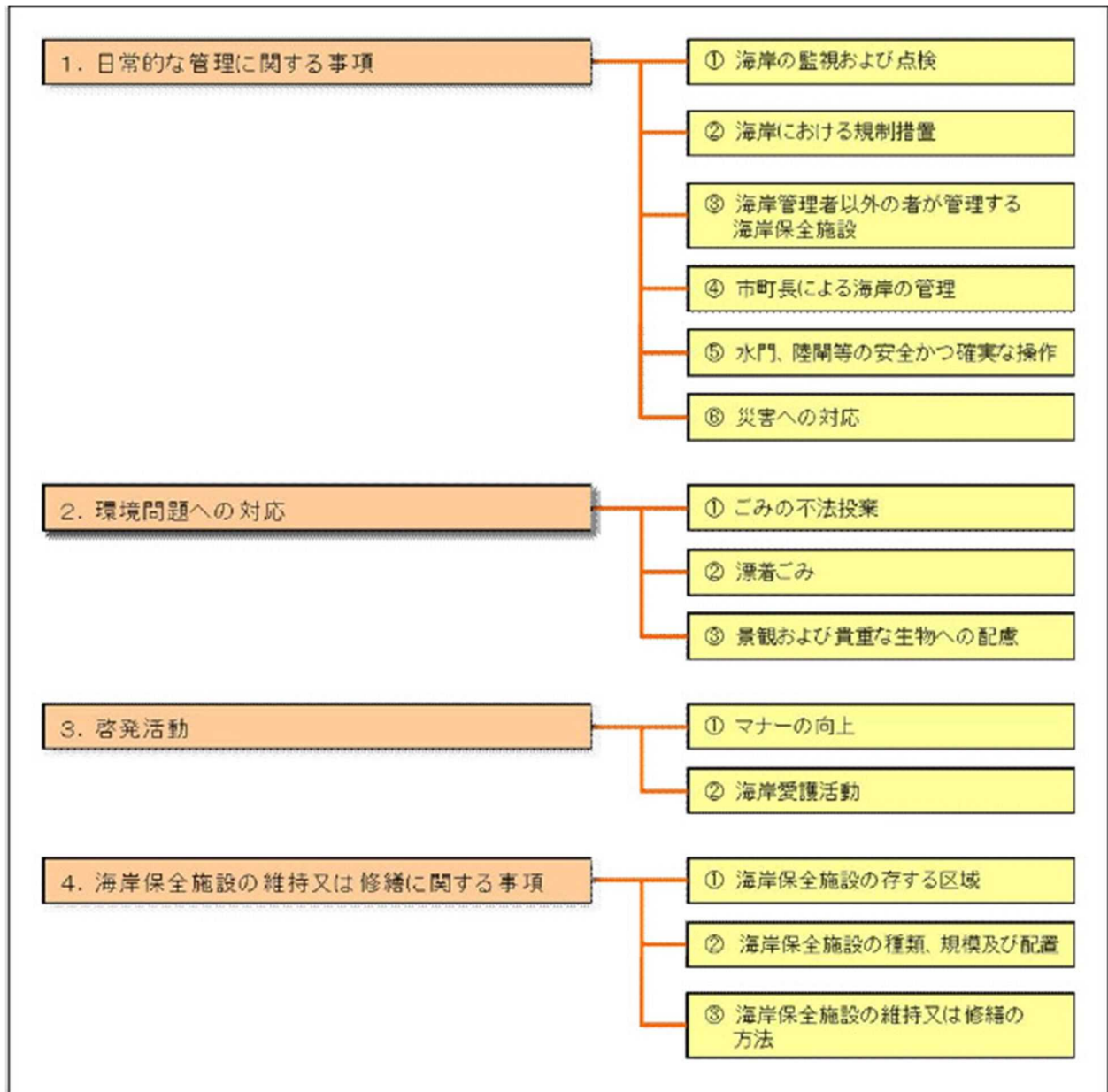
| No. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 要保全海岸 区域延長 (m) | 整備対象 施設延長 (m) | 整備計画施設の種別 | 海岸整備の方向性 | | | 受益地域 |
|---------|---------|---------|--------|------|----------------------|---------------------|--|---|--|-----------------------------|------------|
| | | | | | | | | 防護面 | 環境面 | 利用面 | |
| 09 3701 | 吉ヶ浦漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 55 | 55 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設の高潮不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 09 3801 | 小豆島油田海岸 | — | 国土(水国) | 香川県 | 320 | 283 | 既設防波堤の機能不足により、突浪、浪食等の被害を発生させていることから、防波堤の改良を行う。 | 既設防波堤の機能不足により、越波被害を発生させていることから、防波堤の改良を行う。 | 水防線に被害が存在するため、高潮に配慮した海岸の整備を図る。また、良好な自然景観に配慮する。 | 多様な海岸利用(海水浴等)に配慮した海岸の整備を図る。 | 住宅地 |
| 09 3901 | 谷尻漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 83 | 83 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 09 4001 | 白浜海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 490 | 230 | 既設防波堤の機能不足により、越波被害を発生させていることから、防波堤の改良を行う。 | 既設防波堤の機能不足により、越波被害を発生させていることから、防波堤の改良を行う。 | 水防線に被害が存在するため、高潮に配慮した海岸の整備を図る。また、良好な自然景観に配慮する。 | 多様な海岸利用(海水浴等)に配慮した海岸の整備を図る。 | 住宅地、農地、山林 |
| 09 4101 | 三都港海岸 | 外浜地区 | 国土(港湾) | 小豆島町 | 1,151 | 710 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 09 4102 | 三都港海岸 | 神浦地区 | 国土(港湾) | 小豆島町 | 1,101 | 719 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 09 4201 | 富士漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 676 | 221 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 09 4301 | 吉野崎海岸 | 吉野地区 | 国土(港湾) | 小豆島町 | 660 | 157 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 09 4302 | 吉野崎海岸 | 二面地区 | 国土(港湾) | 小豆島町 | 483 | 414 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 09 4401 | 二面漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 436 | 382 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 09 4501 | 室生漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 600 | 494 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 09 4601 | 室生北港海岸 | 浜畑・浜町地区 | 国土(港湾) | 小豆島町 | 690 | 115 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 09 4701 | 畑田海岸 | 浜条地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 766 | 724 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 09 4702 | 畑田海岸 | 平木地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 2,234 | 742 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、商業地、農地 |
| 09 4801 | 蒲生漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 1,364 | 659 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 09 4901 | 入部漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 422 | 422 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 10 0101 | 小豆島土庄海岸 | 砲風臨海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 815 | 60 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 10 0301 | 王子前漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 1,845 | 1,845 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地、その他 |
| 10 0501 | 土庄東海岸 | 余島地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,682 | 976 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 商業地 |
| 10 0502 | 土庄東海岸 | 龍島地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 531 | 200 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波及び高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、商業地 |
| 10 0601 | 龍島漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 478 | 183 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 10 0901 | 柳漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 595 | 328 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 10 1201 | 千軒漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 800 | 800 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 高潮に配慮した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |

海岸保全施設の整備内容一覧 (65/13)

| No. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 要保安海岸 区域延長 (m) | 整備対象 施設延長 (m) | 整備計画施設の種別 | 海岸整備の方向性 | | 受益地域 |
|---------|--------|-------|--------|-----|----------------------|---------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 防護面 | 環境面 | |
| 10 1401 | 小瀬港海岸 | 小瀬地区 | 国土(港湾) | 土庄町 | 243 | 108 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 施設に配置した海岸整備を行う。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 10 1801 | 土庄港海岸 | 軟木地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,280 | 234 | 地盤・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | その他 |
| 10 1802 | 土庄港海岸 | 吉ヶ浦地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,518 | 855 | 地盤・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 10 1803 | 土庄港海岸 | 泉島地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 741 | 500 | 地盤・津波及び高潮津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 既設海岸の機能不足により、越波被害の恐れがあること、越波の防止を図る。 | 観光資源(土庄海峡)を活かした海岸の整備を図る。 | 住宅地、商業地、その他、農地、その他 |
| 10 1804 | 土庄港海岸 | 西古浜地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 532 | 300 | 地盤・津波及び高潮津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 既設海岸の機能不足により、越波被害の恐れがあること、越波の防止を図る。 | 観光資源(土庄海峡)を活かした海岸の整備を図る。 | 住宅地、商業地、その他、農地、その他 |
| 10 1805 | 土庄港海岸 | 要鉄地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 234 | 100 | 地盤・津波及び高潮津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 既設海岸の機能不足により、越波被害の恐れがあること、越波の防止を図る。 | 観光資源(土庄海峡)を活かした海岸の整備を図る。 | 住宅地、商業地、その他、農地、その他 |
| 10 1806 | 土庄港海岸 | 中屋敷地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 833 | 683 | 地盤・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 10 1807 | 土庄港海岸 | 西岡地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 687 | 350 | 地盤・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 10 2001 | 虎浜海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 310 | 80 | 地盤・津波による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 農地 |
| 10 2101 | 四海漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 2,567 | 2,567 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 10 2401 | 長浜漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 445 | 445 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 10 2501 | 江島港海岸 | 瀬江地区 | 国土(港湾) | 土庄町 | 888 | 724 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 10 2502 | 江島港海岸 | 島島地区 | 国土(港湾) | 土庄町 | 313 | 165 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、その他 |
| 10 2701 | 元自漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 265 | 175 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 10 2901 | 鳥越港海岸 | 鳥越地区 | 国土(港湾) | 土庄町 | 556 | 153 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 10 3301 | 北浦港海岸 | 尾形崎地区 | 国土(港湾) | 土庄町 | 267 | 267 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 10 3302 | 北浦港海岸 | 宮ノ西地区 | 国土(港湾) | 土庄町 | 762 | 249 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 10 3303 | 北浦港海岸 | 新石地区 | 国土(港湾) | 土庄町 | 731 | 272 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地 |
| 10 3401 | 見自漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 400 | 400 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 10 3601 | 小海漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 246 | 246 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 10 3701 | 琴崎漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 553 | 553 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 10 3901 | 田井漁港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 928 | 928 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、農地 |
| 10 4001 | 大瀬港海岸 | 大部地区 | 国土(港湾) | 香川県 | 1,612 | 961 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 住宅地、商業地 |
| 10 4201 | 小瀬港海岸 | — | 農水(水産) | 土庄町 | 2,034 | 1,962 | 高潮による被害の軽減を目的とした保全施設の整備を行う。 | 地盤・津波に対して施設のさらなる強化を図る。 | 海岸利用に配慮した海岸整備を行う。 | 農地 |

第3章 海岸の維持・管理に関する事項

海岸保全に関する基本的事項である海岸の防護・環境・利用に関する施策を実現していくために、海岸保全施設の整備に関するハード面での対応のほかに、海岸の維持・管理を適切に実行していくことも重要である。以下に海岸の維持・管理に関する対応を示す。



1. 日常的な管理に関する事項

① 海岸の監視および点検

海岸保全施設や利便施設はもとより、砂浜などについても定期的なパトロールを行うとともに、地域住民などからの情報提供も活用して、施設の汚損や破損等の危険箇所の発見に努め、背後地の安全と快適な海岸利用の確保を図る。

② 海岸における規制措置

海岸の占用については、海岸がすべての人に開放された財産であることから、幅広い海岸利用を阻害しないよう努めるとともに、海岸利用の利便性の向上に資するよう配慮する。

土石の採取については、海岸の侵食傾向が認められる海岸では、原則的には許可しないものとし、その他の行為についても、海岸保全に悪影響を及ぼさないよう慎重に対応することとする。海岸の状況に応じて自動車の乗り入れや土石の投棄等の規制も実施する。

なお、規制措置に違反した者に対しては、原状回復または費用の負担を求め、海岸の保全を図る。

③ 海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設

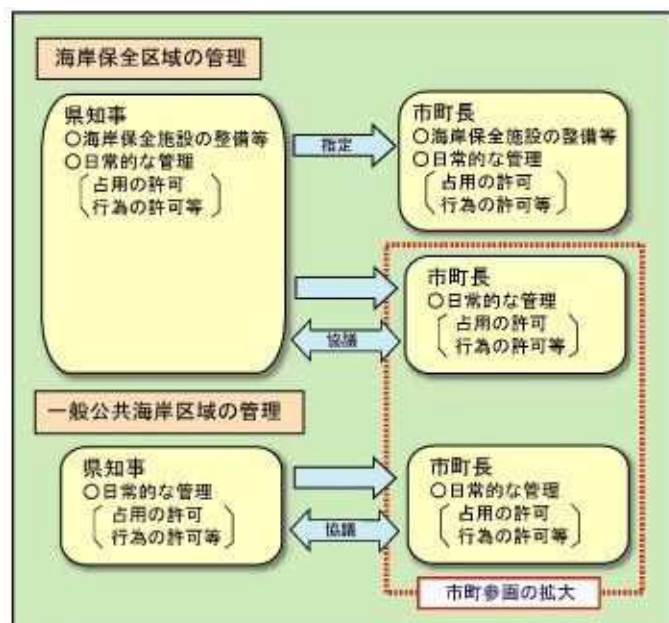
海岸の保全にあたっては、海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設が適切に管理されることも重要なことであるため、海岸保全施設を管理する海岸管理者以外の者が、適切な管理を行っているかを監督し、必要があれば改善の指導・命令などにより、海岸の保全を確保する。

④ 市町長による海岸の管理

日常的な海岸の管理は、県よりも地元住民とより密接な関係を有する市町が実施することが望ましいことから、積極的に市町が管理できるようにする。

⑤ 水門、陸閘等の安全かつ確実な操作

水門・陸閘等について、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等を策定する。また、災害時には海岸



管理者による障害物の処分等の緊急措置を行う。

津波等の異常気象発生時に開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、電動化・自動化を推進する。

⑥ 災害への対応

高潮（越波）や侵食を防止するため、着実な施設整備と適切な管理を行うとともに、高波浪時や津波などにおける避難や監視の体制を関係市町などとともに強化し、海岸背後地の住民の安全を確保する。

高波浪や津波などが発生した場合には、速やかに海岸を点検し、海岸保全施設の被災が発見された場合には、速やかな復旧を行い、安全を確保するとともに、被災時の状況や被災原因等の情報収集を行う。

また、高潮や津波等の災害に備え、海岸管理者は浸水が想定される地域について事前に把握し、浸水予測図等を作成する。加えて、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から防災意識の高揚と防災に関する知識の普及を図る。

2. 環境問題への対応

① ごみの不法投棄

ごみの不法投棄による海岸の汚損が目立つことから、関係機関と連携してパトロールなどを行い、不法投棄を防止するとともに、不法投棄を発見した場合には、刑事告発を含め、厳正に対処する。

② 漂着ごみ

異常出水や高波浪等により、海岸には多量のごみが漂着している。漂着ごみについては、河川管理者や河川流域の市町とも連携して対策を進めるとともに、漂着したごみの処理方法については、関係市町と県とで定めたルールにより処理を行う。また、国際的な視点も含む環境教育・ゴミを出さない啓発活動につなげる。

主に河川からの出水等によって発生した大規模漂着流木は、沿岸域における様々な活動に支障を与えることから、関係機関と連携して迅速な対応を図るとともに、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業などの国の事業の活用により、漂着流木等の処理を行う。

③ 景観および貴重な生物等への配慮

本県の海岸（海域）は、大部分が瀬戸内海国立公園に指定されているように優れた景観や豊かな生物環境を誇っている。生物多様性の確保に向けた藻場・干潟の保全やミティゲーション（回避・最小化・代償措置）の視点から、関係機関と連携して景観および貴重な生物の生息環境の保全に努める。

また、住民団体や「かがわ「里海」づくり協議会」等による海岸環境の保全取り組みを充実・拡大させ、環境への意識向上を図る。

3. 啓発活動

① マナーの向上

ごみ問題をはじめとして、人々のマナーの向上により解決・改善できる問題は数多いことから、マナーの向上を図るための啓発活動などを行うとともに、向上が図られない場合には、規制の強化も検討する。

② 海岸愛護活動

海岸の保全の重要性に鑑み、地域活動や、ボランティア活動を支援し、学校などとも連携して海岸愛護思想の普及に努める。

海岸管理者は、海岸の維持等を適正かつ確実にを行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定する。海岸協力団体の活動を支援するため、海岸法上の許可手続を簡素化するとともに、海岸管理者等が情報提供、助言等を行う。

4. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

定期的な巡視または点検によって施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕の措置を講じ、海岸保全施設の機能維持を図る。

今後、老朽化施設の増加が見込まれることから、施設の長寿命化計画を策定して維持及び修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。

①海岸保全施設の存する区域

施設の機能を維持しようとする海岸保全施設の存する区域を、海岸保全施設整理表及び海岸保全施設現況図に示す。

②海岸保全施設の種類、規模及び配置

海岸保全施設の種類、規模及び配置について、海岸保全施設整理表の現況施設概要の欄に示す。

③海岸保全施設の維持又は修繕の方法

各海岸について、地域特性や海岸保全施設の種類、構造等をもとに維持又は修繕の基本的な考え方を立案し、海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法の欄に示す。

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法） (1/9)

| ソーン名 | 市町名 | No. | 海岸名 | 地区名 | 所 | 管理者 | 現況延長 区域延長 (m) | 整備対象 海岸 | 整備上の 配慮項目 | 現況施設概要 (種類、規模等) | 維持又は修繕の方法 |
|-------|-------|---------|---------|--------|-------|-------|---------------------|------------|--------------|---|---|
| 建設年度別 | | | | | | | | | | | |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 0101 | 引田海岸 | 坂元海岸 | 国土(水) | 香川県 | 1,461 | 整備対象 海岸 | C B | 防波堤 840m、導流堤 170m、突堤 41m、消波 44m、消波工 430m | レクリエーション面での複合利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防護を中心とした既存施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 0201 | 相生漁港海岸 | - | 農水(水) | 東かがわ市 | 65 | 整備対象 海岸 | C B | 防波堤 340.4m | レクリエーション面での複合利用や漁業などの活用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 0201 | 引田海岸 | 相生馬場海岸 | 国土(水) | 香川県 | 992 | 整備対象 海岸 | C C | 防波堤 18m、防波工 1基 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 0401 | 馬居漁港海岸 | - | 農水(水) | 東かがわ市 | 347 | 整備対象 海岸 | C C | 防波堤 150m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 0501 | 引田漁港海岸 | - | 農水(水) | 東かがわ市 | 1,064 | 整備対象 海岸 | C C | 防波堤 454.8m、堤防 32m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 0601 | 引田漁港海岸 | 川向海岸 | 国土(水) | 香川県 | 770 | 整備対象 海岸 | C B | 防波堤 458.7m、堤防 9.9m | レクリエーション面での複合利用や漁業などの活用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 0701 | 引田海岸 | 田ノ浦海岸 | 国土(水) | 香川県 | 532 | 整備対象 海岸 | C A | 環状堤防 172.3m、突堤 1.92m | レクリエーション面での複合利用や漁業などの活用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 0801 | 安戸港海岸 | 松原地区 | 国土(水) | 東かがわ市 | 943 | 整備対象 海岸 | C A | 環状堤防 470m、堤防 240m | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 0802 | 安戸港海岸 | 松原地区 | 国土(水) | 東かがわ市 | 499 | 整備対象 海岸 | C B | 環状堤防 319m | 貴重な自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 0803 | 安戸港海岸 | 他地区 | 国土(水) | 東かがわ市 | 442 | 整備対象 海岸 | C A | 堤防 361m、突堤 1基 | レクリエーション面での複合利用や漁業などの活用はあるものの、貴重な自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 0901 | 引田海岸 | 安戸海岸 | 国土(水) | 香川県 | 488 | 整備対象 海岸 | C A | 環状堤防 389.9m、堤防 98m | 安戸漁業漁港（ハナテ産業集積地）などの複合利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 1001 | 綾ヶ島海岸 | - | 農水(水) | 香川県 | 198 | 整備対象 海岸 | C B | 堤防 198m | レクリエーション面での複合利用や漁業などの活用はあるものの、貴重な自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 1101 | 白鳥港海岸 | 小松原地区 | 国土(水) | 香川県 | 1,131 | 整備対象 海岸 | C A | 環状堤防 623m、護岸 834.6m | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 1102 | 白鳥港海岸 | 松原地区 | 国土(水) | 香川県 | 1,660 | 整備対象 海岸 | C A | 環状堤防 998m、護岸 514.1m、突堤 598m、護岸堤 441.8m | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 1201 | 三本松漁港海岸 | 須賀地区 | 国土(水) | 香川県 | 1,252 | 整備対象 海岸 | C A | 環状堤防 80m | レクリエーション面での複合利用や漁業などの活用はあるものの、貴重な自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 1202 | 三本松漁港海岸 | 三本松地区 | 国土(水) | 香川県 | 1,319 | 整備対象 海岸 | C C | 防波堤 488m | レクリエーション面での複合利用や漁業などの活用はあるものの、貴重な自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 1203 | 三本松漁港海岸 | 浜町地区 | 国土(水) | 香川県 | 1,613 | 整備対象 海岸 | C C | 防波堤 930m、防波工 4基 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 1301 | 大内海岸 | 番屋海岸 | 国土(水) | 香川県 | 930 | 整備対象 海岸 | C B | 利用促進 堤防 930m、防波工 4基 | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 1401 | 小磯漁港海岸 | - | 農水(水) | 東かがわ市 | 660 | 整備対象 海岸 | C B | 利用促進 堤防 231.7m、堤防 140m | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 1501 | 山田海岸 | - | 農水(水) | 香川県 | 2,580 | 整備対象 海岸 | C B | 利用促進 堤防 1133m | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 1601 | 馬居漁港海岸 | - | 農水(水) | 香川県 | 440 | 整備対象 海岸 | C C | 防波堤 249.1m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | 東かがわ市 | 01 1701 | 榑木海岸 | - | 農水(水) | 香川県 | 1,183 | 整備対象 海岸 | C B | 防波堤 746m | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 0101 | 津田海岸 | 中谷海岸 | 国土(水) | 香川県 | 598 | 整備対象 海岸 | C A | 堤防 598m、護岸堤 300m、防波堤 60m、防波工 4基、水門2基、磯場1基 | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 0201 | 藤元漁港海岸 | - | 農水(水) | さぬき市 | 640 | 整備対象 海岸 | C B | 防波堤 307.7m、消波工 117m、防波門1基 | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 0301 | さぬき海岸 | 柳高海岸 | 国土(水) | 香川県 | 115 | 整備対象 海岸 | C B | 環状堤防 60m、堤防 119m、防波工 4基 | レクリエーション面での複合利用や漁業などの活用はあるものの、貴重な自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 0401 | 津田港海岸 | 現代地区 | 国土(水) | 香川県 | 1,844 | 整備対象 海岸 | C B | 環状堤防 340.8m | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 0402 | 津田港海岸 | 松原地区 | 国土(水) | 香川県 | 680 | 整備対象 海岸 | C A | 防波堤 67m | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 0403 | 津田港海岸 | 松林地区 | 国土(水) | 香川県 | 1,133 | 整備対象 海岸 | C A | 環状堤防 40m | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 0404 | 津田港海岸 | 津田地区 | 国土(水) | 香川県 | 390 | 整備対象 海岸 | C C | 防波堤 356.4m | レクリエーション面での複合利用や漁業などの活用はあるものの、貴重な自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 0405 | 津田港海岸 | 汐田地区 | 国土(水) | 香川県 | 1,543 | 整備対象 海岸 | C B | 環状堤防 1192m、護岸 356.4m | レクリエーション面での複合利用や漁業などの活用はあるものの、貴重な自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 0501 | さぬき海岸 | 羽立海岸 | 国土(水) | 香川県 | 235 | 整備対象 海岸 | C B | 利用促進 - | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 0601 | 吉見漁港海岸 | - | 農水(水) | さぬき市 | 390 | 整備対象 海岸 | C B | 利用促進 防波堤 45m、護岸 89.5m、導流堤 2基(40.0m) | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 0701 | 平坂海岸 | - | 農水(水) | 香川県 | 405 | 整備対象 海岸 | C B | 利用促進 護岸 300m | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 0801 | 前坂海岸 | - | 農水(水) | さぬき市 | 120 | 整備対象 海岸 | C B | 環状堤防 130m | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 0901 | 江油漁港海岸 | - | 農水(水) | さぬき市 | 278 | 整備対象 海岸 | C C | 防波堤 37m、導流堤 33m、防波工 4基、消波工 6m | 自然環境や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 1001 | さぬき海岸 | 香根海岸 | 国土(水) | 香川県 | 320 | 整備対象 海岸 | C B | 環状堤防 317m、導流堤 33m、防波工 4基、消波工 6m | 自然環境や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 1101 | 猪塚港海岸 | 猪塚地区 | 国土(水) | さぬき市 | 1,200 | 整備対象 海岸 | C B | 環状堤防 - | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 1201 | 蛇谷海岸 | - | 農水(水) | 香川県 | 65 | 整備対象 海岸 | C B | 環状堤防 65m | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 1301 | 釜居谷海岸 | - | 農水(水) | 香川県 | 450 | 整備対象 海岸 | C B | 環状堤防 160m | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 1401 | 野々浦海岸 | - | 農水(水) | 香川県 | 124 | 整備対象 海岸 | C B | 環状堤防 82m | 船舶などレクリエーション面での複合利用が盛んであるが、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 1501 | 大輪海岸 | - | 農水(水) | 香川県 | 82 | 整備対象 海岸 | C C | 防波堤 82m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東置 | さぬき市 | 02 1601 | 小輪海岸 | - | 農水(水) | さぬき市 | 90 | 整備対象 海岸 | C C | 防波堤 90m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）

(73/9)

| ゾーン名 | 市町名 | NO. | 海岸名 | 地区名 | 所 | 管理者 | 行政区 | 行政区長 | 整備対象 | | 船舶の方向性 | 現況施設概要 | 維持又は修繕の方法 |
|------|----------|---------|-------|--------|--------|------|-----|-------|------|----------|--------|--|--|
| | | | | | | | | | 海岸 | 整備上の配置項目 | | | |
| 東讃 | さぬき市 | 02-1701 | 小田瀬海岸 | — | 徳水(水産) | さぬき市 | (h) | 294 | O | C | 防波堤 | 97m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-1801 | さぬき海岸 | 本小田海岸 | 国土(水産) | 香川県 | | 165 | C | C | 防波堤 | 165m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-1901 | 小田瀬海岸 | — | 徳水(水産) | さぬき市 | | 336 | O | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-2001 | 志度海岸 | 浦小田海岸 | 国土(水産) | 香川県 | | 1,344 | C | A | 利用促進 | 防波堤 135m、崩岸壁 210m、潮流堤 200.5m、築堤 216m、防波堤 2基、消波工 417m、水門 1基 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-2101 | 菅瀬海岸 | — | 徳水(水産) | さぬき市 | | 224 | O | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-2201 | さぬき海岸 | 菅瀬海岸 | 国土(水産) | 香川県 | | 374 | O | C | 防波堤 | 307m、埋岸堤 260m、防波堤 2基、消波工 117m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-2301 | 松ヶ谷海岸 | — | 徳水(水産) | 香川県 | | 54 | A | B | 環境優先 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-2401 | 長者谷海岸 | — | 徳水(水産) | さぬき市 | | 64 | A | B | 環境優先 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-2601 | 長谷海岸 | — | 徳水(水産) | さぬき市 | | 228 | O | C | 防波堤 | 30m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-2701 | 志度海岸 | 長谷新開海岸 | 国土(水産) | 香川県 | | 1,152 | O | B | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-2801 | 新開海岸 | — | 徳水(水産) | さぬき市 | | 328 | O | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-2901 | 志度海岸 | — | 国土(水産) | 香川県 | | 328 | O | B | 環境配慮 | 防波堤 112m、崩岸壁 60m、築堤 53m、築堤 53m、防波堤 2基、水門 1基 | 自然環境と人々の生活が共存している地域であり、防波堤と利用前に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-3001 | 志度海岸 | 白方海岸 | 国土(水産) | 香川県 | | 52 | O | B | 環境配慮 | 防波堤 240m、埋岸堤 100m、防波堤 43.5m、防波堤 1基、水門 1基 | 自然環境と人々の生活が共存している地域であり、防波堤と利用前に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-3101 | 白方海岸 | — | 徳水(水産) | さぬき市 | | 638 | O | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-3201 | さぬき海岸 | 伯父浦海岸 | 国土(水産) | 香川県 | | 184 | C | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-3301 | 緒ヶ浦海岸 | — | 徳水(水産) | 香川県 | | 168 | C | C | 防波堤 | 防波堤 168m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-3401 | さぬき海岸 | 穴子海岸 | 国土(水産) | 香川県 | | 374 | C | C | 防波堤 | 防波堤 374m、埋岸堤 31m、防波堤 4基、水門 1基 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-3501 | 笠浦海岸 | — | 徳水(水産) | 香川県 | | 32 | C | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-3601 | 笠浦海岸 | — | 徳水(水産) | さぬき市 | | 506 | O | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-3701 | 拍瀬海岸 | — | 徳水(水産) | さぬき市 | | 49 | O | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-3801 | 志度海岸 | 塩屋地区 | 国土(水産) | 香川県 | | 1,242 | O | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-3901 | 志度海岸 | 寺川地区 | 国土(水産) | 香川県 | | 729 | O | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市 | 02-3903 | 志度海岸 | 新井地区 | 国土(水産) | 香川県 | | 958 | O | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | さぬき市・高松市 | 02-3904 | 志度海岸 | 原庄地区 | 国土(水産) | 香川県 | | 558 | O | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-0101 | 牟礼海岸 | 原庄海岸 | 国土(水産) | 高松市 | | 66 | O | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-0201 | 勇前海岸 | — | 徳水(水産) | 高松市 | | 52 | O | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-0301 | 牟礼海岸 | 塩屋地区 | 国土(水産) | 香川県 | | 807 | O | B | 利用促進 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-0302 | 牟礼海岸 | 川東地区 | 国土(水産) | 香川県 | | 37 | O | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-0303 | 牟礼海岸 | 柳原地区 | 国土(水産) | 香川県 | | 1,344 | O | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-0304 | 牟礼海岸 | 金山地区 | 国土(水産) | 香川県 | | 322 | O | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-0401 | 金山海岸 | — | 徳水(水産) | 高松市 | | 457 | C | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-0501 | 志度海岸 | 志度地区 | 国土(水産) | 高松市 | | 97 | C | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-0601 | 志度海岸 | — | 徳水(水産) | 香川県 | | 274 | O | B | 環境配慮 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-0701 | 志度海岸 | 高尾海岸 | 徳水(水産) | 香川県 | | 42 | O | B | 利用促進 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-0801 | 志度海岸 | — | 徳水(水産) | 香川県 | | 372 | O | B | 環境配慮 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-0901 | 志度海岸 | — | 徳水(水産) | 高松市 | | 32 | O | A | 環境優先 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-1001 | 志度海岸 | — | 徳水(水産) | 高松市 | | 77 | O | A | 環境優先 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-1101 | 志度海岸 | 鎌野尾海岸 | 国土(水産) | 香川県 | | 54 | O | B | 利用促進 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-1201 | 志度海岸 | — | 徳水(水産) | 高松市 | | 94 | O | A | 環境優先 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-1301 | 江の尻海岸 | 江の尻地区 | 徳水(水産) | 高松市 | | 94 | O | A | 環境優先 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-1302 | 江の尻海岸 | 柳原地区 | 徳水(水産) | 高松市 | | 27 | O | A | 環境優先 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-1401 | 志度海岸 | — | 徳水(水産) | 高松市 | | 277 | O | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 東讃 | 高松市 | 03-1501 | 志度海岸 | 船尾地区 | 国土(水産) | 高松市 | | 1,022 | O | C | 防波堤 | — | 利用促進や自然環境の復元対策など特別の配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 |

海岸保全施設整理表 (施設現況及び維持・修繕方法)

(74/9)

| ゾーン名 | 市町名 | NO. | 海岸名 | 地区名 | 所 | 管理者 | 整備対象 海岸 (ha) | 整備上の 配慮項目 | 岸岸線 の方向性 (海岸ノリ) | 現況施設概要 (種類、規模等) | 維持又は修繕の方法 | |
|--------|-----|---------|-------|----------|--------|-----|--------------------|--------------|-----------------------|---|--|--------------|
| | | | | | | | | | | | 整備対象 海岸 (ha) | 整備上の 配慮項目 |
| 東讃 | 高松市 | 03 1701 | 久通海岸 | 久通地区 | 国土(津波) | 高松市 | 1,420 | ○ A B | 縦向き | 護岸 457m、物置場等 28m | レクリエーション面での海岸利用や漁業などの利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 東讃 | 高松市 | 03 1801 | 立石港海岸 | 立石地区 | 国土(津波) | 高松市 | 511 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 465m、物置場等 42m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 東讃 | 高松市 | 03 1901 | 石崎海岸 | 石崎地区 | 国土(津波) | 高松市 | 572 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 422m、物置場等 110m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 東讃 | 高松市 | 03 2001 | 石崎海岸 | 石崎海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 766 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 481.3m、突堤 350m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 高松 | 高松市 | 03 2101 | 高松港海岸 | 浦左地区 | 国土(津波) | 香川県 | 438 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 363m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 高松 | 高松市 | 03 2201 | 浦左港海岸 | — | 海水(水国) | 高松市 | 1,047 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 458.2m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 高松 | 高松市 | 03 2102 | 高松港海岸 | 豊島西地区 | 国土(津波) | 香川県 | 1,778 | ○ B B | 環境配慮 | 護岸 1739m | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの利用が共存している地域であり、景観面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 高松 | 高松市 | 03 2103 | 高松港海岸 | 高元・高元子地区 | 国土(津波) | 香川県 | 2,446 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 2371m、物置場等 75m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 高松 | 高松市 | 03 2104 | 高松港海岸 | 朝日地区 | 国土(津波) | 香川県 | 10,019 | ○ C B | 防波堤 | 護岸 5427m、物置場等 492m | レクリエーション面での海岸利用や漁業などの利用があるものの、利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 高松 | 高松市 | 03 2105 | 高松港海岸 | 北・東地区 | 国土(津波) | 香川県 | 1,613 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 606m、物置場等1007m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 高松 | 高松市 | 03 2106 | 高松港海岸 | 玉島地区 | 国土(津波) | 香川県 | 800 | ○ C C | 防波堤 | 物置場等 455m、護岸373m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 高松 | 高松市 | 03 2107 | 高松港海岸 | 西地区 | 国土(津波) | 香川県 | 2,076 | ○ C A | 利用促進 | 堤防 569m、護岸 270m、物置場等 230m、脚壁 1928m、防壁 67.5m | サンポート地区に隣接する中心の賑わいを提供しており、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 高松 | 高松市 | 03 2201 | 高松港海岸 | — | 海水(水国) | 高松市 | 3,897 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 4062m、物置場等 165m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 高松 | 高松市 | 03 2108 | 高松港海岸 | 弦打地区 | 国土(津波) | 香川県 | 4,227 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 5592m、物置場等 1890m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 高松 | 高松市 | 03 2109 | 高松港海岸 | 香野地区 | 国土(津波) | 香川県 | 6,952 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 984m、物置場等 378m | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの利用が共存している地域であり、景観面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 高松 | 高松市 | 03 2110 | 高松港海岸 | 神谷地区 | 国土(津波) | 香川県 | 1,362 | ○ B B | 環境配慮 | 護岸 3022m、物置場等 721m | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの利用が共存している地域であり、景観面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 玉台 | 高松市 | 03 2111 | 高松港海岸 | 生島地区 | 国土(津波) | 香川県 | 3,733 | ○ B A | 利用促進 | 護岸 456m、物置場等 257m、脚壁 143m、陸間 816m | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 玉台 | 高松市 | 03 2501 | 亀島港海岸 | — | 海水(水国) | 香川県 | 1,760 | ○ B B | 環境配慮 | 堤防 544m、陸上 71m | レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 高松市 | 03 2601 | 大島海岸 | 大島地区 | 国土(津波) | 高松市 | 651 | ○ A B | 環境配慮 | 護岸 610m | レクリエーション面での海岸利用や漁業などの利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 高松市 | 03 2701 | 大井海岸 | — | 海水(水国) | 香川県 | 610 | ○ A C | 環境配慮 | 護岸 245m、物置場等 245m、脚壁 230m、陸間 84m | 貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 高松市 | 03 2801 | 男木港海岸 | — | 海水(水国) | 高松市 | 220 | ○ A C | 環境配慮 | 護岸 242m、物置場等 42m、脚壁 607m、陸間 1016m | 貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 高松市 | 03 2901 | 男木港海岸 | 段畑地区 | 国土(津波) | 高松市 | 672 | ○ A C | 環境配慮 | 護岸 1081m、突堤 151.5m | 貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 高松市 | 03 3001 | 女木港海岸 | 女木東海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 1,080 | ○ A C | 環境配慮 | 護岸 375m、物置場等 60m、突堤 73m、脚壁 765m、陸間 181m | 貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 高松市 | 03 3101 | 女木港海岸 | 東ノ口地区 | 国土(津波) | 高松市 | 1,460 | ○ A C | 環境配慮 | 突堤 121m | 貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 高松市 | 03 3201 | 女木港海岸 | 女木西海岸 | 国土(水国) | 香川県 | 570 | ○ A C | 環境配慮 | 護岸 2747m、物置場等 120m、脚壁 127m、陸間 216m | 貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 高松市 | 03 3301 | 西島港海岸 | — | 海水(水国) | 高松市 | 411 | ○ A B | 環境配慮 | 堤防 357m | レクリエーション面での海岸利用や漁業などの利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 高松市 | 03 3401 | 女木港海岸 | — | 海水(水国) | 香川県 | 1,100 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 2358m、物置場等 1635m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 玉台 | 坂出市 | 04 0101 | 木立港海岸 | — | 国土(津波) | 坂出市 | 2,168 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 2168m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 玉台 | 坂出市 | 04 0201 | 乃生港海岸 | — | 海水(水国) | 坂出市 | 3,993 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 2358m、物置場等 383m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 玉台 | 坂出市 | 04 0301 | 松ノ浦海岸 | — | 海水(水国) | 香川県 | 350 | ○ C C | 防波堤 | 堤防 357m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 玉台 | 坂出市 | 04 0401 | 坂出港海岸 | 地区18 | 国土(津波) | 坂出市 | 3,120 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 2885m、物置場等 235m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 坂出・丸亀 | 坂出市 | 04 0402 | 坂出港海岸 | 地区17 | 国土(津波) | 坂出市 | 1,984 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 1742m、物置場等 260m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 坂出・丸亀 | 坂出市 | 04 0403 | 坂出港海岸 | 地区16 | 国土(津波) | 坂出市 | 2,192 | ○ B B | 環境配慮 | 護岸 1806m、物置場等 383m | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの利用が共存している地域であり、景観面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 坂出・丸亀 | 坂出市 | 04 0404 | 坂出港海岸 | 地区15 | 国土(津波) | 坂出市 | 4,187 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 2585m、物置場等 159m、突堤 11m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 坂出・丸亀 | 坂出市 | 04 0405 | 坂出港海岸 | 地区14 | 国土(津波) | 坂出市 | 1,261 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 164m、物置場等 61m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 坂出・丸亀 | 坂出市 | 04 0406 | 坂出港海岸 | 地区13 | 国土(津波) | 坂出市 | 2,205 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 2190m、水門 25m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 坂出・丸亀 | 坂出市 | 04 0407 | 坂出港海岸 | 地区12 | 国土(津波) | 坂出市 | 3,268 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 1725m、物置場等 183m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 坂出・丸亀 | 坂出市 | 04 0408 | 坂出港海岸 | 地区11 | 国土(津波) | 坂出市 | 1,512 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 1392m、物置場等 120m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 坂出・丸亀 | 坂出市 | 04 0409 | 坂出港海岸 | 地区10 | 国土(津波) | 坂出市 | 1,168 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 848m、物置場等 330m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 坂出・丸亀 | 坂出市 | 04 0410 | 坂出港海岸 | 地区9 | 国土(津波) | 坂出市 | 1,034 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 912m、物置場等 122m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 坂出・丸亀 | 坂出市 | 04 0411 | 坂出港海岸 | 地区8 | 国土(津波) | 坂出市 | 519 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 810m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 坂出・丸亀 | 坂出市 | 04 0412 | 坂出港海岸 | 地区7 | 国土(津波) | 坂出市 | 1,373 | ○ C C | 防波堤 | 護岸 1313m、物置場等 60m | 利用促進や自然環境の保全対策と特別の配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）

(75/9)

| ゾーン名 | 市町名 | No. [管理区域] | 海岸名 | 地区名 | 所 管 | 管理者 | 要配慮地区 区域延長 (m) | 整備対象 海岸 | 整備上の 配慮項目 [築堤面/利用面] | 整備上の 配慮項目 の方向性 (海岸タイプ) | 現況施設概要 (種類、規模等) | 維持又は修繕の方法 |
|----------|----------|---------------|---------|-------|--------|------|----------------------|------------|---------------------------|---------------------------------|--|--|
| 坂出・丸亀 | 坂出市 | 04 0413 | 坂出海岸 | 地区1 | 国土(海防) | 坂出市 | 371 | ○ | C | C | 護岸 371m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 坂出・丸亀 | 坂出市 | 04 0501 | 御供所港海岸 | — | 農水(水産) | 坂出市 | 1,331 | ○ | C | C | 護岸 971m、物揚場等 380m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 坂出・丸亀 | 坂出市 | 04 0601 | 東浦漁港海岸 | — | 農水(水産) | 坂出市 | 933 | ○ | C | C | 護岸 454m、物揚場等 470m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 坂出・丸亀 | 坂出市 | 04 0701 | 西浦漁港海岸 | — | 農水(水産) | 坂出市 | 1,124 | ○ | C | C | 護岸 317m、物揚場等 761m、突堤 18m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 坂出・丸亀 | 坂出市 | 04 0801 | 坂出海岸 | 砂浜海岸 | 国土(水防) | 香川県 | 415 | ○ | A | A | 護岸 330m、離岸堤 220m、突堤 70m、遊歩 19.4m、陸こう 2基 | 重なる自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 坂出市 | 04 0901 | 西浦海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 540 | ○ | A | C | 護岸 236.1m | 重なる自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 坂出市 | 04 1001 | 笠浦海岸 | — | 農水(農村) | 坂出市 | 380 | ○ | A | C | 護岸 154m、物揚場等 151m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 坂出市 | 04 1101 | 岩黒瀬海岸 | — | 農水(水産) | 坂出市 | 294 | ○ | C | C | 護岸 505m、物揚場等 641m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 坂出市 | 04 1201 | 磯石浜海岸 | — | 農水(水産) | 坂出市 | 1,170 | ○ | C | C | 護岸 521m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 坂出市 | 04 1301 | 身島海岸 | 地区9 | 国土(海防) | 坂出市 | 521 | ○ | C | C | 護岸 205m、物揚場等 137m、突堤 17m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 坂出市 | 04 1302 | 身島海岸 | 地区10 | 国土(海防) | 坂出市 | 430 | ○ | C | C | 護岸 248m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 坂出市 | 04 1303 | 身島海岸 | 地区11 | 国土(海防) | 坂出市 | 248 | ○ | C | C | 護岸 996m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 坂出市 | 04 1304 | 身島海岸 | 地区6 | 国土(海防) | 坂出市 | 996 | ○ | C | C | 護岸 398m、物揚場等 149m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 坂出市 | 04 1305 | 身島海岸 | 地区7 | 国土(海防) | 坂出市 | 848 | ○ | C | C | 護岸 398m、物揚場等 149m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 坂出市 | 04 1306 | 身島海岸 | 地区17 | 国土(海防) | 坂出市 | 766 | ○ | C | C | 護岸 705m、物揚場等 0m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 坂出市 | 05 0101 | 宇多津海岸 | 吉田海岸 | 国土(水防) | 香川県 | 781 | ○ | C | C | 護岸 780.5m、防波堤 121m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 坂出・丸亀 | 宇多津町 | 05 0201 | 北浦漁港海岸 | — | 農水(水産) | 宇多津町 | 706 | ○ | C | C | 護岸 378.5m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 坂出・丸亀 | 宇多津町 | 05 0301 | 宇多津海岸 | 北浦地区 | 国土(水防) | 香川県 | 868 | ○ | B | B | 護岸 706m | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や遊覧などの利用が共存している地域であり、環境と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 坂出・丸亀 | 宇多津町 | 05 0302 | 宇多津海岸 | 宇夫殿地区 | 国土(海防) | 香川県 | 2,725 | ○ | B | A | 護岸 2943m | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や遊覧などの利用が共存している地域であり、環境と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 坂出・丸亀 | 丸亀市 | 06 0101 | 丸亀海岸 | 土器地区 | 国土(海防) | 香川県 | 2,169 | ○ | B | B | 護岸 1986.8m | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や遊覧などの利用が共存している地域であり、環境と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 坂出・丸亀 | 丸亀市 | 06 0201 | 丸亀海岸 | 富士見地区 | 国土(海防) | 香川県 | 5,129 | ○ | C | B | 護岸 2866.5m | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や遊覧などの利用が共存している地域であり、環境と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 坂出・丸亀 | 丸亀市 | 06 0202 | 丸亀海岸 | 蓬莱地区 | 国土(海防) | 香川県 | 6,438 | ○ | B | B | 護岸 4661m | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や遊覧などの利用が共存している地域であり、環境と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 坂出・丸亀 | 丸亀市 | 06 0203 | 丸亀海岸 | 取和地区 | 国土(水防) | 香川県 | 4,431 | ○ | B | B | 護岸 730m | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や遊覧などの利用が共存している地域であり、環境と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 坂出・丸亀 | 丸亀市・多度津町 | 06 0301 | 丸亀多度津海岸 | 中津原海岸 | 国土(水防) | 香川県 | 1,572 | ○ | B | A | 護岸 1871.7m、突堤 415m、陸こう 4基、消波工 886.8m | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や遊覧などの利用が共存している地域であり、環境と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 0401 | 向島海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 323 | ○ | A | C | 護岸 68.7m | 重なる自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 0501 | 向島海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 776 | ○ | A | C | 護岸 495m、堤防 903m | 重なる自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 0601 | 向島北海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 507 | ○ | C | C | 護岸 744m、防壁 4m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 0701 | 本島海岸 | 港その1 | 国土(海防) | 丸亀市 | 774 | ○ | C | C | 護岸 744m、防壁 4m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 0702 | 本島海岸 | 港その2 | 国土(海防) | 丸亀市 | 1,704 | ○ | C | C | 護岸 1450m (5二線堤210m)、突堤 218.5m、遊歩 62m、防壁 152m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 0703 | 本島海岸 | 港その3 | 国土(海防) | 丸亀市 | 1,386 | ○ | C | C | 護岸 180m、防壁 12m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 0801 | 生ノ垢海岸 | 坂辺地区 | 国土(海防) | 丸亀市 | 371 | ○ | C | B | 護岸 590m、離岸堤 308m、突堤 140m、陸こう 6基 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 1001 | 本島丸亀海岸 | 生ノ垢海岸 | 国土(水防) | 香川県 | 550 | ○ | C | B | 護岸 590m、離岸堤 308m、突堤 140m、陸こう 6基 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 1101 | 本島丸亀海岸 | 尻浜海岸 | 国土(水防) | 香川県 | 524 | ○ | C | C | 護岸 396m、離岸堤 180m、突堤 98m、陸こう 4基、消波工 234m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 1201 | 本島丸亀海岸 | 福田海岸 | 国土(水防) | 香川県 | 350 | ○ | C | C | 護岸 108.7m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 1301 | 福田海岸 | — | 農水(水産) | 丸亀市 | 372 | ○ | C | C | 護岸 495m、堤防 903m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 1401 | 大浦海岸 | 坂辺地区 | 国土(海防) | 丸亀市 | 1,486 | ○ | C | C | 護岸 495m、堤防 903m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 1501 | 笠屋海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 620 | ○ | A | A | 護岸 440.4m | 部分を除くレクリエーション面での遊覧利用や遊覧などがあるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であるため、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 1601 | 笠屋海岸 | — | 農水(農村) | 丸亀市 | 52 | ○ | A | B | 護岸 104m | レクリエーション面での遊覧利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 1701 | 笠屋海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 552 | ○ | A | B | 護岸 302.2m | レクリエーション面での遊覧利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 1801 | 笠屋海岸 | — | 農水(水産) | 丸亀市 | 436 | ○ | A | B | 護岸 102m | レクリエーション面での遊覧利用や遊覧などの商業活動があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 1901 | 新在家海岸 | 坂辺地区 | 国土(海防) | 丸亀市 | 102 | ○ | A | A | 護岸 78m、堤防 517m | レクリエーション面での遊覧利用や遊覧などの商業活動があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 2001 | 里浦海岸 | 坂辺地区 | 国土(海防) | 丸亀市 | 600 | ○ | C | C | 護岸 133.5m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防風を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 詫間湾・埴輪諸島 | 丸亀市 | 06 2101 | 牛島海岸 | — | 農水(農村) | 香川県 | 513 | ○ | A | C | 護岸 133.5m | 重なる自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）

(76/9)

| ゾーン名 | 市町名 | No. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 整備対象 | | 整備上の留意事項 | 現況施設概要 (種類、規模等) | 維持又は修繕の方法 |
|---------|------|---------|--------|---------|--------|------|------------|------|-------------|--|-----------|
| | | | | | | | 整備対象 海岸 | 整備項目 | | | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 2201 | 小川浦海岸 | 港地区 | 龍水(港) | 丸亀市 | 572 | ○ | 防波堤 67m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 2301 | 里浦海岸 | — | 龍水(農村) | 香川県 | 214 | ○ | 環境護岸 21m | 貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 2401 | 広島東海岸 | — | 龍水(農村) | 香川県 | 1,677 | ○ | 環境護岸 45m | 貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 2501 | 稲田海岸 | — | 龍水(農村) | 香川県 | 461 | ○ | 環境護岸 45m | 貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 2601 | 江ノ浦海岸 | 港その1 | 龍水(港) | 丸亀市 | 1,130 | ○ | 防波堤 112m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 2602 | 江ノ浦海岸 | 港その2 | 龍水(港) | 丸亀市 | 1,067 | ○ | 防波堤 112m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 2701 | 広島丸亀海岸 | 甲路海岸 | 龍水(水産) | 香川県 | 1,011 | ○ | 防波堤 112m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 2801 | 甲路港海岸 | — | 龍水(水産) | 丸亀市 | 461 | ○ | 防波堤 112m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 2901 | 青木港海岸 | 市井地区 | 龍水(水産) | 丸亀市 | 766 | ○ | 防波堤 744.4m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 2902 | 青木港海岸 | 青木地区 | 龍水(港) | 丸亀市 | 766 | ○ | 防波堤 744.4m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 3101 | 茂田港海岸 | — | 龍水(水産) | 丸亀市 | 574 | ○ | 防波堤 383m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 3201 | 茂田海岸 | — | 龍水(農村) | 香川県 | 514 | ○ | 防波堤 383m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 3301 | ノゾカミ海岸 | — | 龍水(農村) | 丸亀市 | 167 | ○ | 環境護岸 167m | 貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 3401 | 手島港海岸 | 港地区 | 龍水(港) | 丸亀市 | 794 | ○ | 防波堤 638m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 3501 | 手島瀬海岸 | — | 龍水(農村) | 丸亀市 | 166 | ○ | 防波堤 166m | 貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 3801 | 手島西浦海岸 | — | 龍水(農村) | 丸亀市 | 514 | ○ | 防波堤 514m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 3701 | 小手島港海岸 | — | 龍水(水産) | 丸亀市 | 744 | ○ | 防波堤 744.4m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 丸亀市 | 06 3801 | 小手島港海岸 | — | 龍水(農村) | 香川県 | 894 | ○ | 防波堤 894m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 多度津町 | 07 0101 | 多度津港海岸 | 多度津東地区 | 龍水(港) | 多度津町 | 3,794 | ○ | 環境護岸 3,794m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 多度津町 | 07 0102 | 多度津港海岸 | 多度津西地区 | 龍水(港) | 多度津町 | 5,406 | ○ | 環境護岸 5,406m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防波堤を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 多度津町 | 07 0201 | 多度津海岸 | 東方海岸 | 龍水(水産) | 香川県 | 461 | ○ | 環境護岸 461m | 貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 多度津町 | 07 0301 | 白方港海岸 | — | 龍水(水産) | 多度津町 | 508 | ○ | 環境護岸 508m | 貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 多度津町 | 07 0401 | 多度津海岸 | 西方海岸 | 龍水(水産) | 香川県 | 588 | ○ | 利用促進 588m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 多度津町 | 07 0601 | 見立港海岸 | 浜地区 | 龍水(水産) | 多度津町 | 1,414 | ○ | 利用促進 1,414m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 多度津町 | 07 0701 | 高尾港海岸 | — | 龍水(農村) | 香川県 | 706 | ○ | 環境護岸 706m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 多度津町 | 07 0801 | 高尾港海岸 | 低ノ浦地区 | 龍水(港) | 多度津町 | 3,292 | ○ | 環境護岸 3,292m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 多度津町 | 07 1001 | 佐藤港海岸 | 本浦・長崎地区 | 龍水(港) | 多度津町 | 3,824 | ○ | 環境護岸 3,824m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 多度津町 | 07 1101 | 長崎港海岸 | — | 龍水(農村) | 香川県 | 1,477 | ○ | 環境護岸 1,477m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 多度津町 | 07 1201 | 佐藤港海岸 | 長崎海岸 | 龍水(水産) | 香川県 | 284 | ○ | 環境護岸 284m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 三豊市 | 08 0101 | 大見海岸 | — | 龍水(農村) | 香川県 | 789 | ○ | 環境護岸 789m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 三豊市 | 08 0201 | 花間港海岸 | 水田地区 | 龍水(港) | 香川県 | 3,637 | ○ | 防波堤 3,637m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 三豊市 | 08 0302 | 花間港海岸 | 越前地区 | 龍水(港) | 香川県 | 5,768 | ○ | 環境護岸 5,768m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 三豊市 | 08 0303 | 花間港海岸 | 浜田地区 | 龍水(港) | 香川県 | 4,124 | ○ | 環境護岸 4,124m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 三豊市 | 08 0304 | 花間港海岸 | 高合地区 | 龍水(港) | 香川県 | 1,851 | ○ | 防波堤 1,851m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 三豊市 | 08 0305 | 花間港海岸 | 香田地区 | 龍水(港) | 香川県 | 3,164 | ○ | 環境護岸 3,164m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 三豊市 | 08 0401 | 花間港海岸 | 瀬田海岸 | 龍水(水産) | 香川県 | 771 | ○ | 利用促進 771m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 三豊市 | 08 0501 | 船越港海岸 | — | 龍水(港) | 三豊市 | 1,211 | ○ | 環境護岸 1,211m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 三豊市 | 08 0601 | 花間港海岸 | 船越海岸 | 龍水(水産) | 香川県 | 1,211 | ○ | 環境護岸 1,211m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 三豊市 | 08 0801 | 花間港海岸 | 瀬田海岸 | 龍水(水産) | 香川県 | 487 | ○ | 環境護岸 487m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 三豊市 | 08 0901 | 瀬田港海岸 | — | 龍水(水産) | 三豊市 | 444 | ○ | 防波堤 444m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 三豊市 | 08 1001 | 瀬田海岸 | — | 龍水(農村) | 三豊市 | 124 | ○ | 環境護岸 124m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 三豊市 | 08 1101 | 瀬田海岸 | — | 龍水(農村) | 香川県 | 646 | ○ | 環境護岸 646m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 龍岡湾・壱越島 | 三豊市 | 08 1201 | 花間港海岸 | 箱海岸 | 龍水(水産) | 香川県 | 1,538 | ○ | 環境護岸 1,538m | 龍岡湾と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、龍岡湾と利用に配慮した施設の維持管理に努める。 | |

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）

(7/7)

| ゾーン名 | 市町名 | No. | 海岸名 | 地区名 | 所管 | 管理者 | 整備対象 | | 整備上の 配慮項目 | 現況施設概要 (種類、規模等) | 維持又は修繕の方法 |
|------|------|---------|---------|-------|--------|------|------------|----|---|---|-----------|
| | | | | | | | 整保対象 海岸 | 長さ | | | |
| 三豊市 | 三豊市 | 08 1301 | 箱浦海岸 | 本郷地区 | 国土(建設) | 三豊市 | 1,077 | ○ | — | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や遊憩などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設管理に努める。 | |
| 三豊市 | 三豊市 | 08 1302 | 箱浦海岸 | 箱浦地区 | 国土(建設) | 三豊市 | 12 | ○ | 海岸 339m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 三豊市 | 三豊市 | 08 1401 | 笠原海岸 | — | 農水(水産) | 三豊市 | 31 | ○ | 海岸 267.2m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 三豊市 | 三豊市 | 08 1501 | 荒瀬海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 21 | ○ | — | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 三豊市 | 三豊市 | 08 1601 | 本村海岸 | — | 農水(水産) | 三豊市 | 48 | ○ | 海岸 349.4m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 三豊市 | 三豊市 | 08 1701 | 志々島海岸 | 志々島地区 | 国土(建設) | 三豊市 | 1,041 | ○ | 海岸 1064m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 三豊市 | 三豊市 | 08 1901 | 船越海岸 | 船越地区 | 国土(建設) | 三豊市 | 63 | ○ | 海岸 358m、堤防 237m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 三豊市 | 三豊市 | 08 2001 | 紀の浜海岸 | 水原海岸 | 国土(水産) | 香川県 | 1,525 | ○ | 海岸 453.6m、離岸堤 26m、突堤 17m、防ごう 6区 | 自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設管理に努める。 | |
| 三豊市 | 三豊市 | 08 2101 | 京の浜海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 42 | ○ | 海岸 292m | 農水(水産)が豊富に存在する地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 三豊市 | 三豊市 | 08 2201 | 上瀬田漁港海岸 | — | 農水(水産) | 三豊市 | 63 | ○ | 海岸 481.7m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 三豊市 | 三豊市 | 08 2301 | 不支海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 1,00 | ○ | 海岸 82m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 三豊市 | 三豊市 | 08 2401 | 紀の浜海岸 | 栗島城海岸 | 国土(水産) | 香川県 | 1,14 | ○ | 海岸 370m、突堤 22m、防ごう 14基、消波工 95m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 三豊市 | 三豊市 | 08 2501 | 栗島海岸 | 船越地区 | 国土(建設) | 三豊市 | 58 | ○ | 海岸 551m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 三豊市 | 三豊市 | 08 2601 | 紀の浜海岸 | 下瀬田海岸 | 国土(水産) | 香川県 | 99 | ○ | 海岸 990m、突堤 30m、防ごう 6区 | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 三豊市 | 三豊市 | 08 2701 | 紀の浜海岸 | — | 農水(農林) | 三豊市 | 14 | ○ | 海岸 142m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 三豊市 | 三豊市 | 08 2801 | 栗島海岸 | 東風店地区 | 国土(建設) | 三豊市 | 97 | ○ | 海岸 127m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 0101 | 吉田漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 1,34 | ○ | 海岸 815m、堤防 110m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 0201 | 福田漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 2,65 | ○ | — | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 0301 | 外明神海岸 | — | 農水(農林) | 小豆島町 | 13 | ○ | — | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 0401 | 当院漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 25 | ○ | 海岸 210.4m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 0501 | 亀島海岸 | — | 農水(農林) | 小豆島町 | 85 | ○ | 海岸 50m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 0601 | 岩谷漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 16 | ○ | — | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 0701 | 小豆島内海海岸 | 岩ヶ谷海岸 | 国土(水産) | 香川県 | 38 | ○ | 海岸 631.7m、離岸堤 17m、突堤 110m、防ごう 2基、消波工 381.7m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 0801 | 白瀬海岸 | — | 農水(水産) | 香川県 | 52 | ○ | 海岸 522.8m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 0901 | 輪船漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 85 | ○ | 海岸 615m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 1001 | 小豆島内海海岸 | 徳本海岸 | 国土(水産) | 香川県 | 14 | ○ | 海岸 109.6m、突堤 38.8m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 1101 | 大田海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 30 | ○ | 海岸 234m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 1201 | 多尾海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 18 | ○ | 海岸 180m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 1301 | 小豆島内海海岸 | 瀬戸海岸 | 国土(水産) | 香川県 | 81 | ○ | 海岸 759.7m、離岸堤 207.7m、突堤 173.3m、防ごう 2基 | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 1401 | 瀬戸海岸 | — | 農水(農林) | 小豆島町 | 24 | ○ | 海岸 480m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 1501 | 瀬の倉漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 18 | ○ | 海岸 80.7m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 1601 | 坂手海岸 | 坂手地区 | 農水(水産) | 小豆島町 | 49 | ○ | 海岸 5m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 1602 | 坂手海岸 | 坂手地区 | 国土(建設) | 香川県 | 83 | ○ | 海岸 367.1m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 1701 | 堤越漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 48 | ○ | 海岸 398m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 1801 | 小豆島内海海岸 | 堤越中海岸 | 国土(水産) | 香川県 | 87 | ○ | 海岸 35m | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や遊憩などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 1901 | 西島海岸 | — | 農水(農林) | 小豆島町 | 5 | ○ | 海岸 5m | 自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 2001 | 汐江海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 37 | ○ | 堤防 370m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 2101 | 三角海岸 | — | 農水(農林) | 香川県 | 1,45 | ○ | 海岸 1200m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 2201 | 田瀬漁港海岸 | — | 農水(水産) | 小豆島町 | 35 | ○ | 海岸 35m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 2301 | 内海海岸 | 切谷地区 | 国土(建設) | 香川県 | 30 | ○ | 海岸 453m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 2302 | 内海海岸 | 畑越地区 | 国土(建設) | 香川県 | 46 | ○ | 海岸 388m | 利用促進や自然環境の保全に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 2303 | 内海海岸 | 古江地区 | 国土(建設) | 香川県 | 1,03 | ○ | 海岸 345m | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や遊憩などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設管理に努める。 | |
| 小豆島町 | 小豆島町 | 09 2304 | 内海海岸 | 苗野地区 | 国土(建設) | 香川県 | 3,38 | ○ | 海岸 1370.4m | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や遊憩などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設管理に努める。 | |

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）

(78/9)

| ゾーン名 | 市町名 | No. (管理区域) | 海岸名 | 地区名 | 所 管 | 管理者 | 整備上の 配慮項目 | | 整備上の 配慮項目 海岸 | 整備上の 配慮項目 海岸 | 現況施設概要 (種類、規模等) | 維持又は修繕の方法 |
|--------|------|---------------|---------|---------|--------|------|--------------------|--------------------|--------------------|---|---|-----------|
| | | | | | | | 整備上の 配慮項目 海岸 | 整備上の 配慮項目 海岸 | | | | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 2305 | 内海雄海海岸 | 馬木地区 | 西土(雄納) | 香川県 | 1,840 | 〇 | B | 雄納配慮 海岸 943m、けいり岬岸 78m | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 2306 | 内海雄海海岸 | 安田地区 | 西土(雄納) | 香川県 | 834 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 326m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 2307 | 内海雄海海岸 | 草壁地区 | 西土(雄納) | 香川県 | 3,180 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 1333m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 2308 | 内海雄海海岸 | 白方地区 | 西土(雄納) | 香川県 | 1,794 | 〇 | C | 雄納配慮 海岸 1177m、雄納(防波堤)26m、けいり岬岸 76m | 自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 2409 | 内海雄海海岸 | 水木地区 | 西土(雄納) | 香川県 | 1,402 | 〇 | B | 利用促進 海岸 1118m、けいり岬岸 14m、船場堤 18.5m | 観光やレクリエーション活動と連携したレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 2501 | 小豆島内海海岸 | 水木海岸 | 西土(水保) | 香川県 | 850 | 〇 | B | 雄納配慮 海岸 862m、突堤 50.8m、陸こう 5基、消波工 62m | 自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 2601 | 竹生漁港海岸 | - | 熊水(水保) | 小豆島町 | 331 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 224.8m | 自然環境と人々の生活が共存している地域であり、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 2701 | 石塘海岸 | - | 熊水(雄納) | 香川県 | 350 | 〇 | B | 雄納配慮 海岸 170m | 自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 2801 | 小豆島池田海岸 | 吾島海岸 | 西土(水保) | 香川県 | 112 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 82.8m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 2901 | 牛ヶ浦漁港海岸 | - | 熊水(水保) | 小豆島町 | 77 | 〇 | C | 防波重堤 - | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 3001 | 牛ヶ浦海岸 | - | 熊水(雄納) | 香川県 | 859 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 130m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 3101 | 長崎漁港海岸 | - | 熊水(水保) | 小豆島町 | 196 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 151m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 3201 | 小豆島池田海岸 | 小瀬野海岸 | 西土(水保) | 香川県 | 340 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 328m、陸開 4門 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 3401 | 小豆島池田海岸 | 神田海岸 | 西土(水保) | 香川県 | 280 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 280m、離岸堤 161m、陸開 1門 | レクリエーション面での海岸利用があるもの、利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 3501 | 瀬野漁港海岸 | - | 熊水(水保) | 小豆島町 | 127 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 302.2m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 3601 | 小豆島池田海岸 | 吉ヶ浦海岸 | 西土(水保) | 香川県 | 566 | 〇 | B | 雄納配慮 海岸 566m、離岸堤 250m、陸開 2門 | 自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 3701 | 吉ヶ浦漁港海岸 | - | 熊水(水保) | 小豆島町 | 65 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 248.5m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 3801 | 小豆島池田海岸 | 神神子海岸 | 西土(水保) | 香川県 | 326 | 〇 | B | 雄納配慮 海岸 283m、離岸堤 100m | 自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 3901 | 谷尻漁港海岸 | - | 熊水(水保) | 小豆島町 | 83 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 132.1m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 4001 | 白浜海岸 | - | 熊水(雄納) | 香川県 | 490 | 〇 | A | 雄納優先 海岸 270m | 雄納などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、貴重自然環境、景観資源などが豊富で環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 4101 | 三都港海岸 | 外浜地区 | 西土(雄納) | 小豆島町 | 1,151 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 888.4m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 4102 | 三都港海岸 | 神浦地区 | 西土(雄納) | 小豆島町 | 1,101 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 504.2m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 4201 | 富士漁港海岸 | - | 熊水(水保) | 小豆島町 | 676 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 556m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 4301 | 吉野崎海岸 | 吉野地区 | 西土(雄納) | 小豆島町 | 660 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 457.4m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 4302 | 吉野崎海岸 | 二面地区 | 西土(雄納) | 小豆島町 | 483 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 261.4m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 4401 | 二面漁港海岸 | - | 熊水(水保) | 小豆島町 | 408 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 248.7m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 4501 | 養生漁港海岸 | - | 熊水(水保) | 小豆島町 | 606 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 308m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 4601 | 養生北海岸 | 底畑・底町地区 | 西土(雄納) | 小豆島町 | 696 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 896.6m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 4701 | 池田海岸 | 底条地区 | 西土(雄納) | 香川県 | 766 | 〇 | A | 利用促進 海岸 741m | 観光やレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 4702 | 池田海岸 | 平木地区 | 西土(雄納) | 香川県 | 2,251 | 〇 | B | 雄納配慮 海岸 1469m | 自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 4801 | 衛生漁港海岸 | - | 熊水(水保) | 小豆島町 | 1,364 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 1310.3m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 小豆島町 | 09 4901 | 入部漁港海岸 | - | 熊水(水保) | 小豆島町 | 422 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 533.5m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 0101 | 小豆島土庄海岸 | 破島海岸 | 西土(水保) | 香川県 | 815 | 〇 | A | 雄納優先 海岸 399m、堤防 35m | レクリエーション面での海岸利用があるもの、貴重自然環境・景観資源などが豊富で環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 0201 | 小豆島土庄海岸 | 大高下海岸 | 西土(水保) | 香川県 | 290 | 〇 | B | 雄納配慮 海岸 290m、突堤 40.6m、陸門 1基 | 自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 0301 | 王子島漁港海岸 | - | 熊水(水保) | 土庄町 | 1,848 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 1281m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 0401 | 小豆島土庄海岸 | 洲島海岸 | 西土(水保) | 香川県 | 415 | 〇 | B | 雄納配慮 海岸 394m | 自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 0501 | 土庄東海岸 | 糸島地区 | 西土(雄納) | 香川県 | 1,682 | 〇 | B | 雄納配慮 海岸 1246.5m | レクリエーション面での海岸利用があるもの、貴重自然環境・景観資源などが豊富で環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 0502 | 土庄東海岸 | 龍島地区 | 西土(雄納) | 香川県 | 531 | 〇 | B | 利用促進 海岸 531.2m | 観光やレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 0601 | 龍島海岸 | - | 熊水(水保) | 土庄町 | 478 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 378m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 0701 | 曇川海岸 | - | 熊水(雄納) | 土庄町 | 160 | 〇 | C | 防波重堤 - | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 0801 | 木香海岸 | - | 熊水(雄納) | 土庄町 | 250 | 〇 | C | 防波重堤 - | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 0901 | 柳漁港海岸 | - | 熊水(水保) | 土庄町 | 595 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 565m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1001 | 牛ヶ浦海岸 | - | 熊水(雄納) | 土庄町 | 306 | 〇 | C | 防波重堤 海岸 150m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別配慮を必要としないため、防波を中心とした施設の維持管理に努める。 | |

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）

(79/9)

| ゾーン名 | 市町名 | No. 管理区域 | 海岸名 | 地区名 | 所 管 | 管理者 | 要防区域 区分 | 整備対象 海岸 | 整備上の 配慮項目 | 整備上の 用途 | 現況施設概要 (種類、規模等) | 維持又は修繕の方法 |
|--------|-----|-------------|---------|--------|--------|-----|------------|------------|--------------|------------|---|---|
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1101 | 小豆島土庄海岸 | 千軒海岸 | 国土(水防) | 香川県 | 1,116 | C | C | C | 護岸 983.3m、護岸堤 28m、突堤 23.3m、陸こう 10基、水門 1基 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1201 | 千軒海岸 | — | 農水(水防) | 土庄町 | 806 | O | C | C | 護岸 50m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1301 | 小豆島土庄海岸 | 戸形海岸 | 国土(水防) | 香川県 | 206 | C | C | C | 護岸 128.5m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1401 | 小豆島土庄海岸 | 小瀬地区 | 国土(水防) | 土庄町 | 243 | O | C | C | 護岸 126m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1501 | 小豆島土庄海岸 | 小瀬海岸 | 国土(水防) | 香川県 | 926 | C | C | C | 護岸 926m、突堤 70m、護堤 580m、陸こう 10基 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1601 | 小瀬海岸 | — | 農水(水防) | 香川県 | 580 | C | C | C | 別防 448.1m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1801 | 土庄海岸 | 畷木地区 | 国土(水防) | 香川県 | 1,286 | O | C | C | 護岸 1200m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1802 | 土庄海岸 | 畷ヶ浦地区 | 国土(水防) | 香川県 | 1,518 | O | C | C | 護岸 986m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1803 | 土庄海岸 | 坪島地区 | 国土(水防) | 香川県 | 741 | O | B | A | 土洲堤防の観光客の教育等の海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1804 | 土庄海岸 | 西古兵衛地区 | 国土(水防) | 香川県 | 532 | O | B | A | 護岸 306m | 土洲堤防の観光客の教育等の海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1805 | 土庄海岸 | 畷敷地区 | 国土(水防) | 香川県 | 234 | O | B | A | 護岸 304m | 土洲堤防の観光客の教育等の海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1806 | 土庄海岸 | 中屋敷地区 | 国土(水防) | 香川県 | 833 | O | C | C | 護岸 394.9m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1807 | 土庄海岸 | 西田地区 | 国土(水防) | 香川県 | 687 | O | B | B | 護岸 954m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1808 | 土庄海岸 | 大谷地区 | 国土(水防) | 香川県 | 691 | O | C | C | 護岸 340m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1809 | 土庄海岸 | 越前地区 | 国土(水防) | 香川県 | 112 | C | C | C | 護岸 219m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1810 | 土庄海岸 | 新開地区 | 国土(水防) | 香川県 | 958 | C | C | C | 護岸 182m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 1901 | 小豆島土庄海岸 | 船場売海岸 | 農水(水防) | 香川県 | 575 | O | C | C | 護岸 461m、陸こう 4基、消波工 240m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 2001 | 船場海岸 | — | 農水(水防) | 香川県 | 310 | O | C | B | 護岸 206m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 2101 | 四万海岸 | — | 農水(水防) | 土庄町 | 2,507 | O | C | C | 護岸 1700.7m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 2301 | 小豆島土庄海岸 | 内浜海岸 | 国土(水防) | 香川県 | 465 | C | C | C | 護岸 299.3m、護岸堤 241.6m、突堤 15m、陸こう 2基 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 2401 | 長浜海岸 | — | 農水(水防) | 土庄町 | 445 | O | C | C | 護岸 179m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 2501 | 江島海岸 | 江島地区 | 国土(水防) | 土庄町 | 858 | O | C | C | 護岸 724m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 2502 | 江島海岸 | 島島地区 | 国土(水防) | 土庄町 | 313 | O | C | C | 護岸 144m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 2601 | 島島海岸 | — | 農水(水防) | 土庄町 | 80 | C | C | C | 護岸 89m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 2701 | 元目島海岸 | — | 農水(水防) | 土庄町 | 265 | O | C | C | 護岸 265m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 2801 | 元目島海岸 | — | 農水(水防) | 土庄町 | 510 | O | C | C | 護岸 510m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 2901 | 馬越海岸 | 馬越地区 | 国土(水防) | 土庄町 | 556 | O | C | C | 護岸 502m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 3001 | コジラノ海岸 | — | 農水(水防) | 土庄町 | 206 | C | C | C | 護岸 150m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 3101 | 畷ヶ上海岸 | — | 農水(水防) | 土庄町 | 156 | C | C | C | 護岸 150m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 3201 | 柳の谷海岸 | — | 農水(水防) | 香川県 | 336 | C | C | C | 防波 216m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 3301 | 北浦海岸 | 尾形地区 | 国土(水防) | 土庄町 | 267 | O | C | C | 護岸 606m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 3302 | 北浦海岸 | 宮ノ西地区 | 国土(水防) | 土庄町 | 762 | O | C | C | 護岸 701m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 3303 | 北浦海岸 | 新石地区 | 国土(水防) | 土庄町 | 731 | O | C | C | 護岸 549.9m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 3401 | 見目島海岸 | — | 農水(水防) | 土庄町 | 400 | O | C | C | 護岸 520m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 3501 | 小豆島土庄海岸 | 女島台海岸 | 国土(水防) | 香川県 | 806 | O | C | C | 護岸 797.4m、護岸堤 40.3m、消波工 596m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 3601 | 小瀬海岸 | — | 農水(水防) | 土庄町 | 246 | O | C | C | 護岸 129m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 3701 | 琴塚海岸 | — | 農水(水防) | 土庄町 | 553 | O | C | C | 護岸 299m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 3801 | 小豆島土庄海岸 | 妙見海岸 | 国土(水防) | 香川県 | 335 | O | C | C | 護岸 244.1m、突堤 30m、陸こう 2基 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 3901 | 田井島海岸 | — | 農水(水防) | 土庄町 | 928 | O | C | C | 護岸 686m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 4001 | 大瀬海岸 | 大部地区 | 国土(水防) | 香川県 | 1,612 | O | B | B | 護岸 129m | 自然環境と人の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 4101 | 小浜海岸 | — | 農水(水防) | 土庄町 | 70 | C | C | C | 護岸 70m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 4201 | 小瀬海岸 | — | 農水(水防) | 土庄町 | 2,054 | O | C | C | 護岸 1886.2m | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防備を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 4301 | 千軒海岸 | — | 農水(水防) | 土庄町 | 100 | A | C | C | — | 全面が自然環境・景観資産などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）

(80/9)

| ゾーン名 | 市町名 | No. 管理区域 | 海岸名 | 地区名 | 所 管 | 管理者 | 要保名海岸 区画延長 | | 整備対象 溝 岸 | 整備上の 配慮項目 | 現況施設概要 (種類、規模等) | 維持又は修繕の方法 |
|--------|-----|-------------|---------|-------|--------|-----|---------------|-----|-------------|--------------|---|---|
| | | | | | | | (ha) | (m) | | | | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 4401 | 小豆島土庄海岸 | 神の島海岸 | 西土(休田) | 香川県 | 436 | 0 | B | 堤防(防波) | 自然海岸と人々の共存が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 4501 | カズラ島海岸 | - | 農水(備付) | 土庄町 | 65 | A | C | 漂着物先 | 貴重自然資源・集落資源などが豊富な地域であり、特に自然資源の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 4601 | 池の浦海岸 | - | 農水(備付) | 土庄町 | 550 | A | C | 漂着物先 | 貴重自然資源・集落資源などが豊富な地域であり、特に自然資源の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 4701 | 柳海岸 | - | 農水(備付) | 土庄町 | 60 | A | C | 漂着物先 | 貴重自然資源・集落資源などが豊富な地域であり、特に自然資源の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 4801 | 小島島海岸 | 小島島地区 | 西土(備海) | 土庄町 | 706 | 0 | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 4901 | 小島島海岸 | - | 農水(備付) | 土庄町 | 100 | C | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 5001 | 土庄海岸 | - | 農水(備付) | 香川県 | 400 | C | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 5101 | 桑島海岸 | - | 農水(備付) | 香川県 | 150 | C | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 5201 | 柳浜海岸 | - | 農水(備付) | 土庄町 | 375 | C | B | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 5301 | 柳浜海岸 | - | 農水(備付) | 香川県 | 270 | 0 | C | B | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 5401 | 甲生海岸 | - | 農水(備付) | 香川県 | 700 | 0 | C | B | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 5501 | 歌島土庄海岸 | 甲生海岸 | 西土(休田) | 香川県 | 88 | C | B | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 5601 | 尾子海岸 | - | 農水(備付) | 香川県 | 900 | C | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 5701 | 甲生島海岸 | - | 農水(備付) | 土庄町 | 422 | 0 | C | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 5801 | 神子浜海岸 | - | 農水(備付) | 香川県 | 750 | C | A | 漂着物先 | 貴重自然資源・集落資源などが豊富な地域であり、特に自然資源の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 5901 | 土庄海岸 | 水ヶ浦海岸 | 西土(休田) | 香川県 | 722 | C | A | B | 漂着物先 | 貴重自然資源・集落資源などが豊富な地域であり、特に自然資源の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 6001 | 家浦海岸 | 甲生地区 | 西土(備海) | 香川県 | 360 | C | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 6002 | 家浦海岸 | 家浦地区 | 西土(備海) | 香川県 | 1,707 | 0 | C | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 6003 | 家浦海岸 | 家浦地区 | 西土(備海) | 香川県 | 407 | C | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 | |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 6101 | 破瀬海岸 | - | 農水(備付) | 土庄町 | 270 | 0 | C | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 土庄町 | 10 6201 | 柳瀬海岸 | - | 農水(備付) | 土庄町 | 846 | 0 | C | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 成島町 | 11 0101 | 牛ヶ首海岸 | - | 農水(備付) | 成島町 | 207 | 0 | C | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 成島町 | 11 0201 | 屏風海岸 | 屏風地区 | 西土(備海) | 成島町 | 248 | 0 | B | B | 漂着物先 | 貴重自然資源・集落資源などが豊富な地域であり、特に自然資源の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 成島町 | 11 0301 | 成島海岸 | 屏風海岸 | 西土(休田) | 香川県 | 118 | C | B | B | 漂着物先 | 貴重自然資源・集落資源などが豊富な地域であり、特に自然資源の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 成島町 | 11 0401 | 成島海岸 | 家島北海岸 | 西土(休田) | 香川県 | 408 | 0 | C | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 成島町 | 11 0501 | 成島海岸 | 家島地区 | 西土(備海) | 香川県 | 546 | 0 | C | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 成島町 | 11 0502 | 成島海岸 | 前島地区 | 西土(備海) | 香川県 | 921 | 0 | C | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 成島町 | 11 0503 | 成島海岸 | 木村地区 | 西土(備海) | 成島町 | 4,456 | 0 | C | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 成島町 | 11 0601 | 柳瀬海岸 | - | 農水(備付) | 成島町 | 785 | 0 | C | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 成島町 | 11 0701 | 林海岸 | - | 農水(備付) | 香川県 | 225 | C | A | C | 漂着物先 | 貴重自然資源・集落資源などが豊富な地域であり、特に自然資源の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 成島町 | 11 0801 | 小林海岸 | - | 農水(備付) | 成島町 | 160 | C | A | B | 漂着物先 | 貴重自然資源・集落資源などが豊富な地域であり、特に自然資源の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 成島町 | 11 0901 | 琴反海岸 | - | 農水(備付) | 香川県 | 1,100 | 0 | A | A | 漂着物先 | 貴重自然資源・集落資源などが豊富な地域であり、特に自然資源の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 成島町 | 11 1001 | 倉浦海岸 | - | 農水(備付) | 香川県 | 363 | C | A | C | 漂着物先 | 貴重自然資源・集落資源などが豊富な地域であり、特に自然資源の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 成島町 | 11 1101 | 防波海岸 | 柳防地区 | 農水(備付) | 香川県 | 550 | 0 | C | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 成島町 | 11 1201 | 防波海岸 | 防波地区 | 西土(備海) | 成島町 | 1,240 | 0 | B | C | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 成島町 | 11 1301 | 戸戸海岸 | 戸戸地区 | 西土(備海) | 成島町 | 1,500 | 0 | C | A | 防護直視 | 利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。 |
| 小豆島・直島 | 成島町 | 11 1401 | 成島海岸 | 柏島海岸 | 西土(休田) | 香川県 | 135 | C | A | C | 漂着物先 | 貴重自然資源・集落資源などが豊富な地域であり、特に自然資源の保全に配慮した施設の維持管理に努める。 |

第4章 海岸保全基本計画の実施にあたって

前章までに、あるべき海岸の姿と、その実現のための施策を示したが、これらの施策については、地域住民や利用者、市町及び県の関係者が、海岸保全基本計画を十分に理解し、それぞれの立場で協力し一体となって実施することが重要である。ここでは、それぞれの関係者がこの海岸保全基本計画の実施にあたって配慮すべき事項と関係者の役割について述べる。

1. 計画実施時に配慮すべき事項

① 関連行政機関との連携と調整

海岸保全基本計画を、県として適切かつ効果的に遂行するために、関係機関の連携を強化する必要がある。このために、各海岸管理者等が連絡調整する「庁内連絡協議会」を中心に、海岸行政に関係する機関との連携を強化し、海岸保全基本計画の推進を行っていく。

② 地域住民や利用者、市町との関係

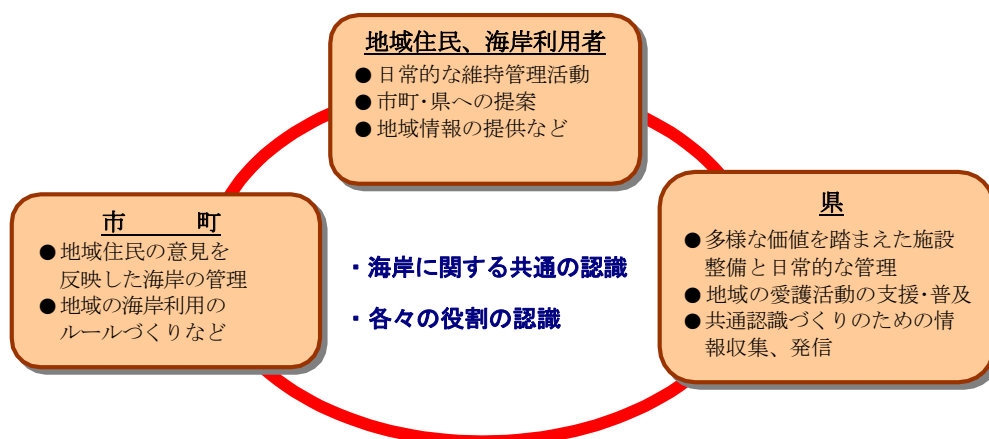
海岸の価値が多様化するなか、海岸に対しての様々な要求があり、行政だけではその要求に対応することが難しくなっている。したがって、地域にふさわしい海岸保全のため、海岸に対する共通の認識と各々の役割の認識により、地域住民や利用者、市町及び県がそれぞれの立場から協力し施策を実施することが重要である。そこで県や市は、地域住民などの団体が行う海岸の美化・愛護活動を支援し、協働して海岸の維持管理を行う。

地域住民や利用者：身近に行われている海岸清掃などのボランティア活動や環境学習会等に参加し、海岸に親しみを持つよう努める。また、地域にふさわしい海岸保全への意見や情報を県や市町に提供する。

市町：地域住民や利用者の活動を支援するとともに、地域住民や利用者からの意見を海岸利用のルールづくりや、地域の整備計画などに反映させる。

県：海岸災害から地域住民を守るため、自然環境や海岸利用に配慮し、地域住民や利用者、市町とともに施設整備や日常的な管理を行う。また、地域での愛護活動の支援、普及や海岸に対する共通の認識づくりのため、海岸に関する情報提供を行っていく。

地域住民や利用者、市町及び県の関係



③ 海岸の情報の蓄積と活用

海岸の漂砂・沖合いの地形変化、汀線変化等防護面の情報、また水質・底質、漂着ごみ等の環境面の情報、海水浴やマリンスポーツなどの利用面の情報等を収集・整理し、海岸の実態の的確な把握に努める。漂砂に関しては、近隣の県との情報の交換を積極的に行っていく。これ

らの情報を踏まえ、より高度な安全性を達成するための技術や自然との調和を目指した技術、新たな利用形態に対応する技術などの活用を図っていく。

市町、地域住民及び利用者等に対して、幅広く海岸に関する情報を発信する。

④ 海岸環境への影響の把握

海岸保全施設の整備にあたっては、「香川県環境配慮指針」等に基づき、整備区域及び周辺環境の現状把握を行うとともに、施設の設置による海岸環境への影響を事前に把握することに努め、長期的にみても影響が生じないように整備計画を検討する。

また、整備中及び整備後においても、海岸環境への影響を把握し、適切な対応を図るため、事後調査等を実施する。

⑤ 事業効果の検討について

海岸保全施設の整備にあたっては、背後の土地利用の状況を踏まえ、事業費と施設整備によって生じる便益を比較し、整備計画が十分な投資効果を有するものであるかどうかを検討する。

⑥ 計画の見直し

整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の、社会情勢変化に的確に対応するために、必要に応じて、計画を柔軟に見直していくものとする。また、希少野生動植物など環境に関する情報の充実化に伴い、必要に応じて、計画の見直しを図る。

2. 組織体制及び事務分掌

① 海岸管理者(香川県)

| 部局名 | 課名 | 事務分掌 |
|-------|-------|---|
| 農政水産部 | 土地改良課 | 海岸法の施行に関すること (農林水産省所管の海岸保全区域に係るものに限る) |
| | 水産課 | 海岸法の施行に関すること (漁港区域に係るものに限る) |
| 土木部 | 河川砂防課 | 海岸法の施行に関すること (国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸保全区域および一般公共海岸区域に係るもの) |
| | 港湾課 | 海岸法の施行に関すること (港湾区域に係るものに限る) |

② 海岸管理に関係のある部局(香川県)

| 部局名 | 課名 | 事務分掌 | |
|----------|-----------------------------|---|-------------------|
| 政策部 | 政策課 | 県行政の長期的かつ総合的な計画の策定及び推進に関すること | |
| | 地域活力推進課 | 瀬戸内海の振興に関すること | |
| | 文化芸術局 | 文化振興課 | 文化の振興及び普及に関すること |
| | | 瀬戸内国際芸術祭推進課 | 瀬戸内国際芸術祭の開催に関すること |
| 危機管理総局 | 危機管理課 | 危機管理の企画及び総合調整に関すること | |
| 環境森林部 | 環境政策課 | 環境行政の総合的な企画及び調整に関すること | |
| | みどり保全課 | 自然環境保全法の施行に関すること | |
| | | 自然公園に関すること | |
| | | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関すること | |
| | 環境管理課 | 瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関すること | |
| | | 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の施行に関すること | |
| みどり整備課 | みどりの整備に関する施策の企画及び総合調整に関すること | | |
| 廃棄物対策課 | 廃棄物対策の企画及び調整並びに推進に関すること | | |
| | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること | | |
| 交流推進部 | 観光振興課 | 観光の振興に関する施策の企画及び調整並びに推進に関すること | |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習・文化財課 | 文化財の保存及び活用に関すること。 | |

③ 海岸管理に関係のある部局(国の機関)

| 部局名 | 課名 | 事務分掌 |
|-------|-----------------------------|-------------------------|
| 農林水産省 | 中国四国農政局 | 海岸事業に関する計画・指導に関わること |
| 国土交通省 | 四国地方整備局 高松港湾・空港 整備事務所 | 港湾区域内の海岸の調査に関わること |
| | 四国地方整備局 香川河川国道事務所 | 海岸の調査に関わること |
| | 海上保安庁 第六管区海上保安部 | 海上汚染の防止に関わること |
| 水産庁 | 漁港漁場整備部 計画課 | 漁港区域内の管理・指導に関わること。 |
| | 漁港漁場整備部 防災漁村課 | 海岸事業に関する計画・指導・調査に関わること。 |

第2編 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画（徳島県域）

3. 燧灘沿岸海岸保全基本計画